

電 委 第 1 2 号
令和 4 年 3 月 2 3 日

電気通信紛争処理委員会
委員各位

電気通信紛争処理委員会
委員長 田村 幸一
(公印、契印省略)

第 2 1 8 回電気通信紛争処理委員会（文書による審議）開催について

標記について、電気通信紛争処理委員会令（平成 1 3 年政令第 3 6 2 号）第 1 4 条に基づき、事務局において、令和 3 年度における委員会の活動状況を取りまとめた年次報告案を作成いたしました。

報告案に対する御意見等の聴取のため、電気通信紛争処理委員会運営規程（平成 1 3 年 1 1 月 3 0 日電気通信事業紛争処理委員会決定第 1 号）第 2 条第 2 項の規定に基づき、第 2 1 8 回委員会を、文書による審議（電子メール）にて開催いたします。

つきましては、別添の令和 3 年度年次報告（案）について、修正・追加、そのほか御意見等ございましたら、3 月 3 1 日（木）1 2 時までに事務局あて御回答くださいますよう、お願い申し上げます。

なお、御多忙の折お手数ではございますが、御意見等がない場合についても、事務局までその旨御連絡くださいますよう、よろしく願いいたします。

以上



令和3年度年次報告 (案)

令和4年4月
電気通信紛争処理委員会

本報告書は、電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第14条の規定に基づき、令和3年度における電気通信紛争処理委員会の活動状況を総務大臣に報告するものである。

本報告書では、第Ⅰ部に委員会の運営状況を、第Ⅱ部に紛争処理の状況を、第Ⅲ部に委員会のその他の活動状況等を取りまとめた。

令和4年4月〇日
電気通信紛争処理委員会

（参考）電気通信紛争処理委員会の年次報告に関する参照条文

- 電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第十四条 委員会は、総務大臣に対し、総務省令で定めるところにより、あっせん及び仲裁の状況について報告しなければならない。

- 電気通信紛争処理委員会手続規則（平成13年総務省令第155号）
（あっせん及び仲裁の状況の報告）

第三条 令第十四条の規定による報告は、国の会計年度経過後一月以内に、当該会計年度中における次に掲げる事項についてするものとする。

- 一 あっせん及び仲裁の申請件数
- 二 あっせんをしないものとした事件及びあっせんを打ち切った事件の件数
- 三 あっせんにより解決した事件の件数
- 四 仲裁判断をした事件の件数
- 五 その他電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）の事務に関し重要な事項

目 次

| | ページ |
|--|--------|
| 第Ⅰ部 委員会の運営状況 | 1 |
| 第1章 委員及び特別委員の任命状況 | 1 |
| 第2章 委員会の開催状況 | 4 |
| 第Ⅱ部 紛争処理の状況 | 5 |
| 第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等 | 7 |
| 第1章 政策担当部局等からのヒアリング | 7 |
| 第2章 「本格的な5G時代における事業者間紛争に関する調査研究」 の報告 | 24 |
| 第3章 「電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム ～デジタル新時代に向けて：事業者間調整の最前線～」の開催 | 27 |
| 第4章 周知広報、利便性向上等のための取組 | 32 |
| 第5章 委員会に係る制度改正等 | 34 |
| | |
| ＜資料編＞ | |
| 【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要 | 資 - 1 |
| 【資料2】これまでの紛争処理の概況 | 資 - 4 |
| 【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧 | 資 - 5 |
| 【資料4】紛争処理対象分野の動向 | 資 - 14 |

第 I 部 委員会の運営状況

第 1 章 委員及び特別委員の任命状況

1 委員の任命

電気通信紛争処理委員会（以下「委員会」という。）は、電気通信事業、電波の利用又は放送の業務に関して優れた識見を有する者のうちから、両議院の同意を得て、総務大臣が任命する委員 5 名（任期 3 年）をもって組織される（電気通信事業法（昭和 59 年法律第 86 号）第 145 条、第 147 条及び第 148 条）。

令和 4 年 3 月 31 日現在の委員は以下の 5 名である。

【委員】

令和 4 年 3 月 31 日現在

| 氏名 | 役職等 | 任命日 |
|-----------------------------|---------------------|---|
| たむら こういち 田村 幸一 (委員長) | 弁護士 (元高松高等裁判所長官) | 令和元年 12 月 3 日新任 |
| あらかわ かおる 荒川 薫 (委員長代理) | 明治大学 総合数理学部長・教授 | 令和元年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 25 年 4 月 1 日 ～平成 25 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日) (第 3 期：平成 28 年 12 月 3 日 ～令和 元年 12 月 2 日) |
| おの たけみ 小野 武美 | 東京経済大学経営学部教授 | 令和元年 12 月 3 日再任 (第 1 期：平成 25 年 12 月 3 日 ～平成 28 年 12 月 2 日) (第 2 期：平成 28 年 12 月 3 日 ～令和 元年 12 月 2 日) |
| こづか そういちろう 小塚 荘一郎 | 学習院大学法学部教授 | 令和元年 12 月 3 日新任 |
| みお みえこ 三尾 美枝子 | 弁護士 | 令和元年 12 月 3 日新任 |

2 特別委員の任命

委員会には、委員のほか、あっせん若しくは仲裁に参加させ、又は特別の事項を調査審議させるため、総務大臣が任命する特別委員（任期2年）を置いている（電気通信紛争処理委員会令（平成13年政令第362号）第1条）。

令和3年度においては、特別委員の任期が満了したことに伴い、令和3年11月30日付けで、総務大臣より8名の特別委員が任命された。8名のうち、1名は新任、7名は再任である。

令和4年3月31日現在の特別委員は以下の8名である。

【特別委員】

令和4年3月31日現在(五十音順)

| 氏名 | 役職等 | 任命日 |
|--------------------|-------------------------------------|--|
| あおやぎ ゆか 青柳 由香 | 法政大学法学部教授 | 令和3年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第3期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) |
| おおたか さとる 大雄 智 | 横浜国立大学大学院 国際社会科学研究院教授 | 令和3年11月30日新任 |
| おおはし ひろし 大橋 弘 | 東京大学 大学院経済学研究科教授 公共政策大学院院長・教授 | 令和3年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第3期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) |
| さなだ ゆきとし 真田 幸俊 | 慶應義塾大学理工学部 電気情報工学科教授 | 令和3年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日 ～令和元年11月29日) (第2期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) |
| しらやま しんいち 白山 真一 | 公認会計士 上武大学ビジネス情報学部 国際ビジネス学科教授 | 令和3年11月30日再任 (第1期：令和元年11月30日 ～令和3年11月29日) |

| | | |
|---------------------------|-------------------------------|--|
| <p>すぎやま えつこ 杉山 悦子</p> | <p>一橋大学 大学院法学研究科教授</p> | <p>令和3年11月30日再任 (第1期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日)</p> |
| <p>やいり いくこ 矢入 郁子</p> | <p>上智大学理工学部 情報理工学科准教授</p> | <p>令和3年11月30日再任 (第1期：平成27年11月30日 ～平成29年11月29日) (第2期：平成29年11月30日 ～令和 元年11月29日) (第3期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日)</p> |
| <p>よしば ひろこ 葭葉 裕子</p> | <p>弁護士</p> | <p>令和3年11月30日再任 (第1期：平成29年11月30日 ～令和 元年11月29日) (第2期：令和 元年11月30日 ～令和 3年11月29日)</p> |

第2章 委員会の開催状況

令和3年度は、以下のとおり10回の委員会を開催した。

| 会 合 | 日 付 | 議 事 等 |
|-------|-----------------------|--|
| 第210回 | 令和3年 4月20日 ～21日 | 令和2年度年次報告の決定及び総務大臣に対する報告について ※文書による審議(注) |
| 第211回 | 5月28日 | 1 本格的な5G時代における事業者間紛争に関する調査研究の概要 2 法務省法制審議会仲裁法制部会「仲裁法等の改正に関する中間試案」の概要 |
| 第212回 | 6月25日 | 1 モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランの進捗状況について 2 電気通信サービスに係る内外価格差調査について(令和2年度調査結果) |
| 第213回 | 7月27日 | デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案) |
| 第214回 | 9月14日 | 電気通信事業分野における市場検証(令和2年度)年次レポートの概要 |
| 第215回 | 10月29日 | 情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会第五次報告 |
| 第216回 | 12月 3日 | 1 あっせん委員及び仲裁委員対象者の指定 2 MVNO業界の現況と今後の課題 3 委員会手続のオンライン化のための規定整備(素案) |
| 第217回 | 令和4年 3月22日 | 1 携帯電話等の周波数の再割当てに伴う円滑な周波数移行について 2 委員会手続のオンライン化のための規定整備(案) |
| 第218回 | 3月24日 ～31日 | 令和3年度年次報告案について ※文書による審議(注) |
| 第219回 | 3月29日 | 電気通信事業法改正案の概要 (電気通信紛争処理委員会関係部分) |

注:「文書による審議」とは、電気通信紛争処理委員会運営規程(平成13年電気通信事業紛争処理委員会決定第1号)第2条第2項に基づく審議(招集せずに行う委員会)をいう。

第Ⅱ部 紛争処理の状況

委員会は、次の3つの機能を有している。

- ① 電気通信事業者間、電気通信事業者とコンテンツ配信事業者等との間、ケーブルテレビ事業者等と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間等の紛争に対し、「あっせん」や「仲裁」を実施すること（電気通信事業法第154条から第157条の2まで、電波法（昭和25年法律第131号）第27条の3.5及び放送法（昭和25年法律第132号）第142条）
- ② 総務大臣が、接続協定等の細目の裁定、業務改善命令等を行う際、総務大臣から諮問を受け、審議・答申を行うこと（電気通信事業法第160条、放送法第144条）
- ③ あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勧告を行うこと（電気通信事業法第162条）

また、事務局に事業者等相談窓口を設けて、事業者間の紛争に関する相談や問合せに対応している。

なお、委員会の機能等については資料編の【資料1】、これまで委員会で取り扱った紛争処理の概況については資料編の【資料2】のとおりである。

1 あっせん・仲裁

令和3年度に委員会が受けたあっせん・仲裁の申請はなく、処理が継続又は終了した案件もなかった。

2 審議・答申

令和3年度中、総務大臣からの諮問は行われず、答申を行った案件もなかった。

3 勧告

令和3年度中、総務大臣への勧告は行わなかった。

4 事業者等相談窓口における相談

令和3年度においては、事業者等相談窓口において、7件の相談及び問合せを受けた（令和2年度は13件）。相談内容ごとの受付件数は、次のとおりで

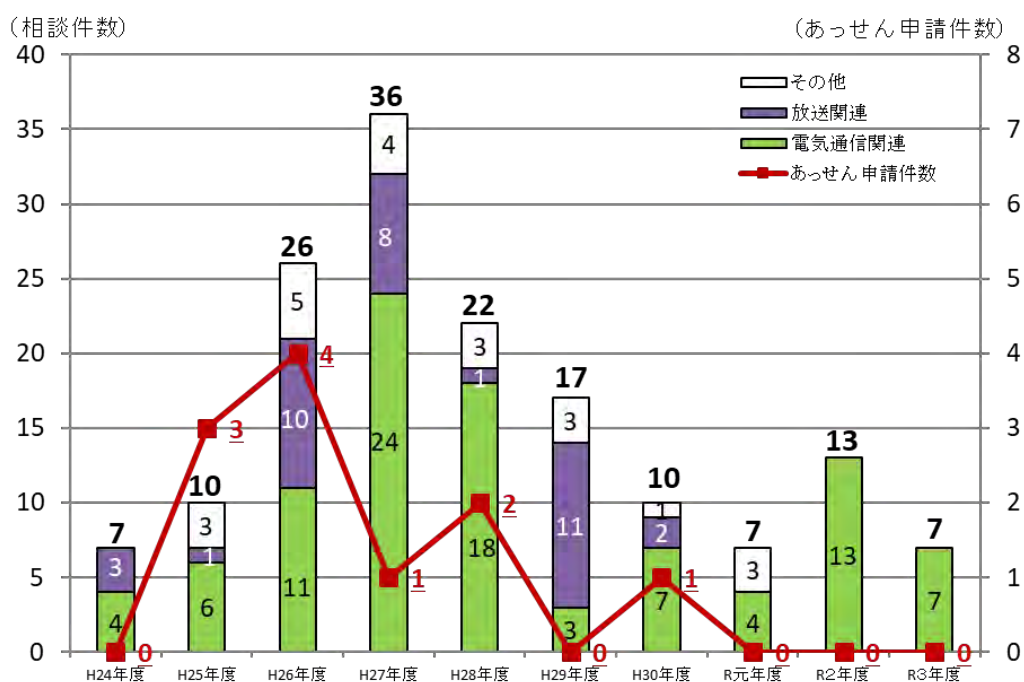
ある。

| 相談内容 | 受付件数※ ¹ |
|------------------------------|--------------------|
| ① 卸電気通信役務の提供 | 4件 |
| ② 3号事業者からの相談 | 1件 |
| ③ その他電気通信に係る契約※ ² | 2件 |
| 計 | 7件 |

※¹ 同一案件に係る複数回の相談を含む。

※² 現行の事業者間契約に基づく問題解決に関する相談など。

(参考) 相談件数 (平成24年度～令和3年度)



相談対応の結果については、事業者間協議を継続することとなったものが3件、他の相談窓口を紹介する等の対応を行ったものが4件となっている。

第Ⅲ部 委員会のその他の活動状況等

第1章 政策担当部局等からのヒアリング

委員会は、急速に変化しながら発展を続ける電気通信分野の市場環境や政策動向等を平素から十分に把握し、具体的紛争事案の提起に備える必要がある。

このため、令和3年度には、委員会において次のとおり、政策担当部局等から関係分野に関する情報収集等を行った。

政策担当部局からのヒアリング

1 令和3年6月25日 第212回委員会

(1) 総合通信基盤局から「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プランの進捗状況」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

1 説明の経緯

令和2年11月開催の第207回委員会において、総合通信基盤局から「モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けたアクション・プラン」の公表（令和2年10月27日）及びその概要について説明を受けたところ、今回、同アクション・プランの進捗状況について説明を受けた。

2 説明の概要

「競争ルールの検証に関する報告書2020」等を踏まえ、モバイル市場の公正な競争環境の整備に向けて、総務省として今後取り組むべき事項について具体化を図る観点から、3つの柱からなる具体的な取組を掲げた「アクション・プラン」を令和2年10月に公表。アクション・プランに基づいた主な取組事例は以下のとおり。

- ・[第1の柱] 「分かりやすく、納得感のある料金・サービスの実現」
電気通信事業法の一部を改正する法律（令和元年10月施行）により、①通信料金と端末代金の完全分離、②行き過ぎた囲い込みの是正について規律を設け、その着実な執行を進め、公正な競争を促進。
また、消費者の自分に合った携帯料金プランを選択する一助となるよう中立的な情報を掲載した「携帯電話ポータルサイト」の正式版を令和3年4月に公表。
- ・[第2の柱] 事業者間の公正な競争の促進
データ接続料について、MVNO業界団体からの要望書も踏まえ、より一層精緻

な予測に基づくものとするよう総務省から要請。3年間で半減という当初の目標設定を前倒して実現する見込み。

また、音声卸料金については、省令等による料金設定の規律がない中、令和2年の電気通信紛争処理委員会の審議・答申を経て、大臣裁定により「適正な原価に適正な利潤を加えた金額」を超えない額で設定すべきとの考えが示された。卸料金の適正化、低廉化により、MVNOの事業の柔軟度が高まり、利用者のニーズに合った料金プランが展開されることを通じて、競争圧力が市場全体にかかることを志向している。

・[第3の柱] 事業者間の乗換えの円滑化

「アクション・プラン」を踏まえ、令和2年11月から「スイッチング円滑化タスクフォース」を開催。①eSIMの促進、②SIMロック解除の一層の推進、③キャリアメールの「持ち運び」の実現に向けた検討、④MNPの手続の更なる円滑化に向けた検討等のテーマにより、消費者がより簡単に事業者間乗換えをしやすくなるよう議論を重ねている。

- ・公正取引委員会（競争）、消費者庁（消費者保護）と協力しつつ、開設計画の認定に係る審査項目に公正競争環境の整備に資する取組を入れ、今後の電波の割当ての際にその取組度合いを審査する。令和2年12月には所管大臣による「携帯電話料金の低廉化に向けた二大臣会合」を開催。二大臣会合の下に3省庁等による局長級の共同検討チームを設置し、進捗状況の共有、新たな課題への対応方針の調整等を実施。令和3年5月までに4回の会合を開催し、適宜大臣に報告を行っている。

- ・このような取組や各事業者による事業戦略により、従前MNOメインブランドの寡占状態であった大容量領域にも、あらたな料金プランが出てきている。

- ・また、令和2年4月に設置された「競争ルールの検証に関するWG」において、改正事業法の効果等を含め、モバイル市場における競争の適正化について、引き続き、毎年定点観測的に評価・検証、とりまとめを実施していく。

【委員会等の主なコメント等】

<委員会>

中立・正確な情報を解説する「携帯電話ポータルサイト」の存在は、契約を検討する消費者には有益。周知広報や利便性の向上を望む。

<担当部局>

本ポータルサイトは今年度初めに公開。政府広報や消費者生活センターにも案内を出しているところ、今後も周知広報等努力していく。

(2) 総合通信基盤局から「電気通信サービスに係る内外価格差調査（令和2年度調査結果）」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

総務省では、諸外国と比較した日本の電気通信サービス料金について、主要各都市でシェアの高い事業者を対象とし、約20年にわたり定期的に比較調査を実施。令和3年からは、5G料金やデータ通信料の無制限プランについても調査項目に追加した。

令和3年3月時点の調査結果（東京の料金）は以下のとおりであり、「アクション・プラン」の取組の成果、影響を大きく受けた結果となっている。

- ・調査対象都市：東京、ニューヨーク、ロンドン、パリ、デュッセルドルフ、ソウル
- ・調査対象：携帯電話、FTTH、固定電話の利用料金

①スマートフォン4G（MNO：シェア1位の事業者）データ容量月額料金比較
本年の新料金プラン開始の影響で料金が大きく下がり、2GB、5GBでは諸外国と遜色なく、20GBでは低い水準、無制限では各国の中で中位の水準となっている。

②スマートフォン4G（MNO：最安）通話・データ通信量等最安プラン比較
各国の中で2GB、5GB、20GBについては中位の水準、無制限は低い水準となっている。

③スマートフォン（MVNO）

調査対象時期における料金はいずれの容量においても高い水準だが、本年4月の新料金プラン開始によりかなり低い水準となった。

④スマートフォン5G（MNO：シェア1位の事業者）データ容量月額料金比較
2GB、5GB、20GBで低い水準、無制限では各国の中で中位の水準となっている。

⑤スマートフォン5G（MNO：最安）通話・データ通信量等最安プラン比較
2GB、5GBで中位の水準、20GB・無制限で低い水準となっている。

⑥FTTH

回線使用料等の月額料金だけを見ると高めに見えるが、通信速度の1Mbpsあたりの料金を見ると最も低い水準となっている。

⑦その他

フィーチャーフォン、固定電話の料金は諸外国の中でも中位の水準となっている。

【委員会等の主なコメント等】

＜委員会＞

国・都市により生じる料金差はどのような要因があるのか。

＜担当部局＞

諸外国と比した日本の通信料金の高さについては、エリアカバー率の違い等、高品質が高価格に反映されることもある。

また、ロンドンやドイツの例では、日本でも取組中の「通信と端末の分離」の進捗や、MVNOの競争率の高さにより、料金の低廉化が機能している。

2 令和3年7月27日 第213回委員会

(1) 総合通信基盤局から「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)」-全体概要(周波数の再割当制度の導入等を除く)- について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

社会全体のデジタル変革の加速が見込まれることを踏まえ、今後の電波利用の将来像に加え、デジタル変革時代の電波政策上の課題並びに電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策などについて検討を行うことを目的として「デジタル変革時代の電波政策懇談会」を開催(座長:三友 仁志 早稲田大学大学院アジア太平洋研究科教授)。令和2年11月から検討を開始、令和3年8月取りまとめ予定。

- 具体的な検討項目は、①電波利用の将来像、②デジタル変革時代の電波政策上の課題、③デジタル変革時代の電波有効利用に向けた新たな目標設定及び実現方策の3点。懇談会の下に開催した2つのワーキンググループにおいて、公共用周波数に関する電波の利用状況調査の効果的な実施など(「公共用周波数等ワーキンググループ」)、移動通信システムに関する電波の利用状況調査の在り方及び周波数の割当方策など(「移動通信システム等制度ワーキンググループ」)について検討。
- 令和3年6月の懇談会における報告書(案)は、「電波利用の現況」、「デジタル変革時代における電波利用の将来像及び帯域確保の目標設定」、「デジタル変革時代の電波有効利用方策」の3つの章で構成されており、パブリックコメントの期間を経て8月に取りまとめ予定。
- 第1章 異なる無線システム間における時間的・空間的に柔軟な周波数の共用を可能とする「ダイナミック周波数共用技術」の活用による電波の有効利用の促進の必要性、5GやBeyond 5G等の需要の増大やニーズの多様化・高度化に伴う移動通信システムの超高速化・大容量化等の進展について取りまとめ。
- 第2章 Society 5.0時代に向けデジタル化を加速する技術が重要な役割を果たす中、無線通信の大容量化、カバレッジの拡張技術等が大いに期待されているところ。また、社会情勢などの変化により、ワイヤレス利用や次世代の電波システム等の社会・経済の持続性への貢献度や重要性が増しており、報告書(案)ではデジタル化の例とワイヤレス利用の例を整理。さらに、次世代を支える電波システムを7つに分類、特に帯域を要する4つのシステム(①次世代モビリティ、②衛星通信・HAPS、③5G・Beyond 5G等携帯電話網、④IoT・無線LAN)について、2025年末までに合計+約16GHz幅、2030年代までに合計+約102GHz幅の新たな帯域確保の目標を設定。
- 第3章 デジタル変革時代に必要とされる無線システムの導入・普及については、世界最高水準の5G通信環境の実現、ローカル5Gの広域利用、無線ネット

ワークのオープン化・仮想化への対応などの検討課題や、Beyond 5 Gなどに係る研究開発及び知財・標準化の促進、ダイナミック周波数共用の推進、自然災害への対応の必要性などを取りまとめ。また、周波数の有効利用の検証及び割当ての方策については、BWAの見直しの必要性、周波数再編の計画的かつ着実な取組、周波数の経済的価値を踏まえた割当手法に関する運用状況の検証の必要性などを取りまとめ。公共用周波数の有効利用方策については、関係省庁ヒアリング実施による周波数の利用状況の検証や無線局のデジタル方式の導入に必要な技術的条件の検討を実施し、廃止や周波数移行などにより約1,200MHz幅について新たに利用可能となる見込みが出るなどを取りまとめ。その他に、デジタル変革時代における電波の監理・監督、電波利用料制度の見直しに関する検討課題などを取りまとめ。

【委員会等の主なコメント等】

<委員会>

帯域の空き具合について。

- ① 2025年度末までに16GHz幅が必要ということか。
- ② 1,200MHz分の新たな空き幅ができる件と、①との違いは何か。

<担当部局>

- ① 今回の帯域確保は、電波利用企業、電波関係企業を対象とした電波利用のニーズのアンケート調査結果や、国際的な周波数の動向等を踏まえて目標設定したもの。既存システムの再編やシステム間の共用などを行いながら、特に、帯域を必要とする4システムについて、2025年度末までに合計で+約16GHz幅の新たな帯域確保を目指すことを目標とした。
- ② 公共用周波数のうち、今回の関係省庁ヒアリング結果により、他の用途での需要が顕在化している周波数を使用するシステムにつき、廃止、周波数共用、周波数移行を実施する。これにより新たに約1,200MHz幅の確保を見込む。①は、特に帯域を必要とする4つのシステムに関する帯域確保の目標設定である。

- (2) 総合通信基盤局から「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書(案)」-周波数の再割当制度の導入等- について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

「デジタル変革時代の電波政策懇談会報告書（案）」のうち、今後、当委員会のあっせん・仲裁への申請事例が想定される「周波数の再割当制度の導入」について説明。

- 電波の有効利用の促進とモバイル市場における公正競争の確保の関係について以下のとおり整理。
 - ① 公正競争の確保により、市場が活性化し、より多くの利用者がその恩恵を受けられることは、公共の福祉の増進につながる。
 - ② 周波数の割当てに当たって、公正競争の確保につながる取組を評価項目に盛りこみ、必要に応じて、新規参入を優遇する仕組みなどを導入することが適当。
- 現在、特定基地局開設計画の認定を受けた事業者が、認定の有効期間終了後も事実上再免許を繰り返し、周波数を利用し続けるという実態がある。公平な周波数獲得機会のための対等な競争の場を提供するためにも、周波数の有効利用が不十分であると認められる場合や競願が発生する場合などは、既存免許人の周波数の使用期限を設定した上で周波数を再割当てする仕組みを導入することが必要。
- 周波数の再割当てを行う場合は、電波監理審議会への諮問など透明性を確保しつつ公正・中立に手続を進めるとともに、予見性の確保や投資コストの回収につながるよう、現行の特定基地局開設計画の認定有効期間をより長期間に見直すことが必要。

■あっせん・仲裁申請について

- 新たな認定開設者へ周波数移行をする場合、周波数の移行期間と円滑な移行方法がポイント。
 - ① 移行期間：個別の案件ごとに開設指針の中に設定することが必要。
 - ② 円滑な移行方法（「終了促進措置」の活用）：

終了促進措置は、従来、異なる無線局を対象とした周波数の再編における周波数移行の早期完了に活用。新たな認定開設者の費用負担により使用期限よりも前に周波数を移行させるもの。今回、再割当制度にも活用を可能とし、新たな認定開設者に周波数が移行する場合、同種の無線局が対象でも、早期の移行ニーズがあれば活用することが適当。
- 終了促進措置の活用には、市場において競争関係にある既存免許人と新

たな認定開設者間の協議であるため、不調となる場合も想定され、こうした場合には、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みの導入が必要。

【委員会等の主なコメント等】

<委員会>

- ① 終了促進措置の活用の際して移動通信事業者間の協議が調わない場合、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みの導入が必要とある。紛争解決に関する判断基準についての議論はあるか。
- ② 終了促進措置の対象範囲は移動通信事業者同士に限られるのか。
- ③ プラチナバンドの周波数が移行する場合の個別課題について。事業者の技術的な移行手段や対処法が移行期間に影響している件に関して、モデルケースとなる技術的な移行手段や対処法について検討予定はあるか。

<担当部局>

- ① 終了促進措置は、新たな事業者が早期に周波数移行を完了させることは電波の有効利用に資する、という観点から活用されるもの。移行コストの妥当性の判断基準、移行コストが前倒し期間に見合うものかという点が、協議の合意点を見出すに当たっての課題と考える。
- ② 従来の、異なるシステム間の周波数再編に加えて、新たに開発指針で割当てを行う携帯電話や全国BWA等を念頭に置いた。周波数の再割当制度の導入により、同種の無線局同士の周波数移行に向けた協議が想定されるが、競争関係にある事業者間の協議の不調に備え、電気通信紛争処理委員会にあっせん・仲裁を申請できる仕組みを導入しようとするもの。
- ③ 報告書（案）においても、令和3年夏から早急に更なる検討の深堀りを行うことが必要とされており、技術的課題も含めてしっかり整理していく予定。

3 令和3年9月14日 第214回委員会

総合通信基盤局から「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポートの概要」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

- 電気通信事業分野における市場動向の分析・検証を充実させ、電気通信事業者の業務の適正性等に関するモニタリング機能の強化等を図るに当たり、客観的かつ専門的な見地から助言を得ることを目的として設置されている、学識経験者等で構成する電気通信市場検証会議（座長：大橋 弘 東京大学公共政策大学院長・大学院経済学研究科教授）から助言を得て、「電気通信事業分野における市場検証（令和2年度）年次レポート」を令和3年8月31日に公表した。
- 「年次レポート」では、I o T向け通信サービス市場における競争状況の試行的評価や移動系通信市場及び固定系通信市場の検証を行った。

（I o T向け通信サービス市場の試行的画定）

- I o T向け通信サービス市場の捉え方として、利用用途に着目した場合、通信規格に着目した場合、利用用途及び通信規格の双方に着目した場合について、それぞれ検討するなどして、「IoT 向け通信サービス市場」の試行的画定を行った。

（I o T向け通信サービス市場における競争状況の試行的評価）

試行的に画定したI o T向け通信サービス市場における競争状況の試行的評価として、評価に当たっての留意点を挙げた上で、契約数・シェア、I o T向け通信サービスに関する事業者の認識、通信レイヤー以外の事業者の考慮、異なる通信規格間の代替性について、以下の試行的評価結果を取りまとめた。

- 通信モジュールの事業者別シェアを算出したところ、契約数全体は高い伸び率を示している中、移動系通信市場全体のシェアの推移と比べると、各社のシェアの変動は大きくなっており、顧客の新規獲得を巡る競争が行われていると推察される。
- 他の通信規格との代替性の検討として、アンライセンスLPWAは、セルラーLPWAや3G/LTEとの間で使い分けが一定程度なされていることを示唆する結果が得られた。
- 今後、競争状況を評価するに当たっての手法等について引き続き検討し、より詳細な市場分析を行っていく必要があるほか、各通信規格間の代替性について、より詳細な検討を行う必要がある。
- I o T向け通信サービスにかかる市場画定の在り方の検討を深めていくとともに、関連市場における通信事業者以外の事業者と通信事業者との間の連携や、通信事業者以外の事業者の競争上の地位などの状況についても、継続的に注視

していく必要がある。

・移動系通信市場に関する検証結果に基づく今後の課題

- ① MNO 3社のシェア合計が80%以上である状況は継続しているが、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的な取扱い等に関する行為がないかについて注視する必要があると考えられる。また、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為の有無の確認に当たっては、より客観的な情報に基づいて検証を行うとともに、その検証プロセスにおいては、透明性を可能な限り確保すべきである。
- ② 楽天モバイルによるMNOサービスへの参入や5Gサービスの契約数の拡大、MNOにおける廉価プランの提供開始など、市場環境に大きな変化が生じてきている。事業者間の顧客の移動状況に新たな傾向が見られたところであり、こうした新たな傾向に関して、追加的に必要なデータを取得することも含め、より詳細な分析を行う必要があると考えられる。
- ③ ポイントサービスや決済サービスを含め、通信サービスに付帯して利用者に提供されるサービスの提供状況について把握するとともに、電気通信事業分野における事業者間の公正競争を確保する上での課題の有無について引き続き分析する必要がある。
- ④ 新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

・固定系通信市場に関する検証結果に基づく今後の課題

- ① 依然としてF T T H市場におけるN T T東西の存在感が大きい状況であり、引き続き、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為がないかについて注視する必要がある。また、競争阻害的な行為や不当な差別的取扱い等に該当する行為の有無の確認に当たっては、より客観的な情報に基づいて検証を行うとともに、その検証プロセスにおいては、透明性を可能な限り確保すべきである。
- ② F T T H市場においてMNO 3社が4割程度の小売シェアを有しており、引き続き、固定系通信市場と移動系通信市場との間の関係について把握・分析する必要がある。
- ③ 移動系通信市場同様、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う利用者の通信サービスの利用意向の変化及び当該利用意向の変化が各市場における競争に与える影響について把握を行う必要がある。

【委員会等の主なコメント等】

<委員会>

- I o T向けの通信サービスの登場や、あるいはコロナ禍において需要構造が変化しているのではないかと、また、サービスの融合や、MNOによる新サービスの提供により、いろいろな形での囲い込みが起こるのではとの懸念もある。そのような中で、新たなデータ収集の必要、分析・アプローチの常時アップデートの必要がある。
- コロナでどのように市場等が変わったのか情報収集がされたことは非常に重要。今後も状況の変化にあわせて何度かこのような調査をされていくと思う。歴史的に非常に大事な資料になると感じた。
- I o T向け通信サービスにおいて、ボトルネックが生じるのかどうか、生じるとすればどのようなところに生じると考えられるか。また、何かそのような兆しがあるか。
- 市場環境の変化にもかかわらず、シェアの80%以上を大手MNOが維持しているという状態にある。コロナの影響もあるが、これ以上の大きな市場環境の変化はあまり今後生じないのではないかと。一方で、市場環境が変化したにもかかわらず、3社のシェアが安定的に維持されているのかということに関しては、どのように考えるべきか。

<担当部局>

- 利用者や事業者の方々に向けたアンケートについて、新型コロナの状況や、また非常に進歩も速い分野であるため、そのような環境の変化等も踏まえ、丁寧に分析をしていくことの重要性を非常に改めて感じた。頂いた指摘も踏まえ、今年度の調査等にも生かしていきたい。
- 現時点では、I o T向け通信サービスにおけるボトルネックがはっきりとは見えていない。通信事業単体ではなく、通信レイヤー以外の事業者や様々な産業の方々もI o T通信市場に参入しているため、そのような産業や事業との関係性において、ボトルネック性が生じうると感じている。今後、そのような部分もしっかりと分析をしていきたい。
- これまでもMVNOとMNOの競争環境の整備等も行っており、また、昨年度参入したばかりの楽天モバイルによるMNOサービスや、低料金プラン等の影響が今後生じることも想定される。
一方で、卸料金等を含めた携帯電話料金の低廉化や、競争を促進するために行っている施策等については、引き続き、推移等を見守りながら、分析をしていきたい。

4 令和3年10月29日 第215回委員会

総合通信基盤局から「情報通信審議会情報通信技術分科会IPネットワーク設備委員会第五次報告(情報通信ネットワークに関する事故報告・検証制度の在り方)」について説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

国民生活、社会経済活動や危機管理等のために不可欠なインフラである情報通信ネットワークについては、自然災害やサイバー攻撃等のリスクの深刻化、仮想化・ソフトウェア化等によるネットワーク構築・管理運用の高度化・マルチステークホルダー化等の新たな環境変化に伴い、通信事故等の発生により生命・身体・財産に直接的な影響を与えるリスクも増大するなど、通信分野における安全・信頼性対策として配慮すべきリスクが多様化・複雑化している状況。

本年3月、IPネットワーク設備委員会では、これらのリスクに対応し、安心・安全で信頼できる情報通信ネットワークが確保されるよう、2020年代半ば頃に向けた事故報告・検証制度等の在り方について、「安心・安全で信頼できる情報通信ネットワーク確保のための事故報告・検証制度等の在り方」として検討を開始することとし、「事故報告・検証制度等タスクフォース」を開催し、検討を実施。

IPネットワーク設備委員会は、タスクフォースにおける検討結果に基づき、本年6月に第五次報告(案)をとりまとめ、9月に情報通信技術分科会に報告し、一部答申として公表。

(検討の方向性)

重大なリスクのObserve(内外環境の観察)、Orient(方向付け・情勢判断)、Decide(方針・意思決定)、Act(行動)によるOODAループ機能の強化、重大なリスクに関するリスクアセスメント機能の強化等の観点から以下の事項を検討

- ・ BtoB／GtoX(通信事業者 to 法人利用者/行政機関 to 一般利用者等)型の通信サービス・ネットワークのうち、通信分野との相互依存が深まりつつある重要インフラ分野に提供される場合等の通信事故に関する報告制度等の在り方
- ・ リスクが顕在化したアクシデントではなく、その兆候段階の事態であるインシデントに関する報告制度等の在り方
- ・ 事故調査を通じた演繹的なアプローチ等の電気通信事故検証会議の機能強化による第三者機関の在り方
- ・ 激甚化・頻発化する大規模自然災害やサイバー攻撃の巧妙化・悪質化等による通信障害等を踏まえた自然災害・サイバー攻撃を原因とする通信事故の報告制度等の在り方

OODAループ機能の強化とリスクアセスメント機能の強化という2つの観点から、以下の4点について、検討を実施した。

① 重要インフラ向け通信サービス・ネットワークに関する報告制度の在り方

通信事故から波及する重要インフラサービスの障害やクラウドサービス障害を原因とする通信事故が発生しており、重大なリスクに関するOODAループ機能やリスクアセスメント機能の強化といった観点から、報告制度を見直すことが必要。

(課題と対応の方向性)

BtoBtoX、あるいはBtoGtoX型の通信サービス・ネットワークのうち、重要インフラに提供される通信サービスに対する通信事故に関する考え方が不明確、また、クラウドサービスが通信サービスに該当する場合、重要インフラである通信分野に提供される際のクラウドサービス障害に関する通信事故の考え方も不明確である。

上記に対する対応の方向性としては、総務省への速やかな報告に関する考え方の明確化や四半期報告事故に係る報告事項の追加を行っていくことが適当。また、通信サービス等に提供されるクラウドサービスの障害について、通信事故への該当性に関する考え方を現行ガイドラインにおいて明確化していくことが適当。

② インシデント（事故の兆候段階の事態）に関する報告制度の在り方

通信設備に関する情報がサイバー攻撃により漏えいし、重要インフラ分野事業者の通信サービスが利用不可となるおそれのある事態等の重大なインシデントが発生しており、重大なリスクに関するOODAループ機能やリスクアセスメント機能の強化のため、報告制度を見直すことが必要。

(課題と対応の方向性)

インシデントについては、一部のみが四半期報告事故の対象となるが、報告しない場合等には罰則の適用可能性がある。また、重大事故と同様に社会的な影響が大きい重大なリスクとなるインシデント（重大インシデント）については、重大事故としての速やかな報告の対象外、さらに、通信事業者からの報告は、電子メールによる添付ファイル送信によって報告がなされている。

上記に対する対応の方向性としては、アクシデントが起きたときの通信事故報告とは別に、重大インシデント（通信事故の兆候段階にある事態）につき、速やかな報告についての対応が必要。また、報告の迅速化や負担軽減といった観点から、ダッシュボード機能等を備えた報告システムの整備を含め、報告制度のDX化の推進が適当。

③ 電気通信事故検証会議の機能強化による第三者機関の在り方

2015年度から開催されている電気通信事故検証会議により、通信サービ

ス・ネットワークの安全・信頼性対策のP D C Aサイクルに対し、一定の意義・成果が得られている。一方で、重大事故等の事故調査を通じたリスクアセスメント機能の強化によるリスクマネジメントに関するP D C Aサイクルの強靱性・実効性を確保するため、検証会議の機能強化が必要。

(課題と対応の方向性)

検証制度の対象について、通信事故に該当しない障害や重大インシデント等の重大事故以外の重大なリスクにも拡大しているとともに、原因の関係者による参加や情報提供が得られず、原因究明やリスクアセスメントにおける公正性や実効性の確保が困難である。

上記に対する対応の方向性としては、重大事故・インシデントの原因に係るマルチステークホルダーからの報告徴収等を通じた原因の究明等によるリスクアセスメント等、第三者機関に関する所要の制度整備が適当。また、事故調査・リスクアセスメントの結果公表やリスクコミュニケーション等により、マルチステークホルダーの取組に貢献していくことが必要。

④ 自然災害やサイバー攻撃を原因とする通信事故の報告制度等の在り方

激甚化・頻発化する大規模自然災害により、通信障害における広域化・長期間化が進展しているとともに、サイバー攻撃の巧妙化・悪質化に関連して、通信サービスの提供停止に至る通信事故や通信設備に関する情報の漏えい等の重大なインシデントが発生していることから、O O D Aループ的な対応やP D C Aサイクルの強化が必要。

(課題と対応の方向性)

災害対策基本法に基づく被害状況の報告や報告制度に基づく四半期報告事故等による対応強化、総合的な検証等が可能な環境の構築、又は報告制度等とサイバーセキュリティ対策における一層の連携・協力の推進による対応や強化等が必要である。

上記に対する対応の方向性としては、報告対象となる通信事業者の範囲を明確にした上で、自然災害時における被害状況の報告を求めるための所要の制度整備や、報告システムのD X化等を推進していくことが適当。

また、サイバー攻撃を原因とする重大インシデントの速やかな報告や、サイバー攻撃による重大事故に関する詳細報告期限の柔軟化等についても対応が必要。

(通信事故の検証制度の見直しの在り方)

重大事故等の調査を通じたリスクアセスメントの強化に必要な機能として、通信事故等の原因及びそれに伴い発生した被害の拡大等の原因を究明し、それらに関するリスク評価を行うため、行政調査権限とは別に、通信事故等の原因に関係があると認められるマルチステークホルダーからの報告徴収、必要と認

める場所への立入調査、又は物件の提出・保全等が考えられる。また、通信事故等の再発防止や被害軽減等の観点から、総務省への報告制度等を通じて、必要な施策等を総務省に対して勧告できる機能が必要。

【委員会等の主なコメント等】

<委員会>

- このような事故に関する報告書を作成する取組は、日本だけの独自のものか。
- 通信事業者以外の外部の業者、会社に対する調査を行う上で、法的な権限の根拠等、その辺りの対策といったようなものは必要になるという理解だが、現在、何らかの計画・検討はあるか。
- クラウド時代において、現在通信の機器の中に流れているパケット等やパケットの中に含まれている情報により行われているサービスが、分離不可の状態であると感じている。世界的に法律の動向はどのようになっていくのか。

<担当部局>

- 他国においても、事故の状況について一般の方々や研究者等に向けた情報提供は行われている。具体的な報告書という形でまとめられているかどうかは承知していないが、ウェブ等の報告を公表するようなシステムが欧州や米国でも用意されており、それを参考にどのような形で公表していけば良いのか考えていく必要があると認識している。
なお、欧州や米国のほうがもう少し専門的な調査をしており、当方としても、その調査・分析能力を上げていく必要性を認識している。
- 電気通信事業法に基づき電気通信事業者に対しては、例えば報告徴収権限等があるが、電気通信事業者以外の者に対しては、今のところ法律的な権限があるわけではないため、例えば関係省庁等の協力を得ながら進めていくことも、一つの選択肢と考えるが、指摘いただいたことは、検討すべき内容の一つと考えている。
- 電気通信事業ガバナンス検討会の場で、データの取扱いやセキュリティ対策について検討を行っており、指摘いただいた点も含め考えていく必要がある。世界的な動向等も踏まえて進めていきたい。

令和3年12月3日 第216回委員会

一般社団法人テレコムサービス協会から「MVNO業界の現況と今後の課題」について、説明を受け、意見交換を行った。

【説明の概要】

MVNO市場の現況として、近年伸び悩み傾向であるMVNOサービスの契約者数の推移、MNO各社の廉価プラン等について説明があった。

MVNOの抱える主な課題として、データ通信に関する課題（接続料算定の精緻化）、音声通話に関する課題（モバイル音声卸料金に係る代替性検証等）携帯電話料金と接続料等の関係に関する課題について説明があった。

MVNOビジネスの将来として、MVNOにかかる2つの競争軸によって、サービスを様々なサービスをMVNOが行ったことは、社会的にも大きな意義があったと捉えている。

MVNO委員会から、5G（SA方式）時代における機能開放の在り方（VMNO（Virtual MNO）構想）を提唱し、方向性としてライトVMNOとフルVMNOの2つを提案している。

5Gスタンドアロン時代のMVNOへの機能開放の在り方について、令和3年3月から5月にMVNO委員会とMNO3社の間で事業者間協議を実施し、上記の2つのVMNO構想を含む4類型5方式の検討を実施した。

5G（SA方式）に関する事業者間協議に向けての課題については、①パートナーシップ醸成、ビジョンの共有、②積極的な情報開示があると考えており、例えば、②については、情報の非対称性を克服するために、MNOが有する情報については積極的な開示をお願いしたい。この開示情報については、MNOグループのMVNOとMNOグループ以外のMVNOとの間で内容・タイミング等に差がないようお願いしたい。

MNOとMVNOには、本来的に多面的な関係が存在すると考えており、1点目は設備設置事業者と、その設備を活用するサービス提供事業者としての協力関係、2点目はより良い移動通信の実現と、それによる移動通信ビジネス全体の拡大を目指す協調関係、3点目は同じ移動通信市場において、限られた利益を取り合う競争関係、つまり、ビジネスを取り合う競争関係。

今回取り上げた種々の課題の解決を通じ構築される公正な競争環境によるMVNOの質的・量的な成長により、移動通信市場の競争が活性化され、強くなる上記の1点目、2点目の関係性が3点目とバランスすることは、MVNO委員会の掲げる「2030年にかけての社会的問題の解決とICTによる新たな価値の醸成」の達

成に不可欠と考える。

【委員会等の主なコメント等】

<委員会>

- フルVMNOは、どの程度設備が必要となるのか、また、ライトVMNOは、MNO側にどのようなメリット、インセンティブがあるのか。
- 開示情報については、MNOグループのMVNOとそれ以外のMVNOとの間で内容・タイミング等に差がないようお願いしたいとの意見について、現状は差があるという認識なのか、また、差がある場合どのような点で差があるのか、あるいは差がつけられているのか。

<テレコムサービス協会>

- 5G時代を迎え、MNOのRANまでの設備までネットワークを延ばすことになることから、フルVMNOにおいて日本全国でサービスするためには、日本全国のRANまで足を延ばすことになる可能性がある。このためMNOとの間で様々な調整が必要となる。ネットワーク機能を利用してもらうことにより、第三者に違った価値をつけて物事を提供していく、それにより自社の設備の稼働が上がっていくというような共創関係を作りあげることで、今までMNOが提供してきた画一的なサービスについても、より柔軟にMVNOをパートナーとして見ながら、MNOが別の付加価値をつけて手の届かないところに対してMVNOがサービスを提供する。そうすることでMNOの設備の稼働が上がっていくというような協働関係が十分に作れると思っており、それをMVNO側が今まで以上に柔軟にやらせてもらえないかというのがライトVMNOの発想。
- MNOから我々の欲しい情報を開示してくれないということは、実際には発生しているのではないかと考える。（調整中）

第2章 「本格的な 5G 時代における事業者間紛争に関する調査研究」の報告

委員会では、紛争処理を行う際の基礎資料とするために、事務局において実施した「本格的な 5G 時代における事業者間紛争に関する調査研究」の概要について、第 211 回委員会（令和 3 年 5 月 28 日）で報告を受け意見交換を行った。

【説明の概要】

1 目的

事業者アンケート調査等を通じ、本格的な 5G 時代におけるサービス・技術の変化、新たな関係事業者の出現がMNOとMVNOとの間のビジネス構造等などのような影響を与え得るのかを検討し、事業者間契約において課題となり得る事項を把握することによって、今後の紛争処理や相談対応の基礎資料とする。

2 調査結果

(1) MVNOにおける 5G サービス提供・協議の状況

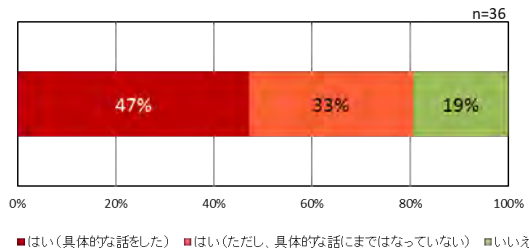
- MVNOにおける 5G サービスの提供について、「提供済み」は 13%とまだ限定的だが、「具体的にサービス内容を検討中」が 33%、「関心があり実施を含め検討中」が 38%と、関心の高さがうかがえる。
- 具体的な内容としては、まだ固まっていない事業者も多いが、超高速・大容量、超低遅延、多数同時接続といった 5G の特徴を活かした多種多様なサービスが挙げられている。

MVNO : 5G サービスの具体的内容

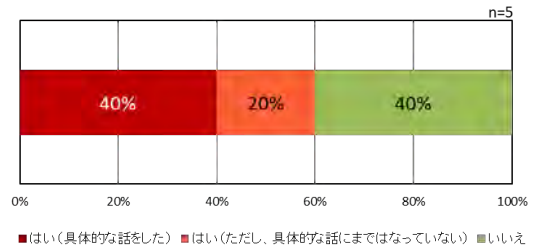
| 用途 | 主な内容 |
|---------------------|--|
| 5G データ通信 サービス | 5G超高速インターネットデータ通信サービスを提供。 SAIにおいてネットワークスライシング技術を活用し超高速・超低遅延・多数同時接続を組み合わせた多様なニーズに応えられる柔軟性のあるサービスの提供を検討中。 |
| 5G 事業者向け サービス | 高速大容量サービスをエンドユーザに提供するMVNO事業者向けの卸サービスの提供を検討中。 MNOとの帯域卸契約により再販を予定。法人販路、クラウドルーター利用、短期利用のプリペイド型の販売を予定。インバウンド向けのプリペイドSIMの展開も検討中。 |
| 5G 高付加価値 サービス | 工場や社会インフラ系などBCP重視の事業者向けに、耐災害性と高セキュリティにより安定運用可能なサービス提供を構想。 |
| | 商用車を活用したテレマティクスサービスを提供。 |
| | 高速大容量を活かした、画像伝送・データ解析を中心とする高度なセキュリティサービスの提供を検討中。また、将来的には、さらに低遅延・多数同時接続を活かしたロボット・ドローンサービスへの応用も検討予定。 |
| ローカル5G | Wi-Fiでは実現できない無線品質を求める法人顧客に、ローカル5Gや5G再販による低遅延サービスを提供。 |
| | ローカル5Gの環境構築やサービス提供（医療分野等を検討中） |
| その他 | 現段階ではMVNEからの具体的な提供予定が未定のため、未定。 |

- また、既に提供済みのMVNO以外における5Gサービスの提供開始時期は、「1年以内」又は「1～2年以内」で5割を超えている状況。
- MVNOによる5Gサービスの提供について、MVNOは8割、MNOは6割が「話し合いを行った」と回答しており、既に一定の協議が行われている状況であるが、今後、事業者間協議がさらに加速するとともに、協議内容の具体化が進んでいくことが予想される。

MVNO : MNO 等との話し合い状況

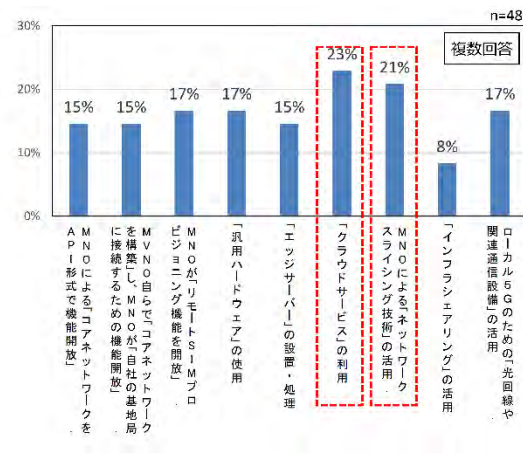


MNO : MVNO 等との話し合い状況

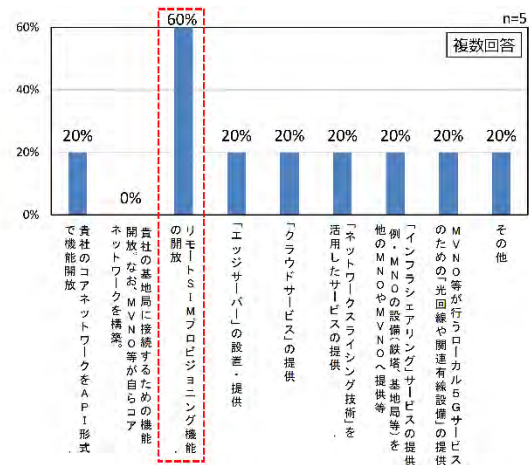


- MVNOにおける新たな技術・サービスの利用については、MNO、MVNO双方において、注視する項目に差異はあるものの一定程度必要性を感じており、今後、新たな協議事項となっていくものと思われる。

MVNO : 5G 提供に当たり利用する技術・サービス



MNO : 5G 提供に当たり利用する技術・サービス



(2) 事業者間の契約上の課題

① MVNOに対する情報開示

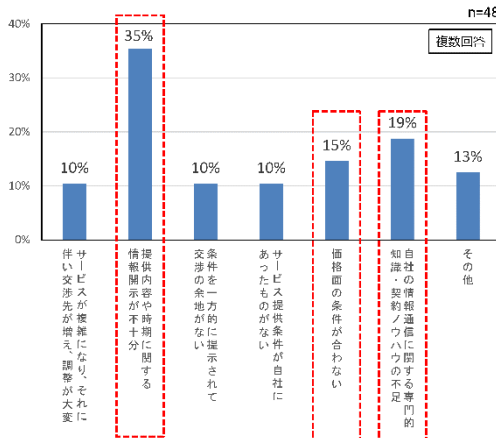
契約上の課題として、MNOでは4割が課題なしとの認識だが、MVNOでは約3割が「契約先からの情報開示不足」を挙げている。この認識の差異は、今後具体的な協議が進むにつれ、協議進行上の課題となってくる可能性がある。

② 専門的知識・ノウハウの差違

また、MVNOでは約2割が「専門的知識・契約ノウハウの不足」を挙げ

ている。この点、MNOにおいても、新たな技術・サービスの利用に係る課題として、「双方に専門的知識やノウハウに差があると課題となる」と指摘している。今後、5Gの本格化が進むにつれて、専門知識やノウハウの差違が、協議の円滑な進行に影響を与えるものとなってくると思われる。

MVNO : MNO との契約上の課題



MNO : MVNO との契約上の課題

- 協議を通じて標準的な提供形態などを検討。
- 卸料金面の折り合い
- 現状は提供にあたり各社と協議段階。課題は今後明らかになると認識。
- 現時点において課題は認識していない。(2社)

③ 交渉の複雑化

新技術・サービスの利用に係る契約について、MVNOからは、クラウド事業者等との契約の必要性が挙げられ、サービスの複雑化に伴い交渉先との調整が大変になるとの課題が示されている。今後の協議においては、これまでのMNOとMVNOの間のみでの協議に留まらず、多様な関係者が介在することによって、紛争がさらに複雑化・長期化することも想定される。

(参考) 委員会の認知度に関する調査結果

① 委員会の認知度

委員会について、MVNOにおいては、「名前も役割も知っていた」が54%であったが、「名称は知っていたが役割は知らなかった」が8%、「知らなかった」が38%であった。委員会を認知した経緯は、「委員会からのアンケート調査」(令和元年度実施)、「総務省が策定するガイドライン・指針等」が最も多く、ともに43%となった。

② 委員会の認知度向上策

認知度向上策について、MVNOにおいては、「MVNOガイドラインの周知・普及を進める」(44%)、「電気通信事業者へのお知らせの頻度を高める」(40%)、「ホームページ等を通じた、MVNO等関連業界における具体的な相談・あっせん事例の紹介」(35%)の順番であった。

※ 図表は第211回委員会(令和3年5月28日)事務局説明資料からの抜粋

第3章 「電気通信紛争処理委員会発足 20 周年記念シンポジウム ～デジタル新時代に向けて：事業者間調整の最前線～」の開催

委員会は、情報通信分野における事業者間の紛争を迅速・公正に処理する専門的組織として、電気通信事業法の改正により平成13年11月30日に設置され、令和3年、発足20周年を迎えた。5Gの本格的な普及等に伴う情報通信分野の大きな市場動向の変化を背景に、事業者間の紛争のさらなる高度化・複雑化が見込まれる中、この機会を捉え、あっせん・仲裁等の紛争処理制度について、改めて、その理解増進・利用促進を図るため、12月24日、シンポジウムを開催した。

プログラムは別図のとおりであり、委員に加え、前東京大学総長の五神氏をはじめ有識者・業界関係者の方々の参画を得て、基調講演、個別講演及びパネルディスカッションにより、主にMNO・MVNO間の事業者間協議を対象に、その円滑化や紛争処理制度の果たすべき役割について、大変有意義な指摘をいただく結果となった。

【プログラム】

| |
|---|
| 開 会 |
| 開会挨拶 金子 恭之 総務大臣 |
| 第1部 |
| 基調講演①「Society 5.0と情報通信」 五神 真 氏（東京大学大学院理学系研究科教授・前東京大学総長） |
| 基調講演②「電気通信紛争処理委員会の実績と今後果たすべき役割」 田村 幸一 委員長（弁護士・元高松高等裁判所長官） |
| 個別講演①「情報通信分野における紛争処理の実態～あっせん手続を中心に～」 小野 武美 委員（東京経済大学経営学部教授） |
| 個別講演②「モバイル市場におけるMNOとMVNOとの事業者間協議について」 関口 博正 氏（神奈川大学経営学部教授） |
| 第2部 |
| パネルディスカッション テーマ① 5G時代におけるMVNOのビジネスモデルとMNO・MVNO間の構造的な紛争 要因・解決策 テーマ② 市場動向を踏まえた紛争処理の将来ビジョンと今後委員会に期待される役割 【モデレータ】 小塚 莊一郎 委員（学習院大学法学部教授） 【パネリスト】 大谷 和子 氏（(株)日本総合研究所執行役員法務部長） 島上 純一 氏（(一社)テレコムサービス協会副会長MVNO委員会委員長） 三尾 美枝子 委員（弁護士） 山崎 拓 氏（(株)NTTドコモ常務執行役員経営企画部長） |
| 閉会 |
| 講評・閉会挨拶 荒川 薫 委員長代理（明治大学総合数理学部長・教授） |

【結果の概要】

1 開会

冒頭、金子総務大臣から、開会挨拶が行われ、これまでの貢献に対する感謝の言葉とともに、モバイル市場における公正競争の確保が極めて重要となっている中、事業者間の紛争を公正かつ迅速に解決する委員会の果たす役割が今後さらに重要になっていくことから、引き続き、より多様で低廉な携帯電話サービスの実現をはじめとする情報通信産業の健全な発展に尽力を賜りたいとのメッセージが寄せられた。



〈挨拶を行う金子総務大臣〉

2 第一部：基調講演・個別講演

(1) 基調講演

基調講演①として、五神氏から、「Society 5.0と情報通信」と題し、新型コロナウイルス感染症等地球規模の課題への対応としてのSociety 5.0の意義やBeyond 5Gへのマイルストーン等について、講演が行われた。質疑応答では、荒川委員長代理及び眞田特別委員から、学術ネットワーク「SINET」に関する質問がなされた。

続いて、基調講演②として、田村委員長から、「電気通信紛争処理委員会の実績と今後果たすべき役割」と題し、委員会の機能、これまでの紛争処理の実績、今後果たすべき役割等について説明がなされ、その中で、「あっせん」が最も多く利用されており、平均して約3か月で処理され、約6割が合意成立により解決しているとの解説がなされた。

(2) 個別講演

個別講演①として、小野委員から、「情報通信分野における紛争処理の実態～あっせん手続を中心に～」と題し、過去の事例のケーススタディとして、事業者間協議が極めて解決困難な事態に陥っていたとしても、「あっせん」の利用により、中立的な有識者が双方の主張を聞き、論点を整理し、それをベース

に再度協議することですることによって解決に至ることがあり得る、また、必ずしも契約の内容そのものについて折り合いがつかなくなったというわけではなくても、協議加速のために「あっせん」を利用することは合理的な判断等の解説がなされた。

続いて、個別講演②として、関口氏から、「モバイル市場におけるMNOとMVNOとの事業者間協議について」と題し、本格的な5G時代におけるネットワーク機能開放や卸役務の適正化に関する総務省の有識者会議での検討状況について解説がなされ、卸役務の適正化については、事業者間協議の円滑化に向けた電気通信事業法の改正が検討されているといった最新の状況についての紹介もなされた。



〈基調講演を行う田村委員長〉



〈個別講演を行う小野委員〉

3 第二部：パネルディスカッション

(1) テーマ①「5G時代におけるMVNOのビジネスモデルとMNO・MVNO間の構造的な紛争要因・解決策」

島上氏から、5G時代にモバイル市場において競争をさらに加速させ、Society 5.0を実現させていくには、MVNOがより高い付加価値を有するサービスを提供できるようになることが重要であり、そのためには、競争と協力・協調のバランスのとれたMNOとの関係が重要との見解が示され、山崎氏から、多様化する利用者のニーズに対応するため、両者が連携し、利用者一人一人に寄り添った新たな価値を提供していくことが重要との見解が示された。

これを受け議論が行われる中で、三尾委員から、MNOとMVNOとの間の構造的・横断的な紛争要因として、情報の格差、人材の格差があることから、紛争処理制度が役に立つこともあるのではないかと指摘がなされ、大谷氏から、MNOによる新料金プランの発表が相次ぎMVNOにとって先行きが不透明な状態が続く中、5GやIoTにおける付加価値の高いソリューションの提供が活路と考えられ、そのためには、サービス設計の自由度が高まり、MNOと同時期にサービス提供を開始できるようなネットワーク提供が行われるこ

とが重要との指摘がなされた。

(2) テーマ②「市場動向を踏まえた紛争処理の将来ビジョンと今後委員会に期待される役割」

紛争処理制度について、島上氏から、事業者間の紛争解決の最終的な受け皿としての役割はこれまで以上に重要となるが、MNOは重要なビジネスパートナーであるため活用をためらうケースがある等の認識が示された一方、山崎氏から、多様なステークホルダーとの連携についての相談・サポート等、新たな領域に共に進んでいってほしいとの期待が示された。

これを受け議論が行われる中で、三尾委員から、各参加者から紛争処理制度は敷居が高いとの指摘もなされているが、紛争化する前の相談先としての役割も果たしていくことが望ましいとの指摘がなされ、大谷氏から、紛争処理は契約慣行や競争ルールの整備にもつながるものであり、「あっせん」の活用が期待されるとの指摘がなされた。

議論を受け、島上氏から、紛争処理の場とのイメージがあったが、少し違った活用を考えてもよいかもしれないとの感想が述べられ、山崎氏から、まずは協議を開始するという点での「あっせん」の活用があっても良いのではとの感想が述べられた。

(3) 総括

議論の締めくくりとして、小塚委員から、一見紛争に見える事案であっても、それを通じてWin-Winの関係が構築することが重要で、5G時代においては多くの事業者から様々なアイデアが出される方がより豊かな社会になることから、事業者間協議を進める上での一つの要素として紛争処理制度を活用してほしいとの総括がなされた。



〈パネルディスカッションの様子〉

4 閉会

最後に、荒川委員長代理から講評及び閉会挨拶が行われ、事業者間協議が円滑に行われ、良好な関係が構築されていくことが重要であり、そのためには、「あっ

せん」の利用が有効であることについて、関係の皆様にご認識いただけたのであれば、シンポジウムは大変意義深いものであった、委員会として、本日の議論も踏まえ、これからも、紛争事案の解決に誠心誠意取り組み、皆様の期待に応えてまいりたいとのコメントがなされた。



〈講評・閉会挨拶を行う荒川委員長代理〉



〈会場の様子〉

第4章 周知広報、利便性向上等のための取組

委員会の認知度及び利便性の向上等のため、次の取組を行った。

1 講演会等における委員会業務説明

一般社団法人テレコムサービス協会と連携し、令和4年1月31日に開催された第34回MVNO委員会（オンライン開催）及び令和4年2月21日に開催された第16回FVNO委員会において、電気通信事業者等に対し、委員会の機能、あっせん・仲裁手続の概要、紛争処理の実績・事例研究、事業者等相談窓口等について、事務局職員による説明を行った。

また、令和4年2月4日に開催された東海総合通信局主催「サイバーセキュリティセミナー2022」（オンライン開催）においても、関係事業者等に対し、同様の説明を行った。

2 総合通信局等を通じた周知

令和3年11月19日の総合通信局等情報通信部長等会議において、総合通信局等に対し、事務局から委員会の周知について協力依頼を行った。

総合通信局等においては、管区内の通信・放送事業者を対象に、講演会やイベント等における委員会パンフレットの配布等を行うとともに、庁舎内での委員会パンフレットの配置やホームページへの委員会バナーの掲載等の取組を通じて委員会の周知が行われている。

3 電気通信事業者への資料の送付

所管部局に依頼し、全国の届出電気通信事業者に対し、委員会が取り扱う事案及び事業者等相談窓口等を記載した資料を送付した。

4 総務省広報誌等における記事掲載

委員会発足20周年を迎えることを受け、広報誌「総務省」（令和3年6月号）に委員会の紹介記事を寄稿した。また、雑誌「テレコミュニケーション」（株式会社リックテレコム発行令和3年12月号）に、「電気通信紛争処理の20年史」と題し、これまでの紛争処理状況や今後の展望を含め、委員会の紹介記事を寄稿した。

5 委員会発足20周年記念シンポジウムの開催

情報通信分野における紛争処理機能の理解増進、利用促進を目的とし、「電気通信紛争処理委員会発足20周年記念シンポジウム」を開催した（概要は第3章参照。）。開催に当たっては、本シンポジウムがより効果的なものとなるよう、関係事業者等に対して次のとおり周知を行った。

- ・ 令和3年12月3日、本シンポジウムの開催について報道発表を行った。
- ・ 一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットサービスプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟及び一般財団法人日本データ通信協会に対し、会員社等への一般参加（オンライン視聴）に係る周知・働きかけを依頼した。
- ・ 委員会ホームページ内に本シンポジウム専用のページを作成し、シンポジウム終了後、当日の動画及び講演資料等を掲載した。
- ・ 広報誌「総務省」（令和4年3月号）に、本シンポジウムの開催結果として、講演やパネルディスカッションの内容等についての記事を掲載した。

6 事務局の移転

令和4年1月、事務局は永田町から中央合同庁舎第2号館へ移転した。

移転に関する報道発表及び総務省ホームページにお知らせを掲載するとともに、パンフレットの更新、関係者への周知を行い、移転にともなう業務継続計画の見直しを行った。

第5章 委員会に関する制度改正等

1 電気通信紛争処理委員会等の手続のオンライン化

規制改革実施計画（令和2年7月17日閣議決定）では、行政手続における書面規制、対面規制等への対応として、原則として全ての手続についてオンライン化を行うとの方針が示された。これを受け、委員会等（※）の手続のオンライン化を行うため、令和4年3月●日、第●●●回委員会において、以下のとおり、所要の規定整備を実施した。

※ 委員会、あっせん委員、仲裁委員及び仲裁廷。

(1) 電気通信紛争処理委員会の手続における情報通信技術の利用に関する規程（令和4年●月●日電気通信紛争処理委員会決定第1号）の制定

- ・ 委員会の手続のうち、書面等による実施が委員会決定において規定されているものについて、オンラインによる実施を一括して可能とするための所要の規定整備を行った。
- ・ 内容としては、例えば、委員会に対して行われる通知のうち、委員会決定の規定において書面等により行うことが規定されているものについて、当該委員会決定の規定にかかわらず、オンラインの方法により行うことができる旨等を規定した。

(2) 電気通信紛争処理委員会の手続のオンラインによる実施要領（令和4年●月●日電気通信紛争処理委員会決定第2号）の制定

- ・ 委員会の手続のオンラインによる実施を可能とするための具体的な手法として、電子メールによる実施及びウェブ会議による実施を可能とするための所要の規定整備を行った。
- ・ 内容としては、電子メールによる実施手順を手続の流れに沿って具体的に規定し、その中で、電子メールの消失への対応（パスワードによる暗号化、送信についての電話連絡等）や代表者の意思確認（原則、代表者に対して電話又は対面により意思確認を行う等）について規定。また、留意事項として、証拠としての文書又は物件は、電子メールでの提出を可能とするが、委員会が必要と認める場合は原本を提出しなければならない旨等を規定した。
- ・ また、意見聴取等のウェブ会議による実施について、当事者の合意がない場合は、当面、慎重に対応する旨や、できる限り静寂な個室その他これ

に類する施設で行うこと、当事者以外の者に視聴させないこと等の遵守事項を規定した。

2 仲裁法制の見直し

法務省法制審議会（仲裁法制部会）においては、国際仲裁の活性化等の観点から、仲裁法制の見直しについての検討が行われ、令和3年3月には中間試案が取りまとめられた（※）。本件について、令和3年5月開催の第211回委員会において事務局から説明を行った。中間試案の概要は以下のとおり。

（1）仲裁法の見直し

- ① 仲裁法が準拠するUNCITRAL（国連国際商取引法委員会）の国際商事仲裁モデル法が改正されたことを踏まえ、暫定保全措置の定義（類型）、発令要件、執行等について、改正モデル法に準拠した規律を整備
- ② 仲裁合意の書面性に関する規律について、要件を緩和した改正モデル法の規律に完全に準拠
- ③ 裁判所で行われる仲裁関係事件手続について、東京地裁・大阪地裁に競合管轄を認め、一定の場合に外国語資料の訳文添付の省略を認める

（2）調停による和解合意に執行力を付与し得る制度の創設

国際仲裁と共に、国際調停を活性化する観点から、UNCITRALのシンガポール条約を参考に、裁判外で行われる調停による和解合意について、裁判所に決定により、執行力を付与し得る制度を構想

【対象となる和解合意】

（甲案）国際的な事案における和解合意のみを対象とする

（乙案）国際的な事案における和解合意に限定せず、国内の事案も対象とする

（乙1案）国内の事案の全部を対象とする

（乙2案）国内の事案については、一定の要件を満たす場合のみを対象とする（例：認証ADRにおける和解合意）

【対象となる紛争類型】

当事者が和解をすることができる民事上の紛争を対象とするが、消費者紛争、個別労働関係紛争、家事紛争は対象外

※ その後、（1）については令和3年10月に、（2）については令和4年2月に答申が取りまとめられている。

資料編

ページ

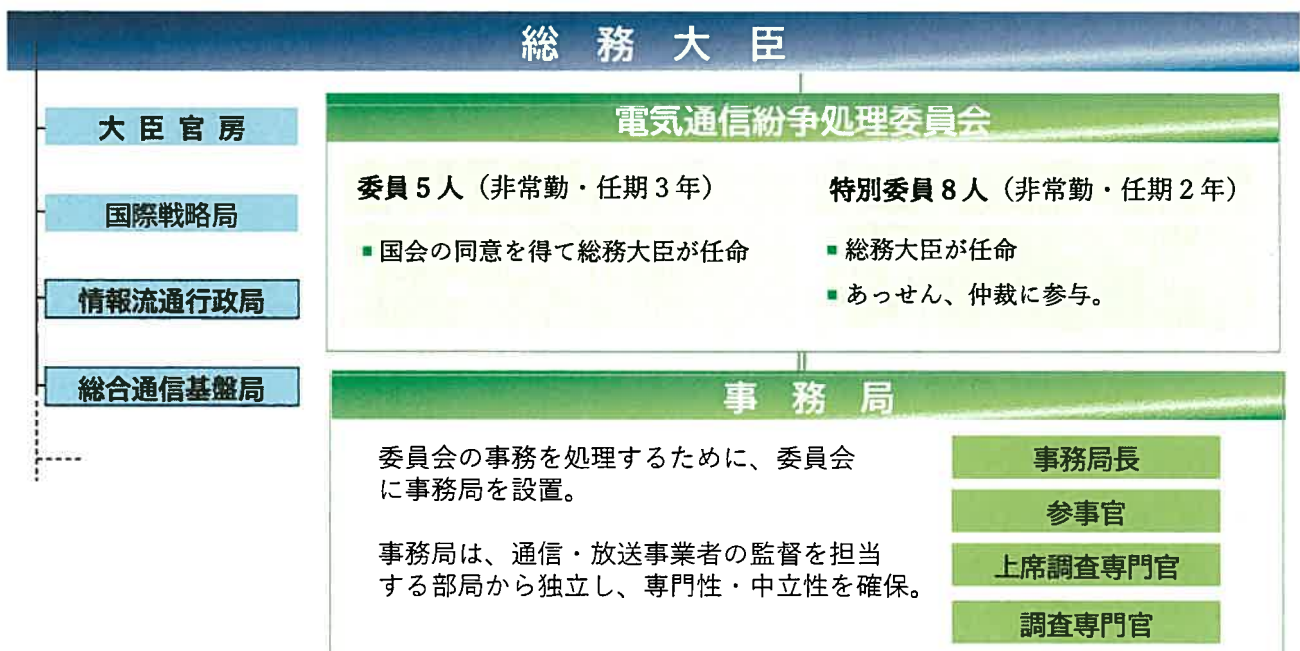
| | |
|-------------------------------------|-------|
| 【資料1】電気通信紛争処理委員会の概要・・・・・・・・・・・・・・・・ | 資一 1 |
| 【資料2】これまでの紛争処理の概況・・・・・・・・・・・・・・・・ | 資一 4 |
| 【資料3】これまでの紛争処理終了案件の一覧・・・・・・・・ | 資一 5 |
| 【資料4】紛争処理対象分野の動向・・・・・・・・・・・・・・・・ | 資一 14 |

電気通信紛争処理委員会の概要

1. 電気通信紛争処理委員会の設置・組織

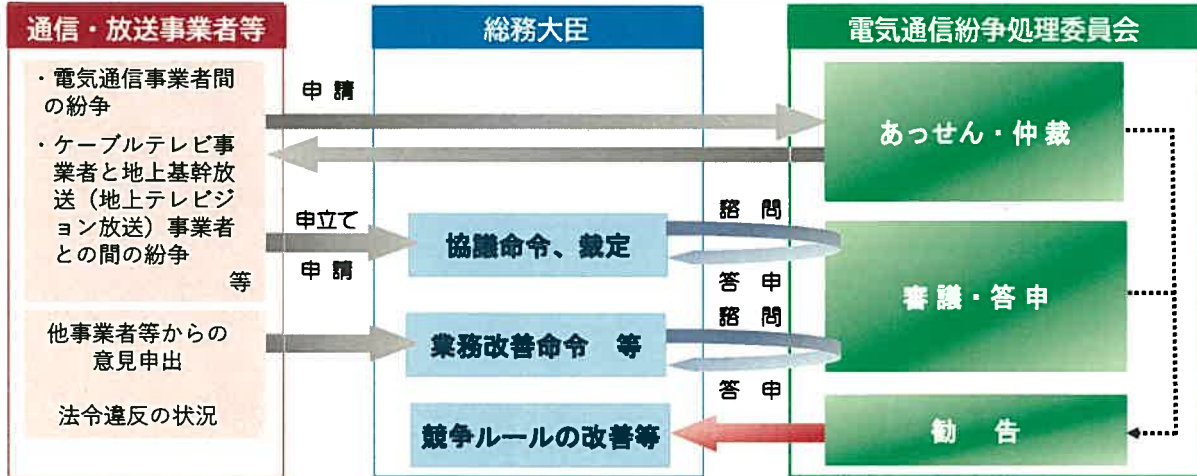
電気通信事業者間、放送事業者間等の紛争を迅速・公正に処理するため、電気通信事業法に基づき、総務省に設置された機関。

- ・平成13年11月、「電気通信事業紛争処理委員会」として発足。
- ・平成23年6月、放送分野の紛争が追加され、「電気通信紛争処理委員会」に名称変更。



2. 委員会の機能

| | |
|--------------------|---|
| あっせん・仲裁 | 電気通信事業者間の接続に関する紛争、ケーブルテレビ事業者と地上基幹放送（地上テレビジョン放送）事業者との間の再放送の同意に関する紛争等に対し、「あっせん」又は「仲裁」を実施。 |
| 諮問に対する審議・答申 | 総務大臣が、接続協定に関する協議命令や裁定、再放送の同意に関する裁定、業務改善命令などの行政処分を行う際、 諮問を受け、審議・答申 。 |
| 勸告 | あっせん・仲裁や諮問に対する審議・答申に関し、 競争ルールの改善等について意見があれば、総務大臣に対し勸告 。 |



| | |
|-----------|---------------------------------|
| 相談 | 事務局に相談窓口を設け、事業者等間の紛争等に関する相談に対応。 |
|-----------|---------------------------------|

3. 紛争の種類と紛争処理手続

| 当事者 | 協議の内容 | 協議が不調のときの紛争処理手続 | |
|---------------------------------------|--|-----------------|---------------------|
| | | 委員会 | 総務大臣 |
| 電気通信事業者間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 電気通信設備の接続に関する協定（電気通信事業法第154条第1項・第155条第1項） ○ 電気通信設備の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 電気通信設備設置用工作物の共用に関する協定（電気通信事業法第156条第1項） ○ 卸電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第156条第2項） | あっせん 仲裁 | 協議命令 又は 裁定(注) |
| | ○ 電気通信役務の円滑な提供の確保のために締結が必要な協定・契約（電気通信事業法第157条第1項及び第3項） | あっせん 仲裁 | — |
| コンテンツ配信事業者等と電気通信事業者の間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ コンテンツ配信事業等（※）を営むに当たって利用すべき電気通信役務の提供に関する契約（電気通信事業法第157条の2第1項及び第3項） （※）電気通信設備を用いて他人の通信を媒介する電気通信役務以外の電気通信役務を電気通信回線設備を設置することなく提供する電気通信事業（電気通信事業法第164条第1項第3号） | あっせん 仲裁 | — |
| ケーブルテレビ事業者と基幹放送事業者との間 | ○ 地上基幹放送（地上テレビジョン放送）の再放送に係る同意（放送法第142条第1項及び第3項） | あっせん 仲裁 | 裁定(注) |
| 無線局(※)を開設・変更しようとする者その他の無線局(※)の免許人等との間 | <ul style="list-style-type: none"> ○ 混信等の妨害防止のために必要な措置に関する契約（電波法第27条の35第1項及び第3項） （※）電気通信業務、放送の業務その他の総務省令で定める業務を行うことを目的とする無線局に限る（電波法第27条の35第1項） | あっせん 仲裁 | — |

注：「協議命令」又は「裁定」の場合は、総務大臣から電気通信紛争処理委員会へ諮問が行われる。

4. 事業者等相談窓口の設置

電気通信紛争処理委員会の事務局では、事業者等向けの相談窓口として、専用の電話、メールアドレスを設け、事業者間での協定・契約に関する協議が難航した場合等の相談に応じ、アドバイスや参考情報の提供等を幅広く行っている。

相談窓口 事業者等相談窓口とは？

- 相談は、委員会のあっせんや仲裁手続の利用を前提とするものではないため、協議中のものや今後の対応を決めていない案件についても受け付け。
- 「あっせん申請が可能な事案かどうか判断がつかない」といった相談や、「あっせんの手続（制度の概要や申請の方法等）を知りたい」等の問い合わせについても幅広く受け付け。
- 相談は、無料・非公開。
- 相談者の了解なしに、相談内容を相手方事業者に伝えることはない。

【相談専用電話】

TEL. 03-5253-5500

[電話受付時間] 平日9:30～12:00/13:00～17:00

【相談専用メールアドレス】

soudan@ml.soumu.go.jp



これまでの紛争処理の概況 (令和4年3月31日現在)

資料2

1 あっせん 69件

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (39件)
- 「接続の諾否」に関する件 (5件)
- 「接続協定の細目」に関する件 (2件)
- 「卸電気通信役務の提供のための契約の細目」に関する件 (5件)
- 「電気通信役務の提供に係る契約の取次ぎ」に関する件 (2件)
- 「地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送に関する同意」に関する件 (8件)
- 「接続に必要な工作物の利用」に関する件 (5件)
- 「設備の利用・運用」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

2 仲裁 3件

(※いずれも、他方事業者が申請を行わず、仲裁は不実行。その後、あっせんや大臣命令に移行。)

- 「接続に係る費用負担」に関する件 (2件)
- 「接続に必要な工事」に関する件 (1件)

3 諮問・答申 11件

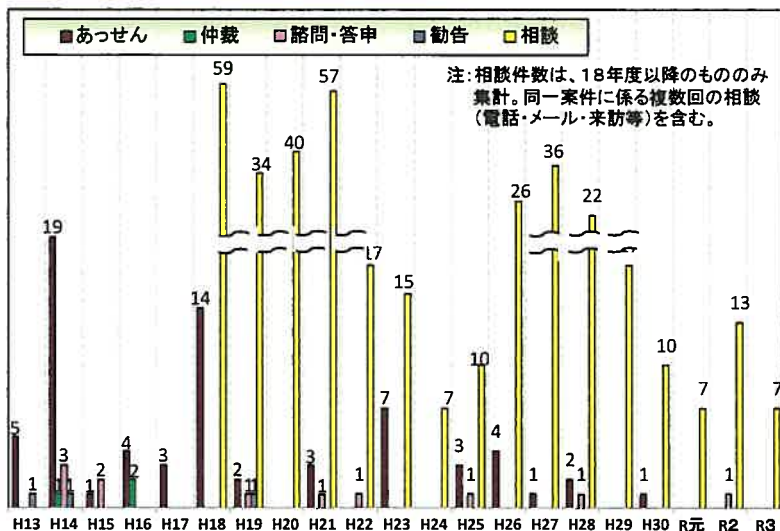
- 業務改善命令 (3件)
- 接続協定等の細目に関する裁定 (3件)
- 地上基幹放送(地上テレビジョン放送)の再放送の同意に関する裁定 (1件)
- 接続に関する協議再開命令 (3件)
- 土地等の使用に関する認可 (1件)

4 勧告 3件

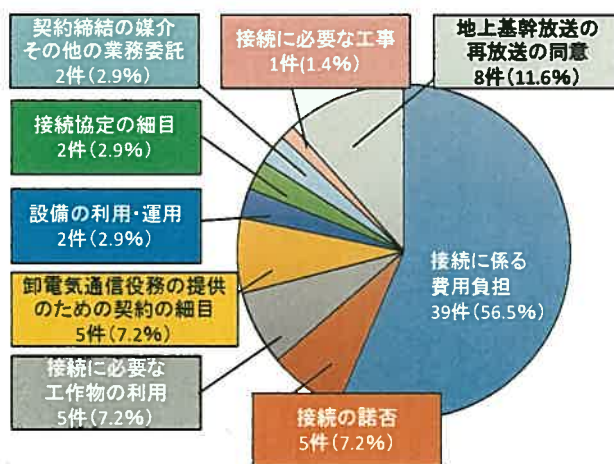
- 他事業者によるNTT局舎の利用に関するルールの整備 (1件)
- 通信事業者間の接続において適正な料金設定を行い得る仕組みの整備 (1件)
- MVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の検討 (1件)

(参考) 紛争処理件数の内訳

1 紛争処理等の年度別件数



2 あっせんの紛争内容



3 あっせんの処理結果



注1:「合意が成立し解決」は、当事者間の協議により解決した事件16件及びあっせん案の受諾により解決した事件28件の合計。

注2:「不実行」とは、一定の場合(他方当事者があっせんに拒否した場合、相手の社会的信用の低下を目的としていると認められる場合等)に委員会があっせんしないこと。

これまでの紛争処理終了案件の一覧

I あっせん・仲裁

1 あっせん

【電気通信事業法関係】

(1) 接続の諾否に関する紛争

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|---|--|------------------|--|---|
| | 平成14年(争)第5号 H14.2.13 申請 H14.3.6 終了 | 彩ネット(株) | | |
| 平成16年(争)第3号～第4号 H16.8.31 申請 H16.11.1 終了 | ソフトバンクBB(株) | NTT東日本 NTT西日本 | ソフトバンクBB(株)によるNTT東日本及びNTT西日本の中継光ファイバとの接続 | 合意により解決 ※あっせん案受諾 |
| 平成21年(争)第1号 H21.9.15 申請 H22.1.21 終了 | 関西ブロードバンド(株) | NTT西日本 | 関西ブロードバンド(株)によるNTT西日本の中継光ファイバとの接続 | 合意により解決 ※あっせん案受諾 |
| 平成21年(争)第3号 H21.12.28 申請 H22.1.15 終了 | 生活文化センター(株) | NTTドコモ | 生活文化センター(株)によるNTTドコモとのレイヤ2等での接続 | あっせん不実行 (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議 再開命令申立て |

(2) 接続に係る費用負担(接続料及び網改造料等)に関する紛争

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|--|---|---------|---|--|
| | 平成14年(争)第6号 H14.2.25 申請 H14.3.12 終了 | 彩ネット(株) | | |
| 平成14年(争)第9号～第23号 H14.7.4 申請 H14.7.23 終了 | A社 | B社等各社 | A社によるVoIPサービスに係るB社等各社との接続に関する事業者間精算の方法 | 合意により解決 ※あっせん案受諾 |
| 平成16年(争)第5号～第6号 H16.12.17 申請 H17.2.22 終了 | NTT東日本 NTT西日本 | 平成電電(株) | NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等) | 合意により解決 (参考)本件申請前の経緯 仲裁申請(仲裁不実行) |

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|---|--|--|-------------|----|
| | 平成17年(争) 第2号～第3号 H17.7.8 申請 H17.10.4 終了 | A社 B社 C社 | | |
| 平成18年(争) 第1号～第14号 H18.8.9 申請 H19.3.27 終了 | A社等各社 B社 | A社等各社によるB社との接続に関する網使用料の費用負担 | 合意に至らず申請取下げ | |
| 平成21年(争) 第2号 H21.10.27 申請 H22.1.14 終了 | (有)ナインレイヤーズ NTT西日本 | (有)ナインレイヤーズによるNTT西日本との接続に係る債権保全措置の要否 | 合意により解決 | |
| 平成23年(争) 第1号 H23.5.18 申請 H24.1.23 終了 | NTTドコモ ソフトバンクモバイル(株) | NTTドコモによるソフトバンクモバイル(株)の接続料の算定根拠の開示 | あっせん打切り | |
| 平成23年(争) 第2号 H23.6.9 申請 H24.1.23 終了 | ソフトバンクモバイル(株) NTTドコモ | ソフトバンクモバイル(株)によるNTTドコモの接続料の再精算等 | あっせん打切り | |
| 平成23年(争) 第3号～第4号 H23.6.9 申請 H24.2.21 終了 | ソフトバンクテレコム(株) NTT東日本 NTT西日本 | ソフトバンクテレコム(株)によるNTT東日本及びNTT西日本との接続に係るジャンパ工事費の見直し | 合意により解決 | |

(3) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

ア 接続に必要な工事

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|----|--|---------------------------|------|----|
| | 平成14年(争) 第2号 H14.2.12 申請 H14.4.9 終了 | ビー・ビー・テクノロジー(株) NTT西日本 | | |

イ 設備の利用・運用

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|----|---|----------------|------|----|
| | 平成14年(争) 第7号～第8号 H14.4.30 申請 H14.5.10 終了 | A社 B社 C社 | | |

ウ 接続協定の細目

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|----|--|----------------|------|----|
| | 平成19年(争) 第1号~第2号 H19.3.23 申請 H19.4.5 終了 | A社 B社 C社 | | |

(4) 接続に必要な工作物の利用(コロケーション等)に関する紛争

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|---|--|---|--|----|
| | 平成13年(争) 第1号 H13.12.27 申請 H14.1.25 終了 | A社 B社 | | |
| 平成14年(争) 第1号 H14.2.1 申請 H14.2.14 終了 | イー・アクセス(株) NTT東日本 | イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用 | 合意により解決 (参考)本件に関連した措置 総務大臣に対する勧告 | |
| 平成14年(争) 第3号 H14.2.12 申請 H14.2.26 終了 | イー・アクセス(株) NTT西日本 | イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用等 | 合意により解決 | |
| 平成14年(争) 第4号 H14.2.13 申請 H14.4.2 終了 | イー・アクセス(株) NTT西日本 | イー・アクセス(株)によるNTT西日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用 | 合意により解決 ※あっせん案受諾 | |
| 平成15年(争) 第2号 H15.6.11 申請 H15.6.25 終了 | 平成電電(株) NTT東日本 | 平成電電(株)によるNTT東日本の設備(MDF)の利用 | 合意により解決 | |

(5) 卸電気通信役務の提供のための契約の細目に関する紛争

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|---|--|-----------------------------|---------|----|
| | 平成25年(争) 第1号 H25.10.30 申請 H26.2.13 終了 | A社 B社 | | |
| 平成27年(争) 第1号 H27.3.10 申請 H27.3.23 終了 | A社 B社 | A社によるB社との卸電気通信役務の提供に係る契約の延長 | あっせん不実行 | |

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|--|---|---|------------------------------------|----|
| | 平成27年(争) 第2号 H27.6.9 申請 H27.11.24 終了 | A社 | | |
| B社 | | | | |
| 平成28年(争) 第1号 H28.4.25 申請 H28.12.28 終了 | A社 | A社によるB社との卸電気 通信役務の提供に係る契 約の締結等 | 合意により解決 ※あっせん案受諾及び当事 者間による合意 | |
| | B社 | | | |
| 平成28年(争) 第2号 H28.12.2 申請 H28.12.15 終了 | A社 | A社によるNTTコミュニ ケーションズ(株)との卸電 気通信役務の提供に係る 料金等の見直し | あっせん不実行 | |
| | NTTコミュニ ケーションズ (株) | | | |

(6) 契約締結の媒介その他の業務委託に関する紛争

| 事件 | 申請者 相手方 | | 申請概要 | 結果 |
|---|---|----------------------------------|---------|----|
| | 平成17年(争) 第1号 H17.4.14 申請 H17.5.13 終了 | イー・アクセ ス(株) | | |
| NTT西日本 | | | | |
| 平成30年(争) 第1号 H30.10.9 申請 H30.11.6 終了 | A社 | A社によるB社との取次代 理店契約等に関する手 数料 | あっせん不実行 | |
| | B社 | | | |

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する紛争

| 事件 | 申請者 | 申請概要 | 結果 |
|--|-----------------|---|---------------------|
| | 相手方 | | |
| 平成23年(争)第5号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了 | 松阪市ケーブルシステム | 松阪市ケーブルシステムによるテレビ愛知(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 ※あつせん案受諾 |
| | テレビ愛知(株) | | |
| 平成23年(争)第6号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了 | A社 | A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 ※あつせん案受諾 |
| | B社 | | |
| 平成23年(争)第7号 H23.7.15 申請 H24.2.23 終了 | A社 | A社によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 ※あつせん案受諾 |
| | B社 | | |
| 平成24年(争)第1号 H24.9.3 申請 H25.10.31 終了 | A組合 | A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 |
| | B社 | | |
| 平成24年(争)第2号 H24.9.4 申請 H25.10.31 終了 | A組合 | A組合によるB社の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 |
| | B社 | | |
| 平成26年(争)第1号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了 | 大分ケーブルテレコム(株) | 大分ケーブルテレコム(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 ※あつせん案受諾 |
| | 九州朝日放送(株) | | |
| 平成26年(争)第2号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了 | 大分ケーブルネットワーク(株) | 大分ケーブルネットワーク(株)による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 ※あつせん案受諾 |
| | 九州朝日放送(株) | | |
| 平成26年(争)第3号 H26.7.23 申請 H26.10.21 終了 | (株)ケーブルテレビ佐伯 | (株)ケーブルテレビ佐伯による九州朝日放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意 | 合意により解決 ※あつせん案受諾 |
| | 九州朝日放送(株) | | |

2 仲裁

【電気通信事業法関係】

(1) 接続に係る費用負担（接続料及び網改造料等）に関する紛争

| 事件 | 申請者 | 申請概要 | 結果 |
|---|------------------|---|--|
| | 相手方 | | |
| 平成16年(争)第1号～第2号 H16.4.2 申請 H16.4.27 仲裁不実行通知 | NTT東日本 NTT西日本 | NTT東日本及びNTT西日本による法人向けIP電話網と平成電電(株)電話網との接続条件(接続料等) | 仲裁不実行 (参考)本件終了後の経過 あっせん申請(合意により解決) |
| | 平成電電(株) | | |

(2) 接続のための工事・網改造等に関する紛争

| 事件 | 申請者 | 申請概要 | 結果 |
|--|-------------|---|--|
| | 相手方 | | |
| 平成15年(争)第1号 H15.2.14 申請 H15.2.21 仲裁不実行通知 | ソフトバンクBB(株) | ソフトバンクBB(株)によるNTT西日本の端末回線との接続に必要なMDFジャンパ工事の方法 | 仲裁不実行 (参考)本件申請前の経緯 あっせん申請(あっせん打切り) (参考)本件終了後の経過 総務大臣の接続協議再開命令申立て |
| | NTT西日本 | | |

II 総務大臣からの諮問に対する審議・答申

【電気通信事業法関係】

(1) 接続協定等に関する協議命令

| 答申日等 | 事案の概要等 |
|--|--|
| 平成15年8月20日 電委第57号 H15.7.16 諮問 H15.8.20 答申 | ソフトバンクBB(株)からの申立てを受けた、DSLサービス提供のためのNTT西日本との接続に関する接続協議再開命令(平成15年5月16日申立て) 〈参考〉本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん打ち切り) 仲裁申請(仲裁不実行) |
| 平成22年7月8日 電委第42号 H22.6.29 諮問 H22.7.8 答申 | 生活文化センター(株)からの申立てを受けた、直収パケット交換機接続(レイヤ2接続)等についての、NTTドコモとの接続に関する接続協議再開命令(平成22年1月25日申立て) 〈参考〉本答申前の経緯 あっせん申請(あっせん不実行) |
| 平成29年1月27日 電委第4号 H28.12.8 諮問 H29.1.27 答申 | 日本通信(株)からの申立てを受けた、ソフトバンク(株)が販売したSIMロックがなされた端末及びSIMロックがかかっていない端末との間の伝送交換を可能とするための、ソフトバンク(株)との接続に関する接続協議再開命令(平成28年9月29日申立て) |

(2) 接続協定等に関する細目の裁定

| 答申日等 | 事案の概要等 |
|--|--|
| 平成14年11月5日 電委第115号 H14.9.20 諮問 H14.11.5 答申 | 平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定(平成14年7月18日申請) 〈参考〉本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告 |
| 平成19年11月22日 電委第69号 H19.9.21 諮問 H19.11.22 答申 | 日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定(平成19年7月9日申請) 〈参考〉本答申に関連した措置 総務大臣に対する勧告 |
| 令和2年6月12日 電委第32号 R2.2.4 諮問 R2.6.12 答申 | 日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの卸電気通信役務の提供に関する裁定(令和元年11月15日申請) |

(3) 土地等の使用に関する協議認可

| 答申日等 | 事案の概要等 |
|--|--|
| 平成14年7月30日 電委第95号 H14.6.17 諮問 H14.7.30 答申 | モバイルインターネットサービス(株)からの申請を受けた、無線LANサービスの役務提供のためのJR東日本の土地等の使用に関する協議認可(平成14年3月19日申請) |

(4) 電気通信事業者に対する業務改善命令

| 答申日等 | 事案の概要等 |
|--|---|
| 平成14年4月19日 電委第60号 H14.4.18 諮問 H14.4.19 答申 | KDDI(株)に対する、子会社である第二種電気通信事業者を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成14年4月19日命令) |
| 平成16年2月4日 電委第8号 H16.1.29 諮問 H16.2.4 答申 | KDDI(株)に対する、子会社であるKCOM(株)を通じた、地方公共団体に対する届出料金を下回る料金での電気通信役務の提供についての業務改善命令(平成16年2月5日命令) |
| 平成22年2月4日 電委第19号 H22.1.28 諮問 H22.2.4 答申 | NTT西日本に対する、他の電気通信事業者等に関する情報の取扱いについての業務改善命令(平成22年2月4日命令) |

【放送法関係】

地上基幹放送の再放送の同意に関する裁定

| 答申日等 | 事案の概要等 |
|--|--|
| 平成25年6月26日 電委第54号 H25.1.30 諮問 H25.6.26 答申 | (株)ひのきによる讀賣テレビ放送(株)の地上テレビジョン放送の再放送の同意に関する裁定(平成25年7月23日裁定)* |

※ 総務大臣裁定後の経過

- ・ H25. 8. 9 : (株)ひのきが、総務大臣に対して一部区域についての不同意裁定の取消しを求める異議申立て。
- ・ H27. 2. 25 : 総務大臣が(株)ひのきからの異議申立てを棄却。
- ・ H27. 6. 2 : (株)ひのきが、東京高等裁判所に棄却決定の取消訴訟を提起。
- ・ H29. 12. 7 : 東京高等裁判所が(株)ひのきからの棄却決定の取消請求を認容する判決。
- ・ H30. 9. 6 : 最高裁判所が国による上告受理申立てを不受理とする旨の決定。
- ・ H30. 9. 21 : 総務大臣が裁定手続きを再開。
- ・ H30. 10. 25 : 讀賣テレビ放送(株)が区域外再放送に任意同意したことを踏まえ、総務大臣が裁定の拒否処分。
- ・ H31. 1. 8 : (株)ひのきが、総務大臣に対して拒否処分について審査請求。
- ・ R 3. 1. 15 : 総務大臣が(株)ひのきの審査請求を棄却。

Ⅲ 総務大臣に対する勧告

【電気通信事業法関係】

| 発出 | 概要等 |
|-----------------------|---|
| 平成14年2月26日 電委第32号 | コロケーションのルール改善に向けた勧告 ＜参考＞本勧告の関連事案 イー・アクセス(株)によるNTT東日本のコロケーションスペース、電源及びMDFの利用に関するあっせん申請(合意により解決) |
| 平成14年11月5日 電委第115号 | 接続における適正な料金設定が行い得る仕組みの整備の勧告 ＜参考＞本勧告の関連事案 平成電電(株)からの申請を受けた、NTTドコモ等携帯電話事業者に対する直収発携帯着の利用者料金の設定に関する裁定 |
| 平成19年11月22日 電委第69号 | 接続料金の算定の在り方などMVNOとMNOとの間の円滑な協議に資する措置の勧告 ＜参考＞本勧告の関連事案 日本通信(株)からの申請を受けた、NTTドコモとの相互接続によるMVNO事業に関する裁定 |

(注) 実際の紛争は、内容が複雑に絡み合っており、以上の分類は厳密なものではない。

紛争処理対象分野の動向

- 1 電気通信事業の市場動向
- 2 電気通信事業に関する規律
- 3 電波利用の動向
- 4 放送事業の動向

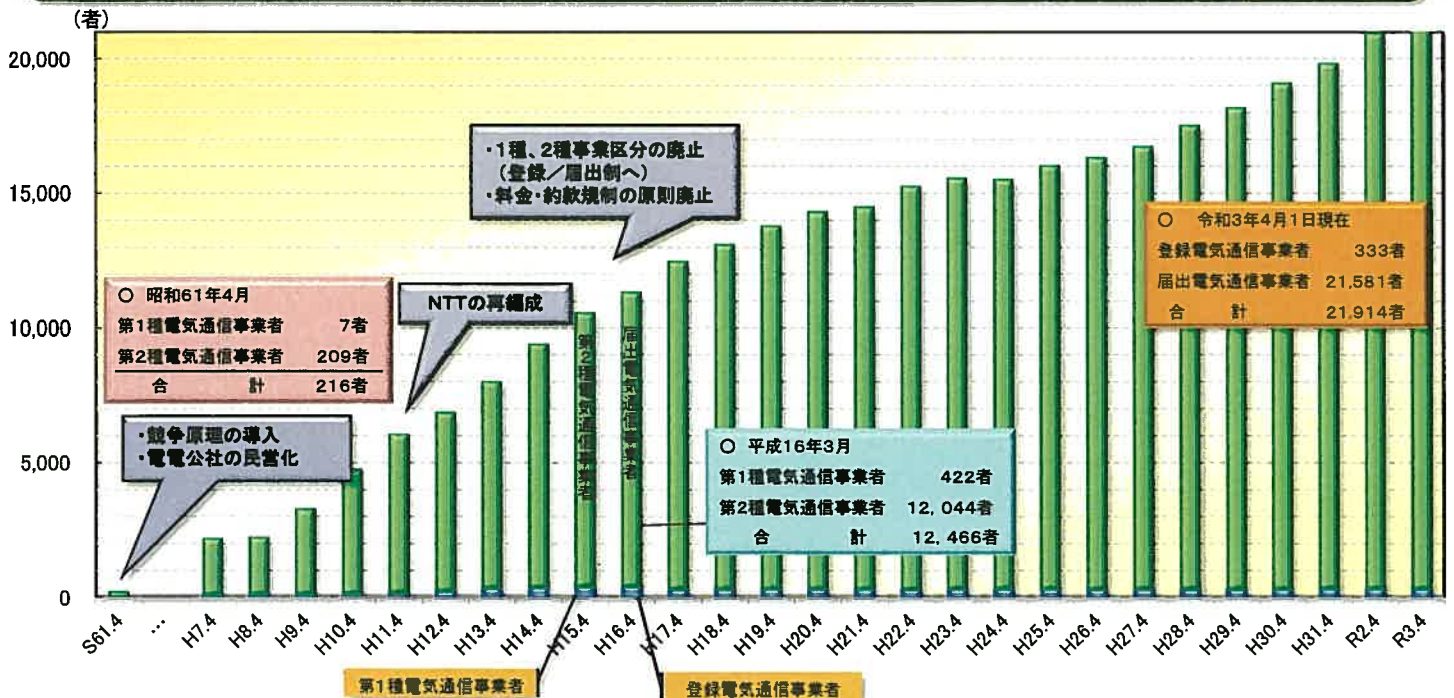
本編で使用している資料は、総務省情報流通行政局、総合通信基盤局及び電気通信紛争処理委員会事務局で作成した資料をもとに構成されている。

1 電気通信事業の市場動向

- (1) 電気通信事業者数の推移
- (2) 国内の電気通信業界の主な変遷
- (3) 電気通信事業者等の売上高の状況(令和元年度)
- (4) 電気通信市場における環境変化
- (5) ブロードバンドサービスの契約数の推移
- (6) 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック
- (7) 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移
- (8) 固定系ブロードバンドサービス契約数における事業者別シェアの推移
- (9) MVNOサービスの契約数の推移
- (10) MVNOサービスの区分別契約数・事業者数
- (11) NTT東西による光回線の卸売サービスの概要
- (12) NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数
- (13) NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数
- (14) NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占める卸売サービスの契約数比率
- (15) インターネット附随サービス業

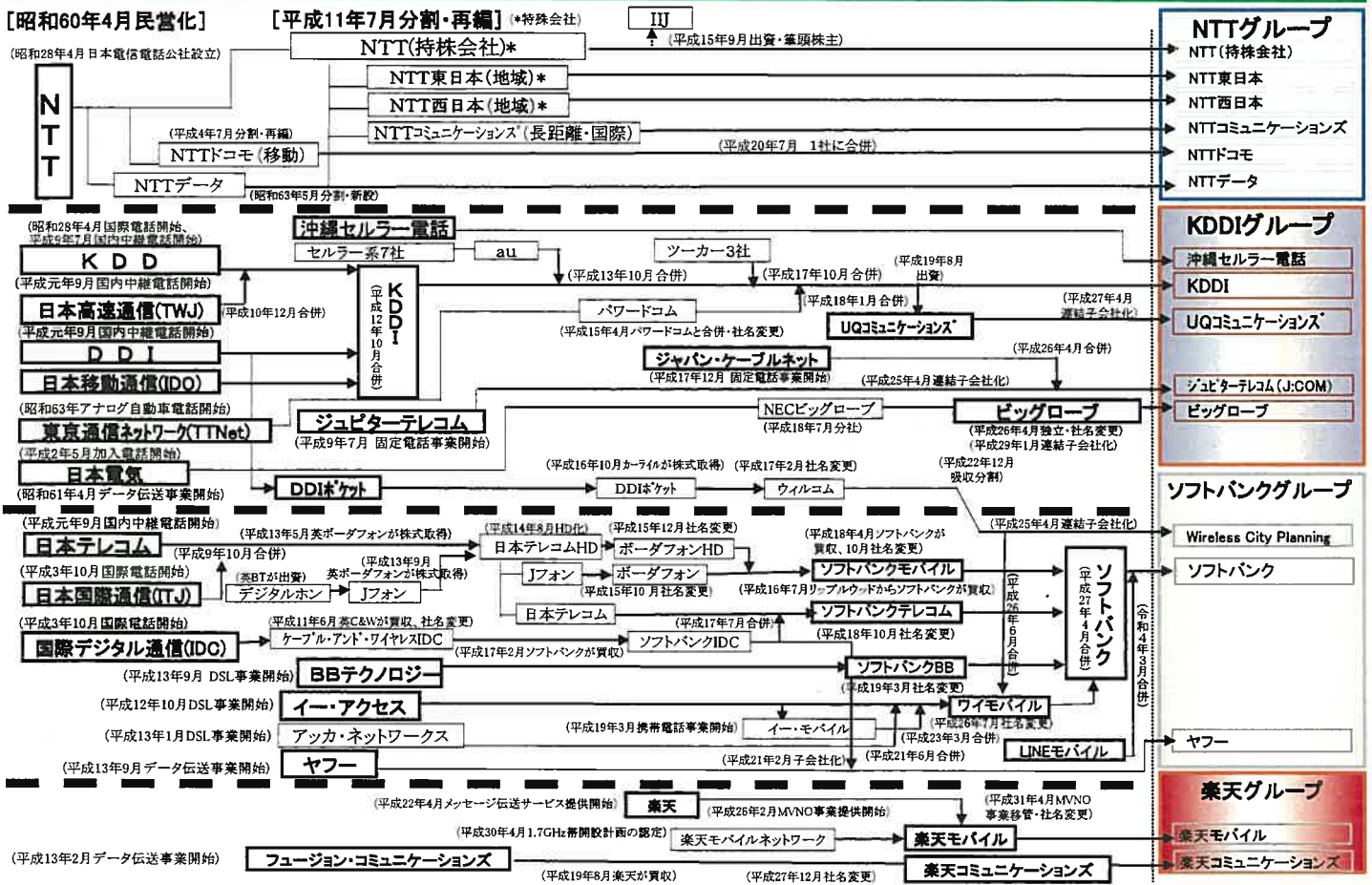
1-1 電気通信事業者数の推移

- ・ 昭和60年以降、電気通信事業者数は大幅に増加し、令和3年4月1日現在、2万1914者が参入。
- ・ その大半(約98%)は届出電気通信事業者。



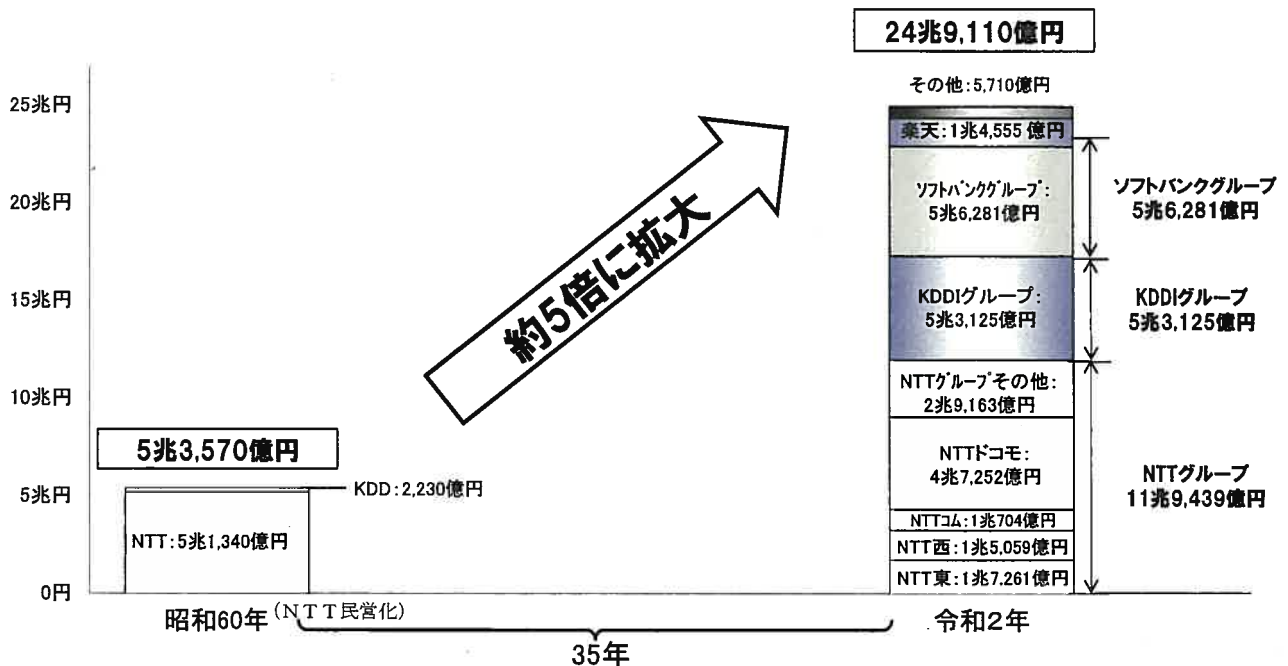
(注) 登録電気通信事業者とは、電気通信回線設備を設置する電気通信事業者のうち総務省令で定める規模(端末系伝送路設備の設置の区域が一の市町村(特別区を含む。))を超えるか、又は中継系伝送路設備の設置区域が一の都道府県を越えるもの以上の電気通信事業者。届出電気通信事業者とは、それ以外の電気通信事業者。

1-2 国内の電気通信業界の主な変遷



1-3 電気通信事業者等の売上高の状況(令和2年度)

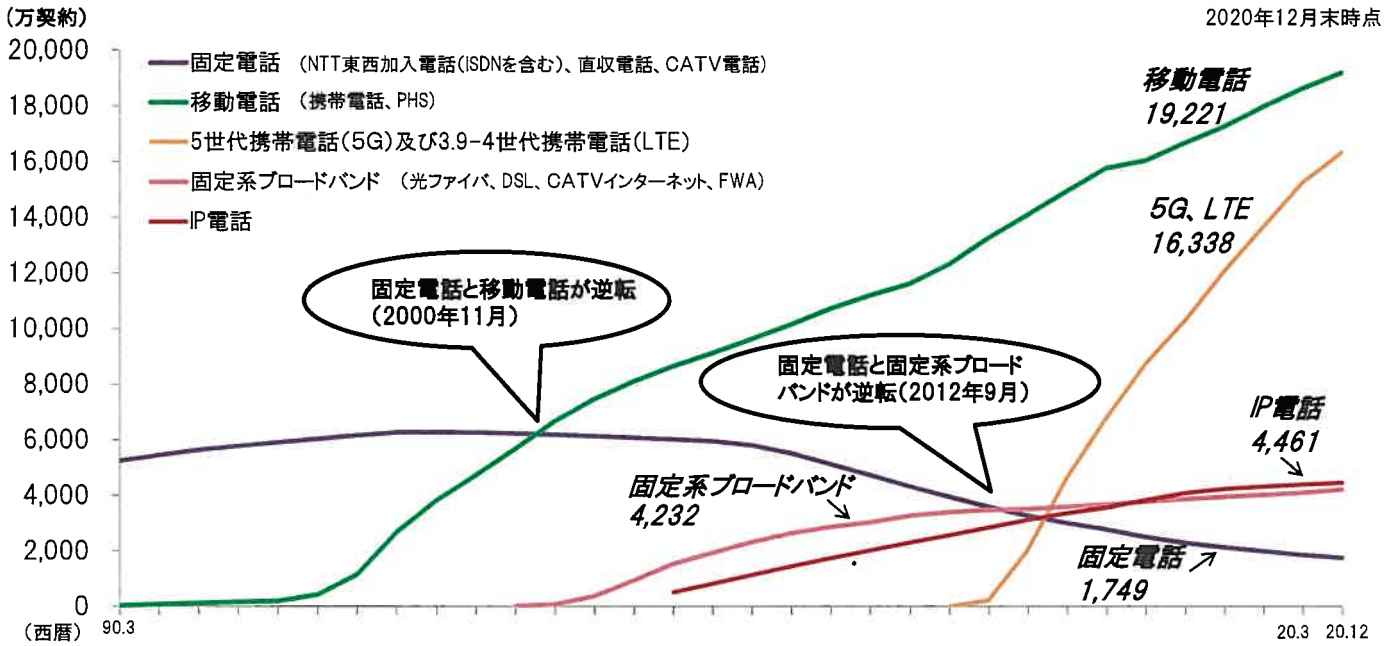
- 1985年(昭和60年)から、主要な電気通信事業者の売上高は約5倍に拡大。
- NTTグループのほか、KDDIグループ、ソフトバンクグループ等も売上の拡大に貢献。



※ 各事業者の決算資料等に基づき総務省にて作成。
 ※ 国内事業者(国内事業者の海外子会社を含む)が海外で行う事業の売上を含む。
 ※ その他には、「電力系通信事業者」、「スカパーJSAT(株)」を含む。

1-4 電気通信市場における環境変化

- 固定電話契約数は、2012年9月に固定系ブロードバンドに逆転され、1997年11月のピーク時(6,322万件)の約2.8割に減少(1,749万契約)。
- 携帯電話の契約数は、2000年11月に固定電話契約数を抜き、1億9,000万契約を超える。



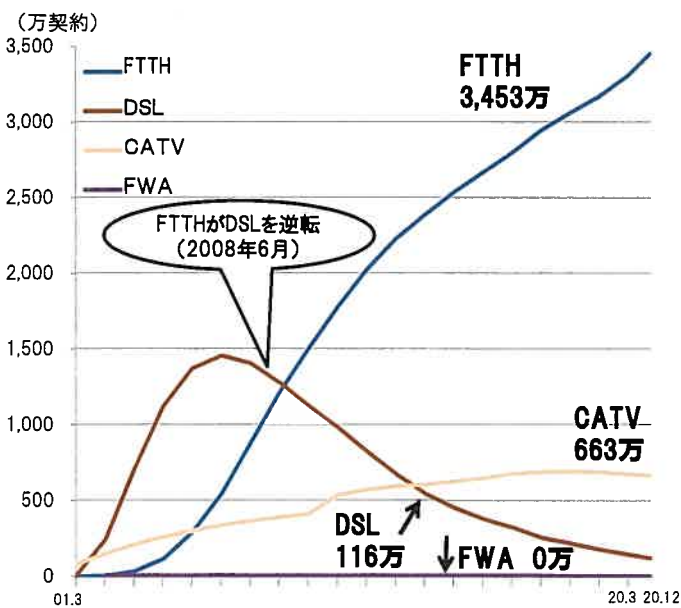
注1: 各年は3月末時点の数字(2020年12月末を除く)。
 注2: 携帯電話は、2013年度第2四半期以降、グループ内取引調整後の契約数。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-5 ブロードバンドサービスの契約数の推移

固定系

- FTTH(光ファイバ)は、2008年6月にDSL契約数を超え、現在、固定系ブロードバンド全体の約82%を占める。

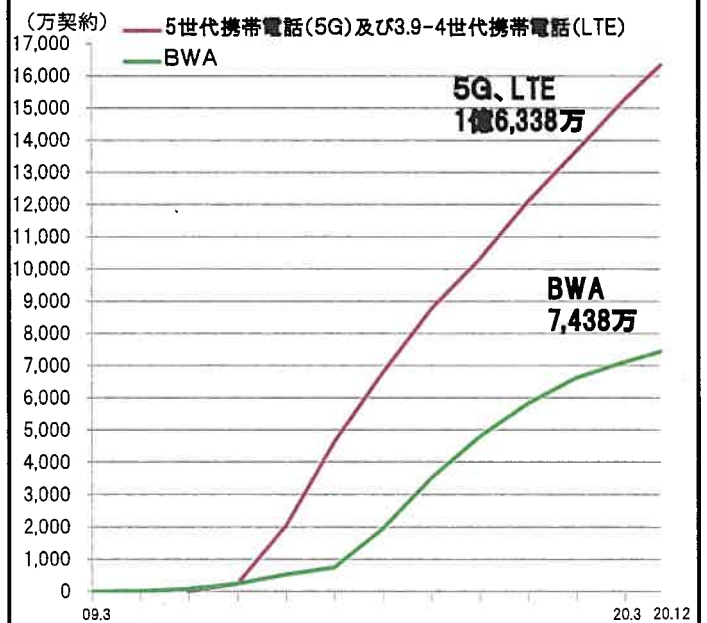


※ 各年は3月末時点の数字(2020年12月末を除く)。
 ※ 2010年におけるCATVアクセスサービスについては、一部事業者より集計方法の変更が報告されたため、前年度との間で変動が生じている。
 ※ FWA: Fixed Wireless Access(固定無線アクセス)
 ※ DSL: Digital Subscriber Line(デジタル加入者線)

2020年12月末時点

移動系

- 5世代携帯電話(5G)及び3.9-4世代携帯電話(LTE)アクセスサービスの契約数は、前年度比約1.1倍に増加。



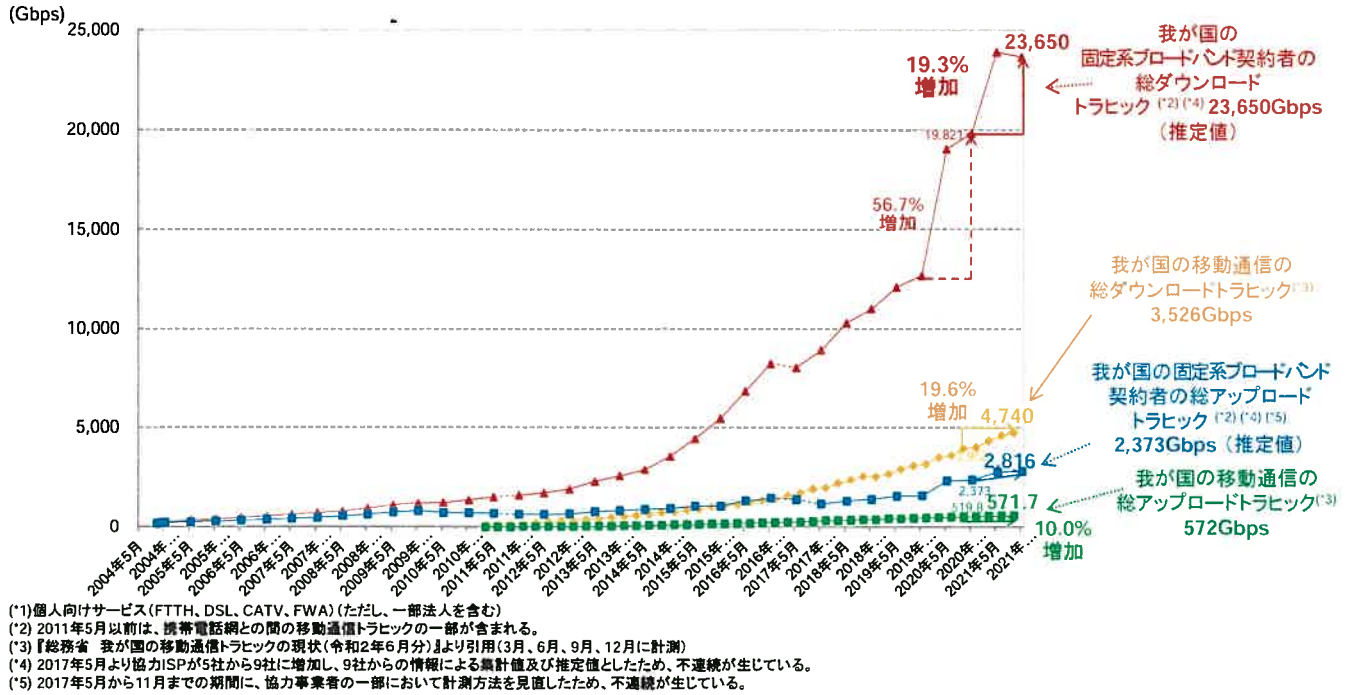
※ 各年は3月末時点の数字(2020年12月末を除く)。
 ※ BWA: Broadband Wireless Access(広帯域移動無線アクセス)

2020年12月末時点

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-6 固定通信トラフィックと移動通信トラフィック

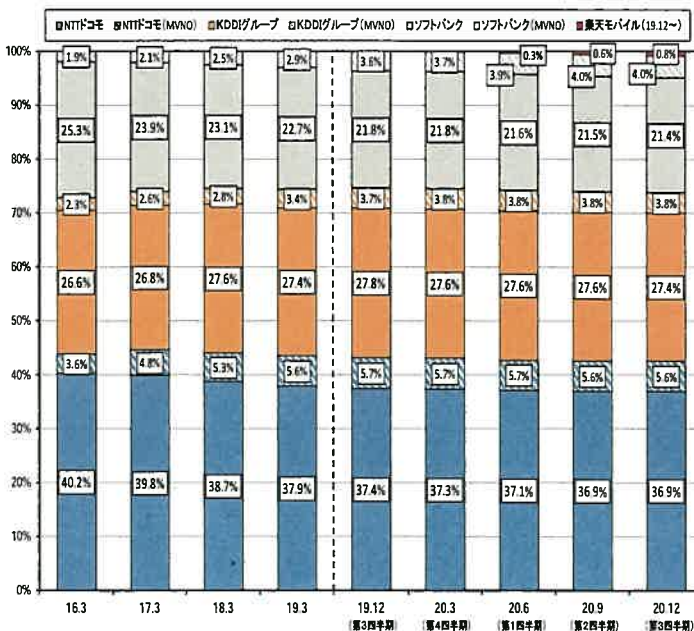
- 我が国の固定系ブロードバンドサービス契約者⁽¹⁾の総ダウンロードトラフィックは、前年同月比**19.3%増**。(2021年11月時点)
- 対前年同月比で19.3%増となっている一方、前回計測比(2021年5月比)では1.0%減となっている。(この要因として、2021年5月は緊急事態宣言期間などでトラフィックが増加した一方、2021年11月は緊急事態宣言解除後であったことなどが考えられる。)
- 我が国の移動通信の総ダウンロードトラフィックは前年同月比**19.6%増**。(2021年9月時点)



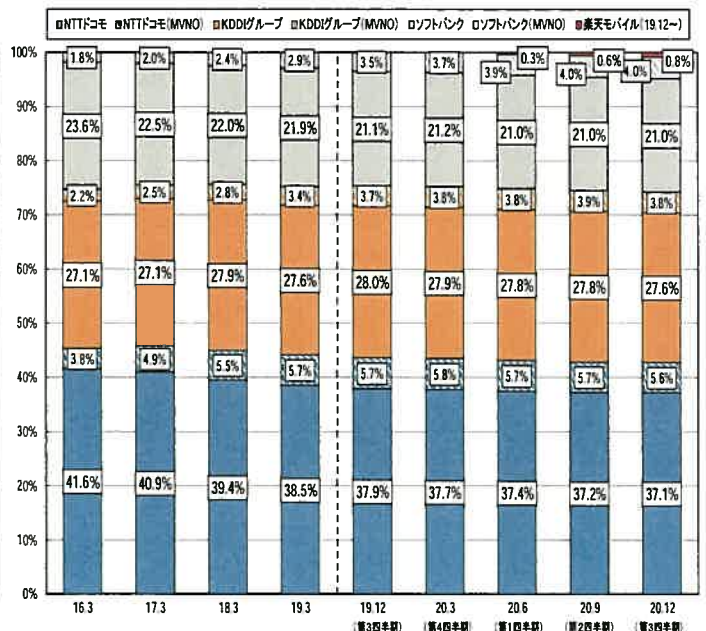
1-7 移動系通信の契約数における事業者別シェアの推移

移動系通信の契約数における事業者別シェアは、NTTドコモ36.9%、KDDIグループ27.4%、ソフトバンクグループ21.4%、楽天モバイル0.8%。

【移動系通信】



(参考) 【携帯電話】



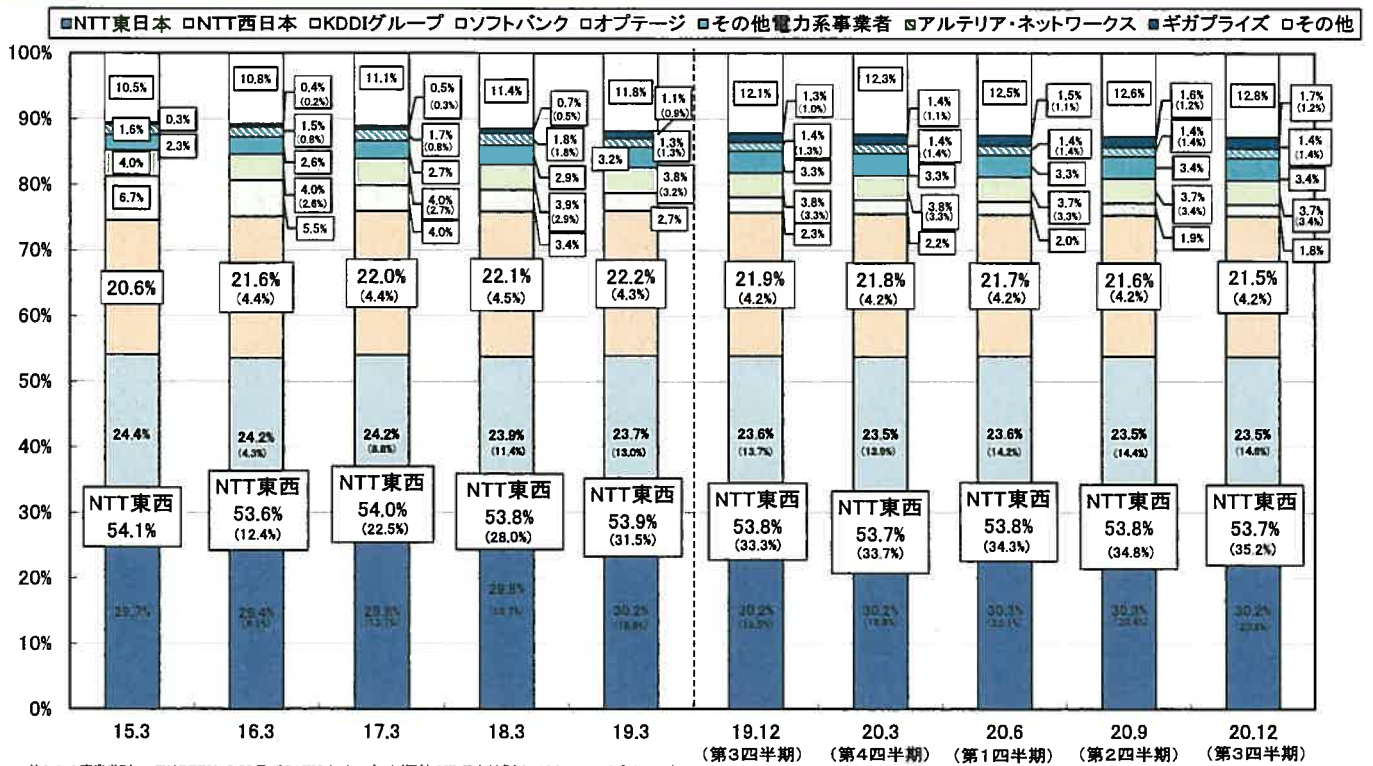
注1: MVNOが、同じグループに属する他のMNOの提供する移動通信サービスを利用して提供するものを除く。以下このページにおいて同じ。
 注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズが含まれる。
 注3: MVNOのシェアを提供元のMNOグループごとに合算し、当該MNOグループ名の後に「(MVNO)」と付記して示している。以下このページにおいて同じ。
 注4: 楽天モバイルが提供するMVNOサービスは、「NTTドコモ(MVNO)」及び「KDDIグループ(MVNO)」に含まれる。以下このページにおいて同じ。

注: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー及びUQコミュニケーションズ(2020年度第2四半期まで)が含まれる。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-8 固定系ブロードバンドサービスの契約数における事業者別シェアの推移

固定系ブロードバンドサービスの契約数におけるNTT東西のシェアは、18.5%。



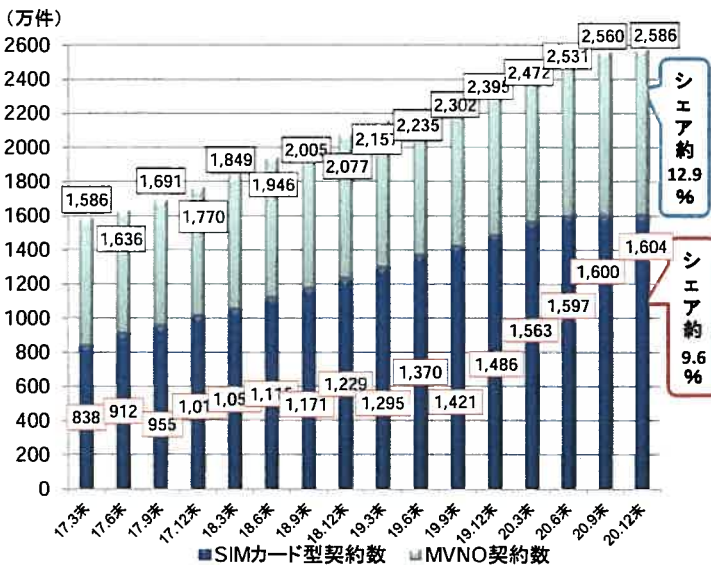
注1: この事業者別シェアはFTTH、DSL及びVDSLインターネット(同軸・HFC)を対象としており、FWAを含んでいない。
 注2: 「KDDIグループ」には、KDDI、沖縄セルラー、JCN、CTC、OTNet及びVJ:COMグループが含まれる。
 注3: 「その他電力系事業者」には、北陸通信ネットワーク(2018年度第3四半期まで)、STNet、QNet、エネルギー・コミュニケーションズ及びファミリーネット・ジャパンが含まれる。
 注4: 括弧内は、郵電通信業務の提供に係るシェア。
 注5: ケイ・オプティコムはオプテージに社名変更(2019年第1四半期)。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-9 MVNOサービスの契約数の推移

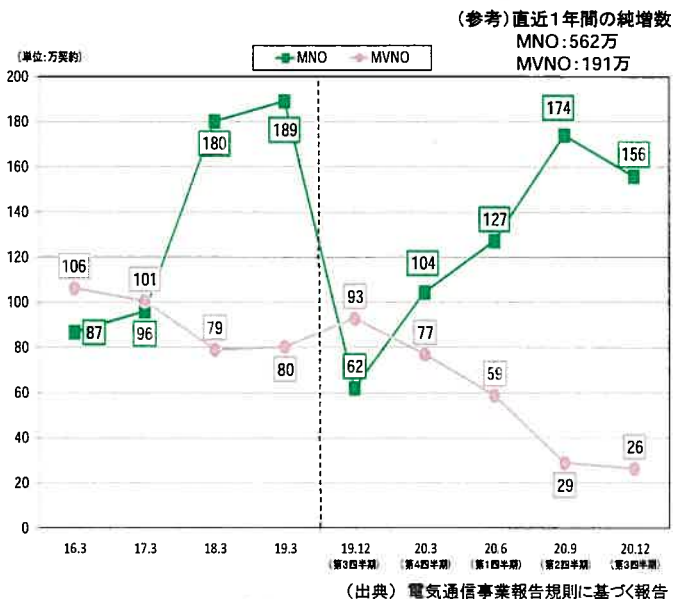
2020年12月末の契約数は2,586万件(前年同期比+8.0%)であり、増加している。

【MVNOサービスの契約数の推移】



※SIMカード型: MNOとは異なる独自の料金プランのデータ・音声サービスをSIMカードを使用して提供する形態
 出典: 総務省資料

【移動系通信の契約数におけるMNO・MVNO別の純増減数の推移】



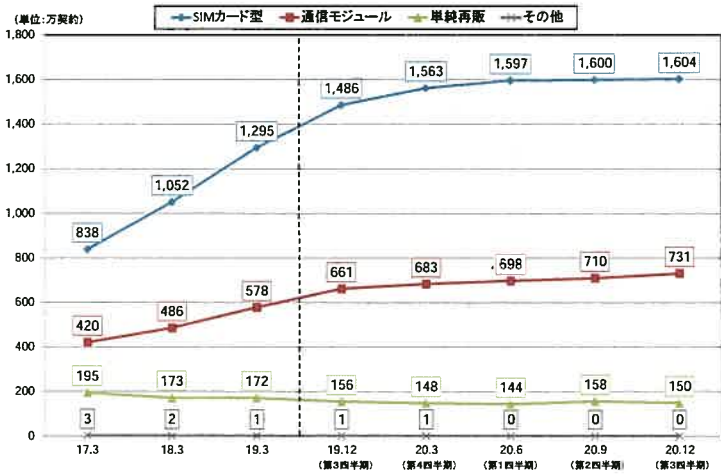
(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-10 MVNOサービスの区分別契約数・事業者数

- ・契約数が3万以上のMVNOのサービスの区分別契約数はSIMカード型が1,604万(前期比+0.3%、前年同期比+7.9%)、通信モジュールが731万(前期比+3.0%、前年同期比+10.6%)となっている。
- ・一次MVNO※1サービスの事業者数は641(前期比+33者、前年同期比+49者)となっている。二次以降のMVNO※2サービスの事業者数は835(前期比▲7者、前年同期比+47者)となっている。

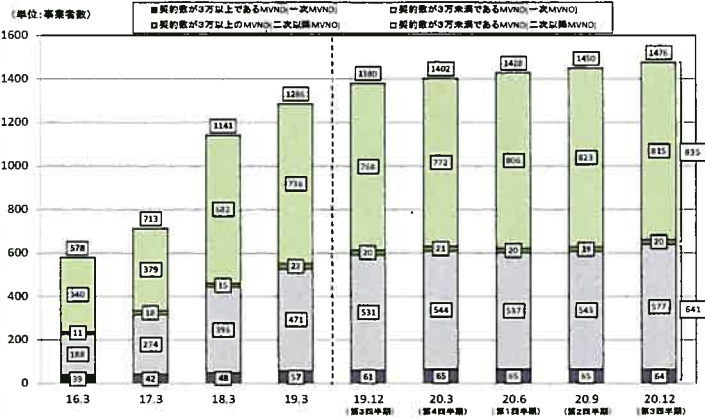
※1 MNOから直接回線の提供を受けるMVNO。 ※2 MVNOから回線の提供を受けるMVNO。

【MVNOサービスの区分別契約数】



注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: それぞれの区分については以下のとおり。
 ・SIMカード型: SIMカードを使用してMVNOサービスを提供している場合(SIMカードが製品に組み込まれている場合を含む。)で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・通信モジュール: 特定の業務の用に供する通信に用途が限定されているモジュール向けに提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・単純再販: MNOが提供するサービスと同内容のMVNOサービスを提供している場合で、自ら最終利用者に提供しているもの。
 ・その他: 「再卸」、「SIMカード型」、「通信モジュール」及び「単純再販」のいずれにも属さないMVNOサービス。

【MVNOサービスの事業者数】



注1: MNO、一次MVNO及び提供している契約数が3万以上の二次以降MVNOからの報告を基に作成。
 注2: 契約数3万未満である二次以降のMVNOのみから回線の提供を受けている契約数3万未満のMVNOの事業者数は含まない。

【MVNOサービスの区分別事業者数】

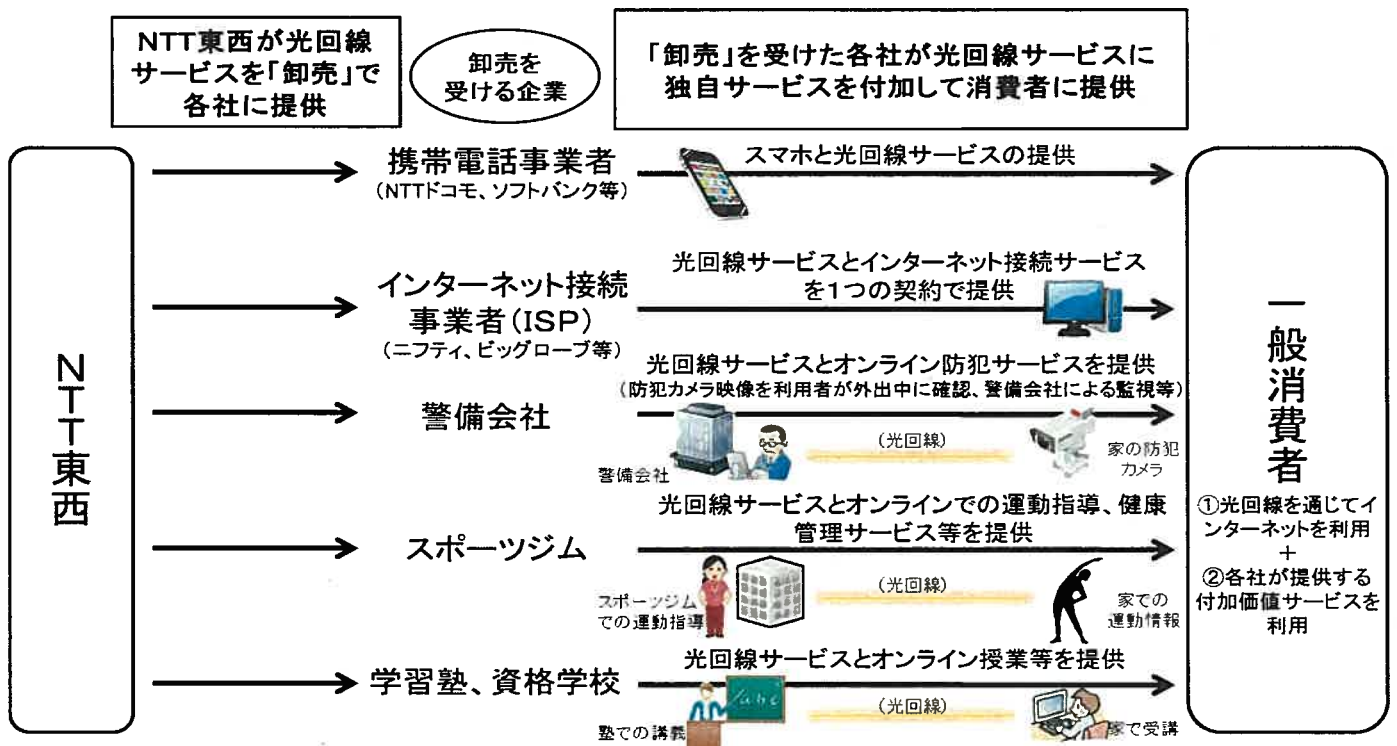
| 区分 | 17.3 | 18.3 | 19.3 | 19.12 | 20.3 | 20.6 | 20.9 | 20.12 |
|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| SIMカード型 | 41 (20) | 42 (24) | 52 (30) | 54 (35) | 57 (38) | 57 (38) | 55 (36) | 56 (35) |
| 通信モジュール | 18 (12) | 19 (14) | 21 (17) | 23 (18) | 23 (18) | 20 (18) | 22 (18) | 22 (18) |
| 単純再販 | 19 (16) | 22 (17) | 26 (20) | 26 (19) | 27 (20) | 27 (20) | 29 (20) | 29 (20) |
| その他 | 3 (2) | 3 (2) | 3 (2) | 3 (2) | 3 (2) | 2 (2) | 2 (2) | 2 (2) |
| 再卸 | 29 (20) | 35 (24) | 42 (28) | 45 (29) | 48 (31) | 47 (31) | 46 (30) | 45 (29) |

注1: 提供している契約数が3万以上のMVNOからの報告を基に作成。
 注2: 複数のサービスを提供する事業者については、それぞれの区分別に事業者数を計上している。
 注3: 括弧内はそれぞれの区分に係るサービスの提供に当たり、MNOから直接回線の提供を受けるMVNOの事業者数。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-11 NTT東西による光回線の卸売サービスの概要

NTT東日本・西日本は、平成27年2月より、光回線の卸売サービスの提供を開始。

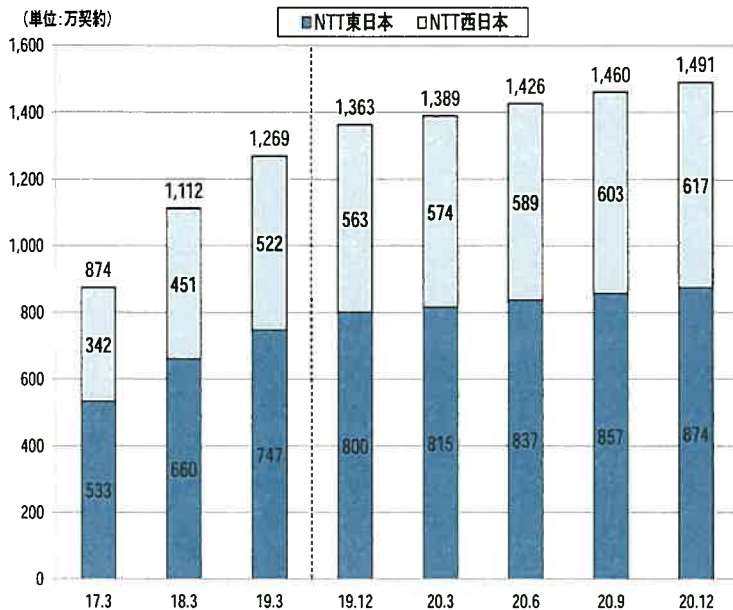


1-12 NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数

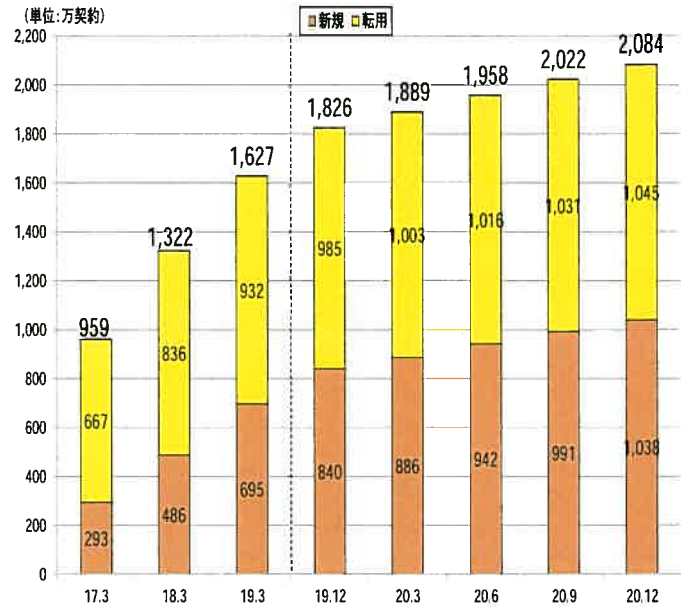
- ・NTT東西による光回線の卸売サービスの契約数は、NTT東西合計で1,491万(2020年12月末)。
- ・NTT東西別で見ると、NTT西日本に比べ、NTT東日本が提供する契約数の方が大きく、全契約数の約59%。
- ・新規の開通数も徐々に増えているものの、全開通数の約50%は転用*。

*転用:「フレッツ光」を利用中のユーザーが電話番号等を変更することなく卸先事業者の提供するサービスに切り替えること

【契約数の推移】



【累計開通数の推移】

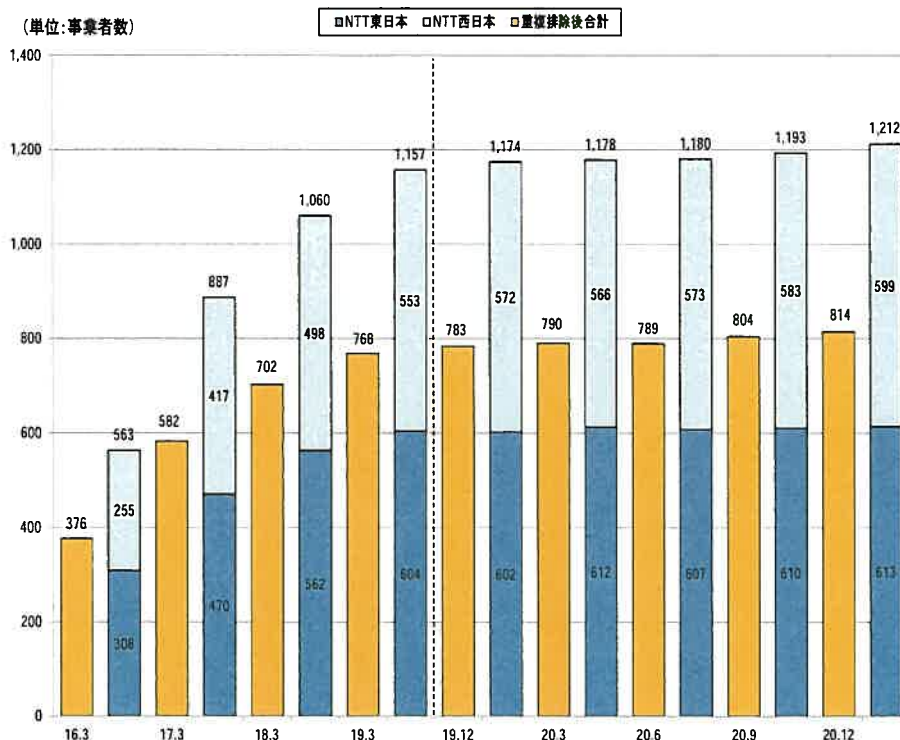


注1: 数値は表示単位未満を四捨五入しているため、合計の数値等が一致しない場合がある。
注2: NTT東西において卸解約数の新規・転用別の内訳を集計していないため、卸解約数の新規・転用別の内訳は不明。

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-13 NTT東西による光回線の卸売サービスの卸先事業者数

- ・卸先事業者数は、NTT東西の両者から卸電気通信役務の提供を受けている事業者の重複を排除した場合では814者。重複を排除しない単純合算の場合では1,212者(2020年12月末)。
- ・卸先事業者の約半数(398者)に対し、NTT東西の両者が卸電気通信役務を提供。

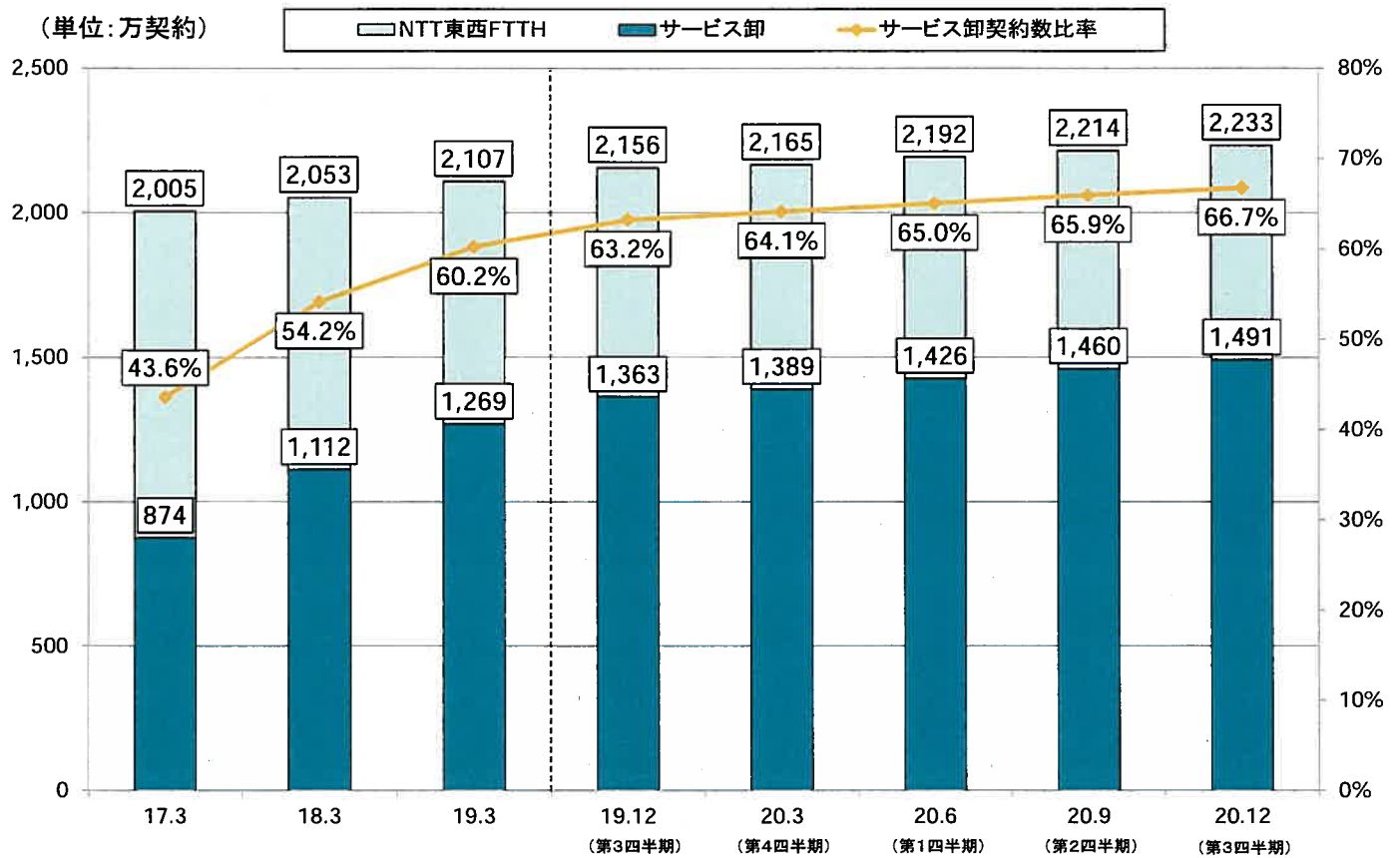


(参考)事業者の分類(主な業種による分類)

- MNO : 2者
- CATV事業者 : 82者
- ISP・MVNO事業者 : 593者
- その他事業者 : 137者

(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

1-14 NTT東西のFTTH契約数及び当該契約数に占めるサービス卸の契約数比率

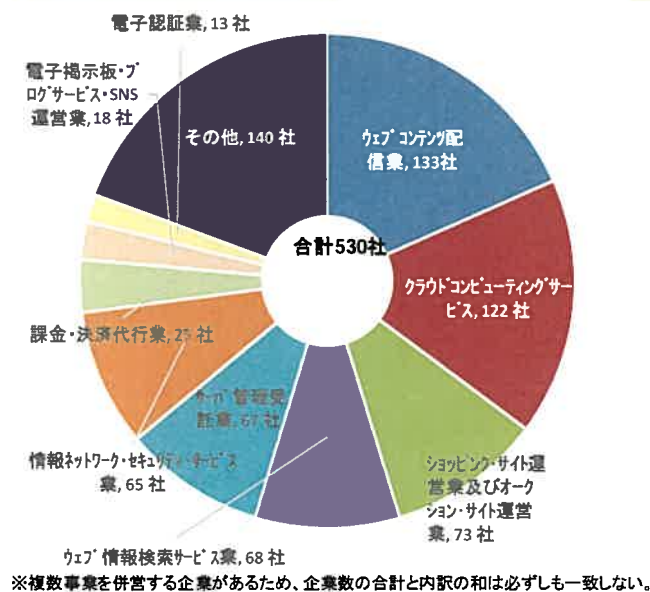


(出典) 電気通信事業報告規則に基づく報告

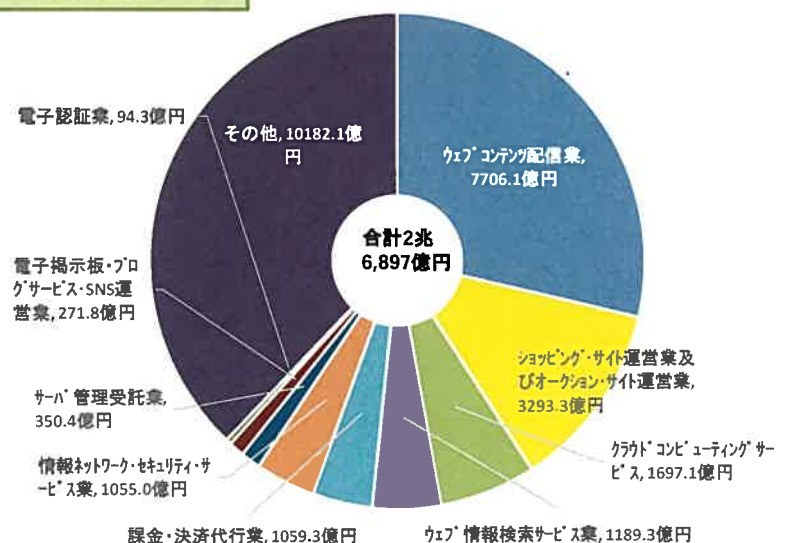
1-15 インターネット附随サービス業

- ◆ 2018年度企業数は530社。
- ◆ 2018年度売上高は2兆6,897億円(前年度比5.0%増)で前年の最高値を更新。
- ◆ サービス別では、クラウドコンピューティングサービス(同33.2%増)、サーバ管理受託業(同32.3%増)が大幅な増加。また、主力のウェブコンテンツ配信業(同1.4%増)、ショッピングサイト運営業及びオークションサイト運営業(同2.5%増)の増加となっている。
- ◆ 1企業当たり売上高は50.7億円(同4.8%増)。

サービス別企業数



サービス別売上高



※売上高の内訳に回答のない企業があるため、売上高の合計と内訳の和は一致しない。

【総務省・経済産業省「2019年情報通信業基本調査」をもとに作成】
 ※2020年の同調査については、新型コロナウイルスの感染拡大防止に向けた企業の事情に配慮し、実施を延期したことから、2019年の同調査をもとに作成したものです。

2 電気通信事業に関する規律

- (1) 現行の電気通信事業法による規律の概要
- (2) 電気通信事業に関する規律
- (3) 現行のNTT法の枠組み
- (4) 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為
- (5) 指定電気通信設備制度の枠組み
- (6) 指定電気通信設備の範囲
- (7) 接続義務・接続拒否事由
- (8) NTT東西の接続料の算定方式
- (9) 長期増分費用方式に基づく接続料の推移
- (10) 加入光ファイバの接続料
- (11) 加入光ファイバ接続料の推移
- (12) モバイル接続料の推移
- (13) 卸電気通信役務と接続の違い
- (14) NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要
- (15) 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要
- (16) MVNOガイドラインの概要
- (17) 事業者間協議の円滑化に関するガイドラインの概要
- (18) 接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針の概要
- (19) コンテンツ配信事業者等に係る紛争

2-1 現行の電気通信事業法による規律の概要

| | | 電気通信事業者 | |
|-----------------|--|--|---|
| | | 第一種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(固定系) | 第二種指定電気通信設備を 設置する電気通信事業者(移動系) |
| 参入・退出規制 外資規制 | 【参入】 登録 (①端末系伝送路設備の設置区域が同一市町村の区域を超える場合、または②中継系伝送路設備の設置区間が一の都道府県の区域を超える場合) 上記以外の場合は届出 | | |
| | 【退出】 事後届出 (利用者に対しては予め相当の期間において周知が必要) 【外資規制】 なし (NTT持株に対しては3分の1の外資規制) | | |
| 料金・約款規制 | 原則として自由 【基礎的電気通信役務(ユニバーサルサービス:国民生活に不可欠であるためあまねく日本全国における提供が確保されるべき役務)】 契約約款の作成、届出 | 【指定電気通信役務(※1)】 保障契約約款の作成、届出 | |
| | | 【特定電気通信役務(※2)】 プライスキャップ規制(上限価格規制) | |
| 利用者保護 | 事業休廃止の際の利用者に対する事前周知義務、電気通信役務の提供条件に関する説明義務、苦情等に関する適切・迅速な処理義務 | | |
| 非対称規制 | 接続規制 | 電気通信回線設備を設置する全ての事業者に対し、接続請求応諾義務 ・接続約款の認可、公表 ・接続会計の整理 等 | |
| | 行為規制 | なし | 【禁止行為】 ・接続情報の目的外利用・提供 等 【特定関係事業者(NTTコム)との間の禁止行為】 ・役員兼任 等 |
| ユニバーサルサービス制度 | 【ユニバーサルサービスの範囲】 加入電話(加入電話に相当する料金で提供される光IP電話及びワイヤレス固定電話を含む)、第一種公衆電話、事前設置型災害時用公衆電話、緊急通報 【制度の仕組み】 適格電気通信事業者に対し、基礎的電気通信役務の提供に要する費用の額が基礎的電気通信役務の提供により生ずる収益の額を上回ると見込まれる場合に、その費用の一部に充てるための交付金を交付 | ※適用事業者については、市場シェア等も勘案して個別に指定(NTTドコモを指定) 【禁止行為】 同左 | |

(※1) 指定電気通信役務＝第一種指定設備を用いて提供する役務であって、他の事業者による代替的な役務が十分に提供されない役務:NTT東西の加入電話・ISDN、専用線、フレッツ光、ひかり電話、フレッツISDN等

(※2) 特定電気通信役務＝指定電気通信役務であって、利用者の利益に及ぼす影響が大きい役務:NTT東西の加入電話・ISDN(基本料、施設設置負担金、通話料・通信料、番号案内料)等

2-2 電気通信事業に関する規律

- 一般の事業者に対しては、自由で多様な事業展開を可能とするため、新規参入や料金に関する事前規制を緩和（現在では、利用者向け料金の事前規制は原則撤廃）する一方で、消費者保護ルールを充実。
- 特定の事業者（主要なネットワークを保有するNTT東西や携帯電話事業者）に対しては、そのネットワークを利用する事業者が公平な条件等でサービスを提供できるよう、接続ルール※1等の公正競争ルールを整備。

※1 接続ルール：他事業者にネットワークを開放する際に適用される料金・条件等に関して定めた法令の規定。

| | 市場の自由化 | 事業者一般への規律 | 特定の事業者への規律 |
|-------------|---|-----------|------------|
| 1985年 (S60) | 競争原理の導入：電気通信事業法の施行、電電公社の民営化（NTTの設立） | | |
| 1997年 (H9) | 参入規制の緩和：需給調整条項の廃止、外資規制の原則撤廃 | | |
| 1998年 (H10) | 料金規制の緩和：料金の認可制→届出制、プライスカップ制度※2の導入 | | |
| 1999年 (H11) | | | |
| 2001年 (H13) | 約款規制等の緩和：契約約款の認可制→届出制、接続協定の認可制→届出制 ユニバーサルサービス交付金制度の導入 紛争処理制度の導入 | | |
| 2004年 (H16) | 参入許可制の廃止：許可制→登録/届出制 料金・約款の事前規制を原則撤廃 利用者保護の推進： 事業の休廃止の周知義務強化、提供条件の説明義務、苦情等の処理の義務化 | | |
| 2010年 (H22) | | | |
| 2011年 (H23) | 紛争処理機能の拡充：対象の拡大（コンテンツプロバイダとの紛争） | | |
| 2014年 (H26) | 安全・信頼性規律の強化 | | |
| 2016年 (H28) | 利用者保護ルールの拡充： 書面交付・初期契約解除制度の導入、不実告知等の禁止、 勧誘継続行為の禁止、代理店に対する指導等 | | |
| 2018年 (H30) | 業務の休廃止の利用者周知に係る事前届出制の導入 サイバー攻撃への対処促進 | | |
| 2019年 (R1) | 販売代理店への届出制度の導入 事業者・販売代理店の勤務の適正化 | | |
| 2021年 (R3) | 外国法人等に対する法執行の実効性の強化 | | |

事前規制から利用者視点を踏まえた事後規制へ

料金低廉化・サービス多様化のためのルール整備・強化

※2 プライスカップ制度：料金水準の「上限」を定める上限価格方式による料金規制

※3 アンバンドル：ネットワークの必要な部分のみを細分化して利用できるようにすること

※4 特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱いの禁止等

2-3 現行のNTT法の枠組み

| | 日本電信電話株式会社 (持株会社) | 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社 (地域会社) |
|------------------------|--|--|
| 目的 (第1条) | ◇東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社による適切かつ安定的な電気通信役務の提供の確保を図る。 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究を行う。 | ◇地域電気通信事業を経営する。 |
| 事業 (第2条) | ◇地域会社が発行する株式の引受け及び保有並びに当該株式の株主としての権利の行使 ◇地域会社に対する必要な助言、あっせんその他の援助 ◇電気通信の基盤となる電気通信技術に関する研究 等 | ◇地域(=同一の都道府県内)電気通信業務 ◇地域電気通信業務に附帯する業務(「附帯業務」) ◇地域会社の目的を達成するために必要な業務(「目的達成業務」)【事前届出】 ◇業務区域以外の区域における地域電気通信業務【事前届出】 ◇地域電気通信業務を営むために保有する設備・技術又はその職員を活用して行う電気通信業務その他の業務(「活用業務」)【事前届出】 |
| 責務 (第3条) | ◇国民生活に不可欠な電話の役務のあまねく日本全国における適切、公平かつ安定的な提供の確保 ◇電気通信技術に関する研究の推進及びその成果の普及 | |
| 株式 (第4条～ 第7条) | ◇3分の1以上の政府保有義務 ◇3分の1までの外資規制 ◇政府保有株式の処分制限 | ◇全ての株式を日本電信電話株式会社が保有 |
| 役員等 (第10条～ 第12条) | ◇役員選任決議認可、外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可、剰余金処分決議認可 ◇事業計画認可 | ◇外国人役員の禁止 ◇定款変更・合併等の決議認可 ◇事業計画認可 |

2-4 市場支配力を有する電気通信事業者に対する禁止行為

- シェアが高く市場支配力を有する事業者(市場支配的事業者)に対し、市場支配力を濫用して公正な競争を阻害することがないよう、不当な競争を引き起こすおそれがある行為についてあらかじめ禁止する制度。

<対象事業者>

- ① [固定通信市場] アクセス回線シェアが50%を超える電気通信事業者(一種指定事業者): NTT東西
- ② [移動通信市場] 二種指定事業者(端末シェア10%超)のうち、収益シェア40%超等の者: NTTドコモ

<NTT東西に対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

特定の事業者に対する不当に優先的・不利な取扱い

製造業者等への不当な規律・干渉

<NTTドコモに対する禁止行為の内容>

接続の業務に関し知り得た情報の目的外利用・提供

総務大臣が指定するグループ内の事業者(特定関係法人※)に限定

※ 東日本電信電話株式会社、西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社、エヌ・ティ・ティ・ブロードバンドプラットフォーム株式会社、株式会社エヌ・ティ・ティ エムイー、株式会社NTTぷらら、株式会社エヌ・ティ・ティピーシーコミュニケーションズ、エヌ・ティ・ティ・メディアサプライ株式会社

2-5 指定電気通信設備制度の枠組み

| | 第一種指定電気通信設備制度(固定系) | 第二種指定電気通信設備制度(移動系) |
|-----------|---|--|
| 指定要件 | 都道府県ごとに50%超のシェアを占める加入者回線を有すること NTTを指定(97年) (その後、再編に伴いNTT東日本・西日本を改めて指定(01年)) | 業務区域ごとに10%超(当初は25%超)の端末シェアを占める伝送路設備を有すること NTTドコモ(02年)、KDDI(05年)、沖縄セルラー(02年)、ソフトバンク(12年)、WCP(19年)、UQ(19年)を指定 |
| 指定対象設備 | 加入者回線及びこれと一体として設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との接続が利用者の利便の向上及び電気通信の総合的かつ合理的な発達に欠くことができない電気通信設備 | 基地局や交換機等、移動体通信役務を提供するために設置される電気通信設備であって、他の電気通信事業者との適正かつ円滑な接続を確保すべき電気通信設備 |
| 接続関連規制 | <ul style="list-style-type: none"> ■接続約款(接続料・接続条件)の認可制 ■接続会計の整理義務 ■網機能提供計画の届出・公表義務 | <ul style="list-style-type: none"> ■接続約款(接続料・接続条件)の届出制 ■接続会計の整理義務 |
| 卸関連規制 | ■卸電気通信役務の届出制 | ■卸電気通信役務の届出制 |
| 利用者料金関連規制 | <p>指定電気通信役務 (第一種指定電気通信設備により提供される役務であって、他の事業者による代替的なサービスが十分に提供されないもの)</p> <p>特定電気通信役務 (指定電気通信役務のうち、利用者の利益に及ぼす影響が大きいもの)</p> <ul style="list-style-type: none"> ■契約約款の届出制 ■電気通信事業会計の整理義務 ■プライスカップ規制 | <p>更に、収益ベースのシェアが25%を超える場合に個別に指定された者に対する規制</p> <p>NTTドコモ(02年)を指定</p> |
| 行為規制 | <ul style="list-style-type: none"> ■特定業務以外への情報流用の禁止 ■各事業者の公平な取扱い ■製造業者等への不当な規律・干渉の禁止 ■特定関係事業者との間のファイアウォール ■設備部門と営業部門との間の機能分離 ■委託先子会社への必要かつ適切な監督 <p>■電気通信事業会計の整理義務</p> | <ul style="list-style-type: none"> ■特定業務以外への情報流用の禁止 ■グループ内事業者の不当な優遇の禁止 <p>■電気通信事業会計の整理義務</p> |

2-6 指定電気通信設備の範囲

- ・ 現行制度は、オープン化の対象となる具体的な設備を、実現される機能を念頭に置きつつ指定。
- ・ 平成20年7月7日、NGN及びひかり電話網を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 平成22年1月8日、戸建て向け光信号用の屋内配線設備を第一種指定電気通信設備の対象化。
- ・ 令和3年4月1日、PSTNからIP網への移行に伴い新たに利用することになる設備（セッションボーダコントローラ、ENUMサーバ、IP電話用DNSサーバ）を第一種指定電気通信設備の対象として明確化。

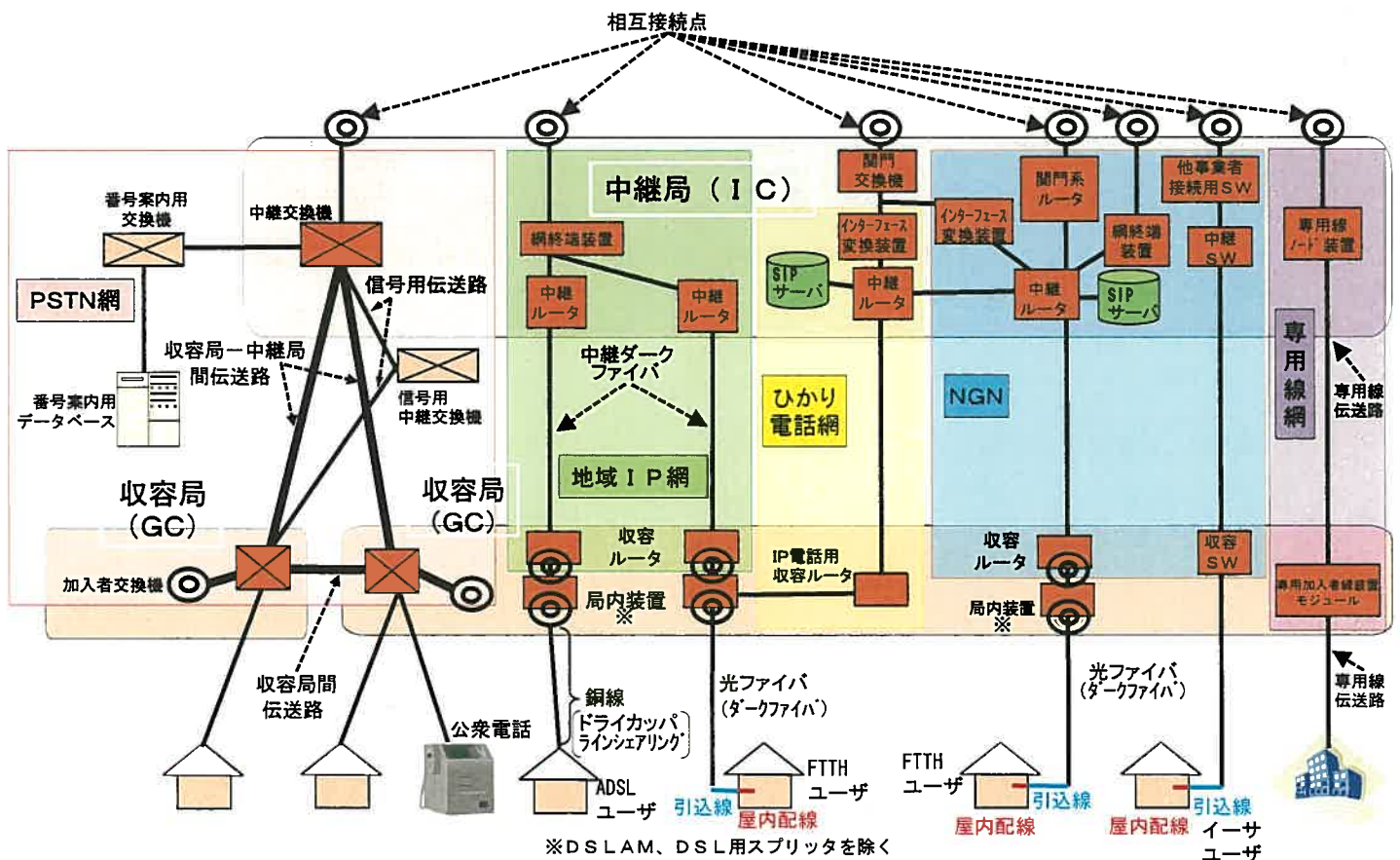
第一種指定電気通信設備の指定内容

| IP/ PSTN | 指定設備 |
|-------------|-------------------------------|
| 共通 | ①固定端末系伝送路設備（端末装置、屋内配線設備等を含む。） |
| 共通 | ②端末系交換等設備 |
| IP網 | ③收容ルータ |
| | ④中継ルータ（県内通信を行うものに限る。） |
| 共通 | ⑤中継系交換等設備（県内通信を行うものに限る。） |
| 共通 | ⑥市内伝送路設備 |
| 共通 | ⑦中継系伝送路設備（県内通信を行うものに限る。） |
| IP網 | ⑧SIPサーバ |
| | ⑨セッションボーダコントローラ |
| | ⑩ENUMサーバ |
| | ⑪IP電話用DNSサーバ |
| 共通 | ⑫付随設備（接続用伝送路設備等を含む。） |
| PSTN | ⑬公衆電話機 |
| PSTN | ⑭番号案内関係設備 |

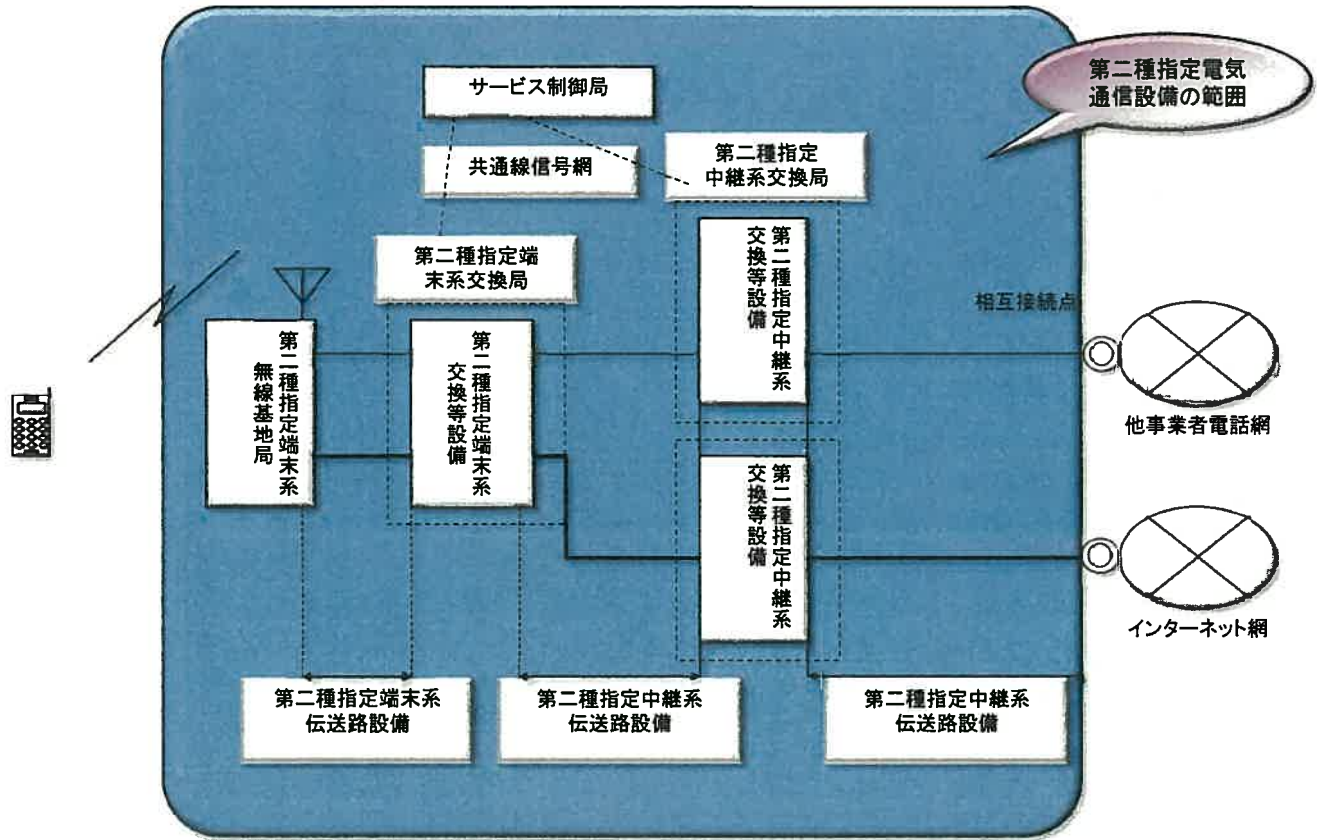
第二種指定電気通信設備の指定内容

| | |
|-------|--|
| 交換設備 | 1. 特定移動端末設備と接続される伝送路設備を直接收容するもの（第二種指定端末系交換設備） |
| | 2. 第二種指定端末系交換設備以外の交換設備であって業務区域内における特定移動端末設備との通信を行うもの（第二種指定中継系交換設備） （ルータにあっては、ルータを設置する電気通信事業者が提供するインターネット接続サービスに用いられるもののうち、当該インターネット接続サービスに用いられる顧客のデータベースへの振り分け機能を有するものは除く。） |
| 伝送路設備 | 3. 第二種指定中継系交換設備の交換設備相互間に設置される伝送路設備 |
| | 4. 特定移動端末設備へ電波を送り、又は特定移動端末設備から電波を受ける無線局の無線設備（第二種指定端末系無線基地局） |
| | 5. 第二種指定端末系無線基地局と、第二種指定端末系交換設備が設置されている建物（第二種指定端末系交換局）との間に設置される伝送路設備 |
| その他 | 6. 第二種指定端末系交換局と、第二種指定中継系交換設備が設置されている建物との間に設置される伝送路設備 |
| | 7. 信号用伝送路設備及び信号用中継交換機 |
| | 8. 携帯電話の端末の認証等を行うために用いられるサービス制御局 |
| | 9. 他の電気通信事業者の電気通信設備と1.-8.に掲げる電気通信設備との間に設置される伝送路設備（3.-8.に掲げるものを除く。） |

【参考】 第一種指定電気通信設備の範囲（概念図）



【参考】 第二種指定電気通信設備の範囲(概念図)



2-7 接続義務・接続拒否事由

◎接続義務

電気通信事業では、各事業者のネットワークを様々な形で相互接続することによって、利用者が多様なサービスを楽しむことができることから、ネットワークを保有している全ての事業者に対して、以下のような場合(接続拒否事由)を除き、他事業者からの接続の請求に応諾しなければならない。(電気通信事業法第32条)

電気通信役務の円滑な提供に支障が生ずるおそれがあるとき
(法第32条第1号)

- (例)
- ✓ 電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えるおそれがあるとき(逐条解説)
 - ✓ 請求された接続により、請求を受けた者の提供する電気通信役務について適正な品質の保持が困難となるとき(逐条解説)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じることにより、当該MVNOのシステムが当該MNOのHLR等のシステムを損傷するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOへ課金情報を提供する際に、当該MNOの利用者の個人情報等が当該MVNOから外部に流出するおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)
 - ✓ MNOがMVNOの接続の申込みに応じる結果、当該MNOにおける周波数の不足等により当該MNOの利用者への電気通信役務の円滑な提供に支障を来すおそれがあると認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

電気通信事業者の利益を不当に害するおそれがあるとき
(法第32条第2号)

- (例)
- ✓ 請求者の役務と需要を共通としているため、請求を受けた者において電気通信回線設備の保持が経営上困難になる等、経営に著しい支障が生じるとき(逐条解説)
 - ✓ 接続を拒否するためには、客観的な事実に基づいて、当該接続により相当程度の利益の損失が発生することを合理的に説明できなければならない(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

その他、総務省令で定める正当な理由があるとき
(法第32条第3号)

接続に関し負担すべき金額の支払いを怠り又は怠るおそれがあるとき
(施行規則第23条第1号)

- (例)
- ✓ 請求者の運転資本等や、期待される短期的な収益、予定される資金調達を考慮しても、請求者が接続に関し負担すべき金額や、接続に関し負担すべき金額の支払いを怠るおそれを払拭するための預託金の金額を支払うことができると判断することはできない場合は、接続拒否事由にあたる(電気通信事業紛争処理委員会答申(平成22年7月8日))

接続に応ずるための電気通信回線設備の設置又は改修が技術的又は経済的に著しく困難であるとき
(施行規則第23条第2号)

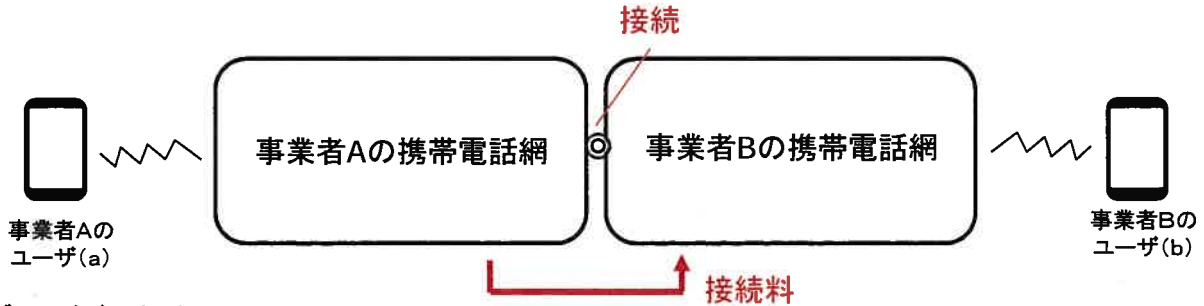
- (例)
- ✓ MVNOが申し込んだ接続形態を実現するためにMNO側において要するシステム改修等の程度が著しく過大であり、当該システム改修に要する費用の回収が見込めないと認められる合理的な理由が存在する場合(MVNOガイドライン)

【参考】電気通信事業分野における接続

□ 電気通信事業者は、他の電気通信事業者から、電気通信回線設備との接続の請求を受けたときは、原則としてこれに応じる義務を有する。(接続応諾義務、電気通信事業法第32条)

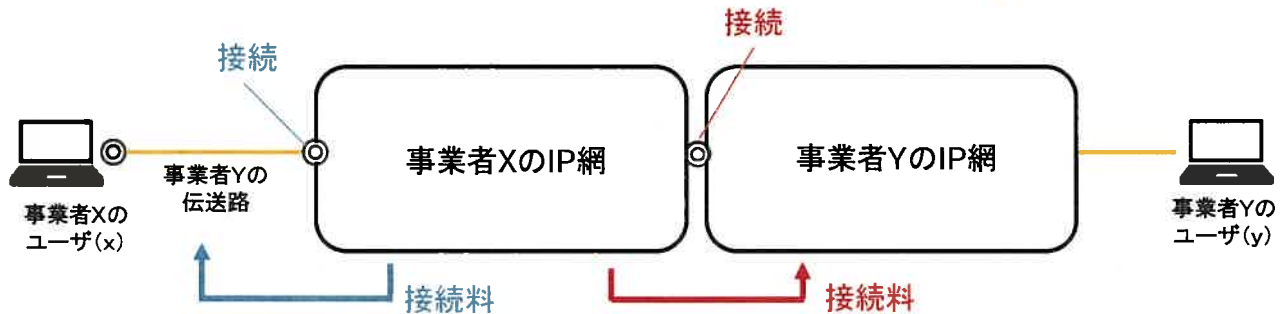
■ 携帯電話の例

下図(a)から(b)の通信の場合、事業者Aは、事業者Bの携帯電話網の接続料を支払う



■ 固定ブロードバンドの例

下図(x)から(y)の通信の場合、事業者Xは、事業者YのIP網の接続料を支払うことがある(赤字部分)
さらに、固定ブロードバンドの場合、事業者Yの加入光ファイバやメタル回線の接続料を支払うケースもある(青字部分)

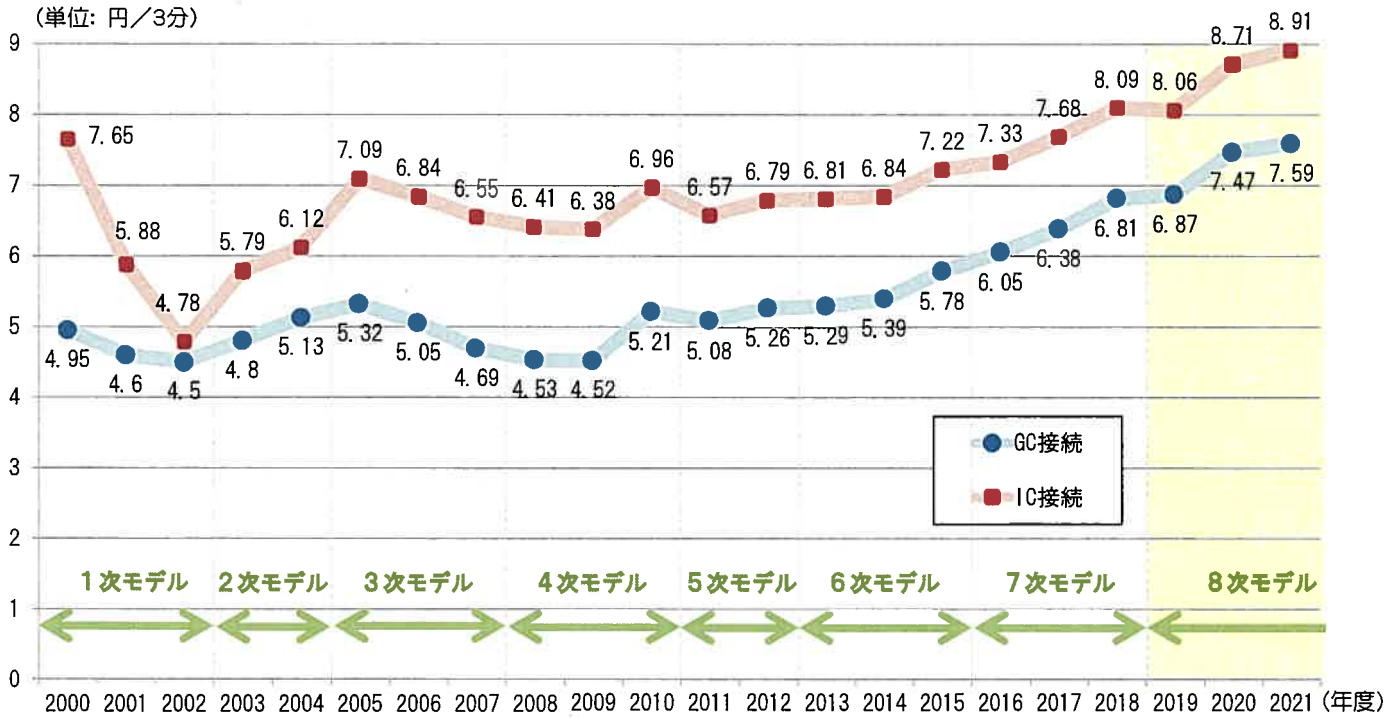


2-8 NTT東西の接続料の算定方式

接続料算定方法の一覧

| 算定方式 | | 算定方式の概要 | 対象となる主な接続機能 |
|---------------------|--------|---|---|
| 実費費用方式 | 実績原価方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・前々年度の変換需要・費用に基づき算定 ・当年度の実績値が出た段階で、それにより算定した場合との乖離分を翌々年度の費用に調整額として加算 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(ドライカッパ、ラインシェアリング) ・中継光ファイバ回線 ・専用線 ・公衆電話 等 |
| | 将来原価方式 | <ul style="list-style-type: none"> ・新規かつ相当の需要増加が見込まれるサービスに係る設備に適用 ・原則5年以内の予測需要・費用に基づき算定 | <ul style="list-style-type: none"> ・加入者回線(光ファイバ) ・NGN |
| 長期増分費用方式(LRIC) | | <ul style="list-style-type: none"> ・仮想的に構築された効率的なネットワークのコストに基づき算定 ・前年度下期+当年度上期の通信量を使用 | <ul style="list-style-type: none"> ・電話網(加入者交換機等) |
| 事業者向け割引料金(キャリアズレート) | | <ul style="list-style-type: none"> ・小売料金から営業費相当分を控除したものを接続料とする | <ul style="list-style-type: none"> ・ISDN加入者回線(INS1500) ・専用線 |

2-9 長期増分費用方式に基づく接続料の推移



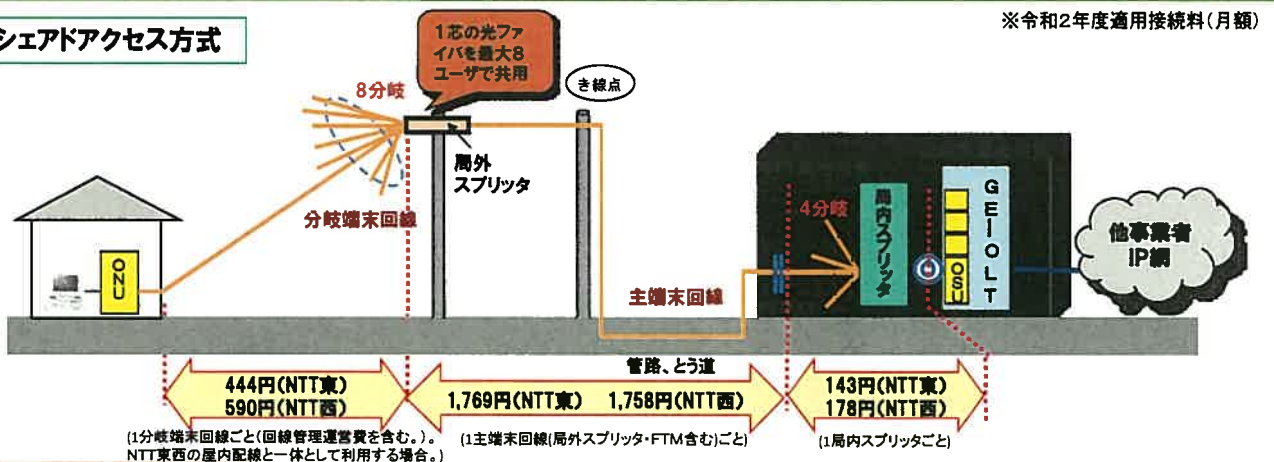
GC(Group unit Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と加入者交換機で相互接続する際に支払う接続料
 IC(Intrazone tandem Center)接続料: NTT東西以外の通信事業者が、NTT東西の固定電話網と中継交換機で接続する際に支払う接続料

2-10 加入光ファイバの接続料

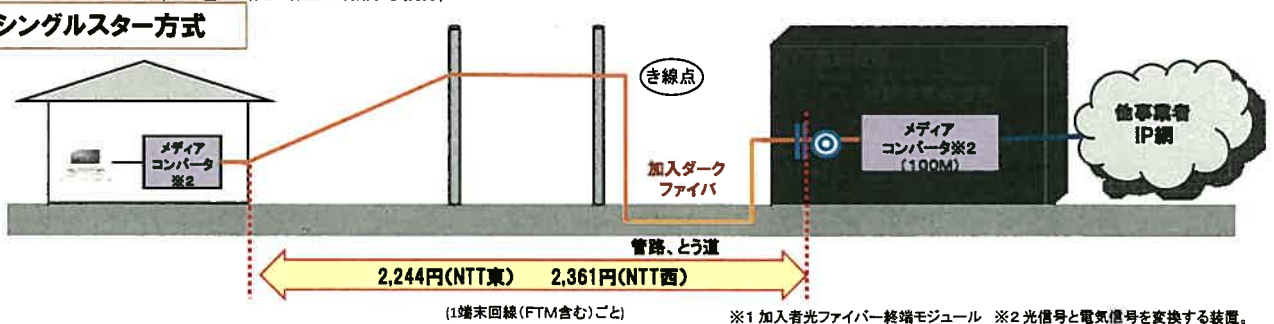
加入光ファイバは、現在、次の2つの方式により提供。

- ①シェアアクセス方式(加入光ファイバのうち主端末回線部分を最大8利用者で共用する方式)
- ②シングルスター方式(全区間において一芯の加入光ファイバを利用する方式)

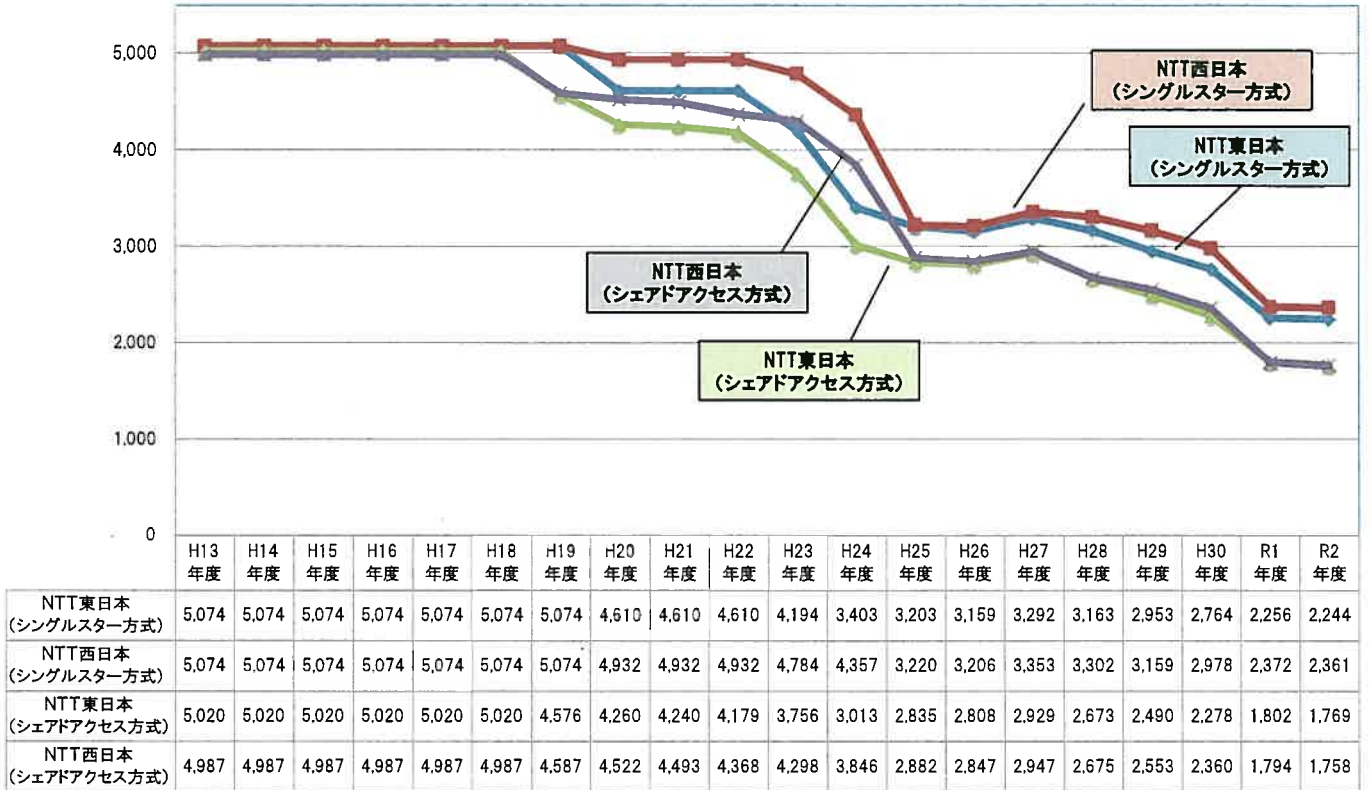
①シェアアクセス方式



②シングルスター方式



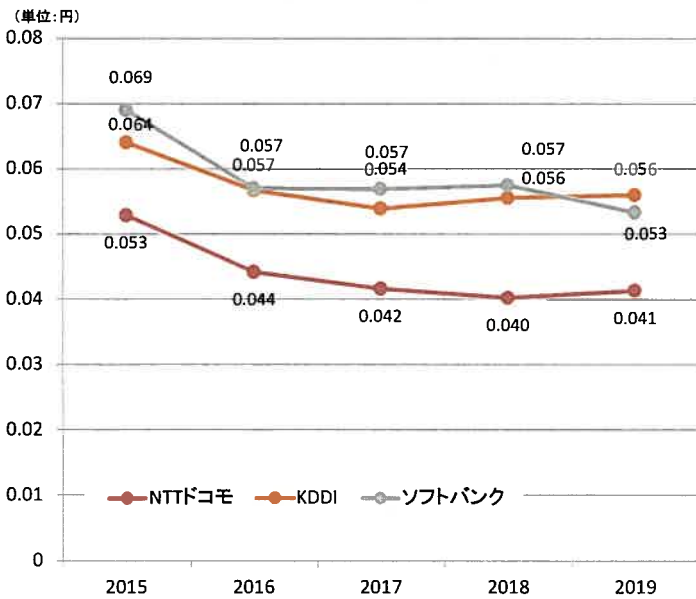
2-11 加入光ファイバ接続料の推移



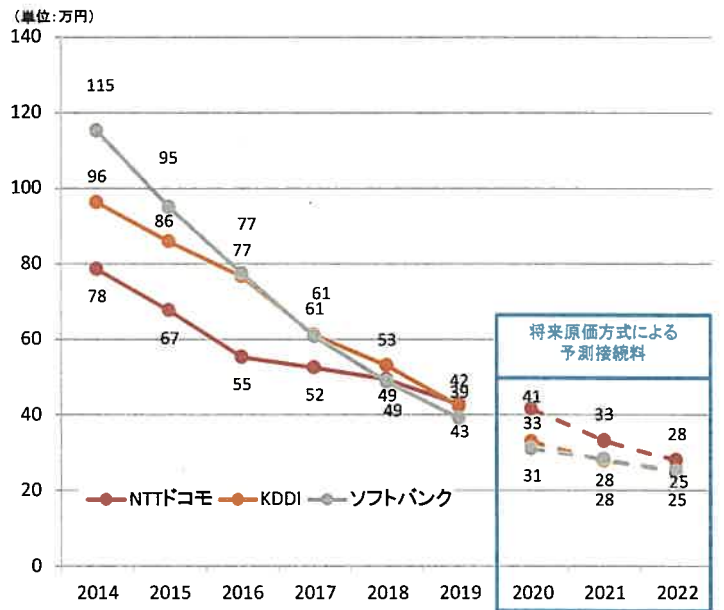
※1 シングルスター及びシェアドアクセスの接続料は、7年間(H13年度～H19年度)、3年間(H20年度～H22年度)、(H23年度～H25年度)、(H26年度～H28年度)、4年間(H28年度～H31年度)、3年間(R2～R4)を算定期間とする将来原価方式により算定。
 ※2 シェアドアクセスについては局外スプリック料金(H18年度までは将来原価方式、H19年度以降は実績原価方式で算定)を含み、引込線料金(加算料)を含まない。

2-12 モバイル接続料の推移

音声接続料の推移(1秒当たり)



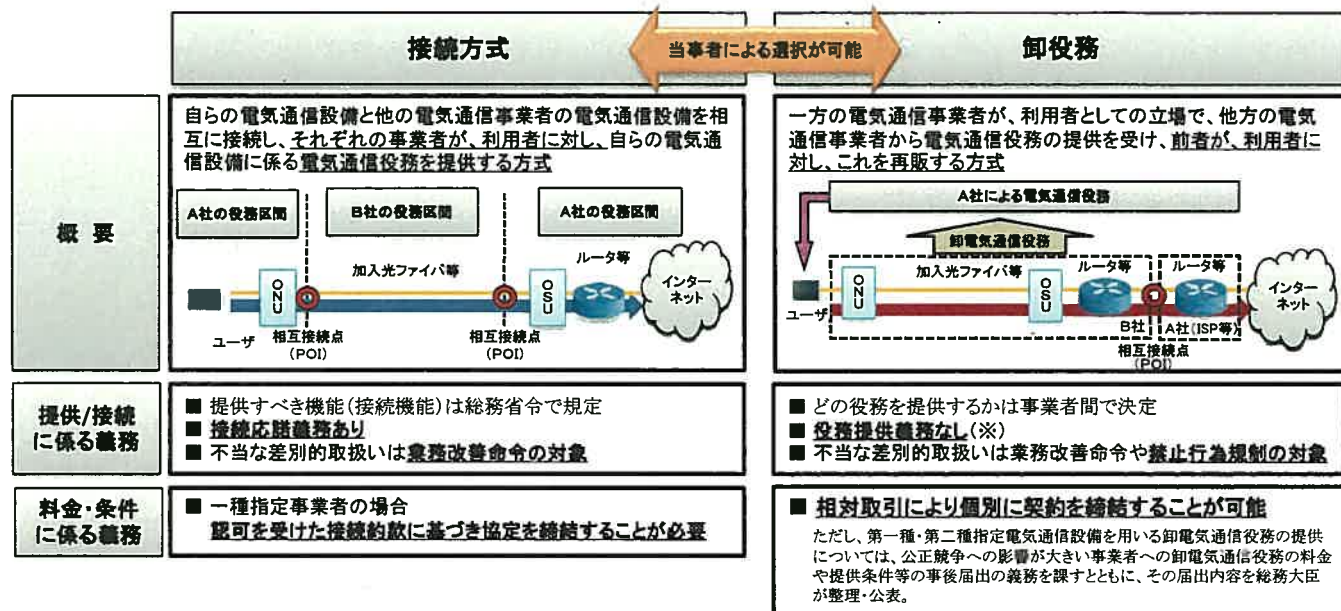
データ接続料の推移(10Mbps当たり・月額)



※1: 2015年度の音声接続料及び2014年度のデータ接続料の値は、2016年5月の第二種指定電気通信設備接続料規則施行後の届出値。
 ※2: 音声接続料について、区域内外統一料金となっている。ただし、KDDIは2016年度まで、ソフトバンクは2015年度まで、区域内外に区分して算定しており、当該年度までの数値は、それぞれ区域内のものを使用している。
 ※3: KDDI及びSBの2020年度以降のデータ接続料は、それぞれのグループの全国BWA事業者(UQ及びWCP)と共同で算定したもの。
 注: 各年度において最終的に適用される接続料を記載(将来原価方式による予測接続料を除く。当該接続料は当該年度における実績値に基づく接続料によって別途精算される。)

2-13 卸電気通信役務と接続の違い

- 接続とは、電気通信設備相互間を電氣的に接続することをいう。(相互間で通信が可能な状態)
- 卸電気通信役務とは、「電気通信事業者の電気通信事業の用に供する電気通信役務」(法第29条第1項第10号)をいう。
- 電気通信設備が電氣的に接続される場合について、接続に関する協定により料金・条件を決定する方法以外に、**物理的な接続形態を変えないまま、契約形態上「卸役務」方式とすることにより、当事者間の相対交渉により料金・条件を決定することも可能。**



※ ただし、基礎的電気通信役務又は認定電気通信事業に係る電気通信役務を提供する電気通信事業者は、正当な理由がなければ、当該電気通信役務の提供を拒んではならない(法第25条、第121条)。指定電気通信役務については、正当な理由がなければ、保障契約約款による提供を拒んではならない。

2-14 NTT東西の光回線の卸売サービスに関するガイドラインの概要

NTT東西の光回線の卸売サービスに関する電気通信事業法の適用関係を明確化することにより、公正な競争環境を確保するとともに、行政運営に関する予見可能性を高めることを目的として、ガイドラインを策定(2019年9月改定)。

電気通信事業法上問題となり得る行為に関するガイドラインの主な記載

卸提供事業者(NTT東西)が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・NTT東西の光回線の卸売サービス(「サービス卸」)の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、自己の関係事業者のみを対象とした割引料金の設定など、**特定の卸先事業者のみを合理的な理由なく有利に取り扱うこと**

・「サービス卸」の料金等(工事費、手数料等を含む。)について、**実質的に特定の卸先事業者に適用が限定されることが明らかような大口割引を行うこと**

②提供手続・期間に係る不当な差別的取扱い、③技術的条件に係る不当な差別的取扱い、④サービス仕様に係る不当な差別的取扱い、⑤競争阻害的な情報収集、⑥情報の目的外利用、⑦情報提供に係る不当な差別的取扱い、⑧卸先事業者の業務に関する不当な規律・干渉、⑨業務の受託に係る不当な差別的取扱い

卸先事業者が行う行為

①競争阻害的な料金の設定等

・「サービス卸」を活用し固定通信サービスとモバイルサービスをセット提供・セット割引をする場合において、**競争阻害的な料金設定や過度のキャッシュバックなどの行為により、卸役務に係る需要を共通とする電気通信回線設備を設置する競争事業者(CATV事業者等)の設備の保持が経営上困難となるおそれを生じさせること**

・(市場支配的事業者である)NTTドコモが「サービス卸」を活用する際、**合理的な理由なく、(NTT東西の提供する「サービス卸」のみとの)排他的な組み合わせで、自己が提供する他のサービス(モバイルサービスなど)との割引サービスを提供すること**

②契約前の説明義務の履行不十分、③書面交付義務の履行不十分、④苦情等の処理の履行不十分、⑤不実告知・事実不告知、⑥勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為、⑦卸先契約代理業者に対する指導等の履行不十分

販売代理店等が行う行為

①契約前の説明義務の履行不十分、②不実告知・事実不告知、③勧誘を受けた者の意思に反した勧誘継続行為

2-15 指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドラインの概要

- 接続料の算定等に関する研究会第四次報告書の内容を踏まえ、令和2年9月25日に「指定設備卸役務の卸料金の検証の運用に関するガイドライン」を策定。
- ガイドラインは、指定設備卸役務について、接続による代替性を評価し、それが不十分である場合に指定設備卸役務の提供料金が適正に定められていることを検証することで、電気通信事業者間の公正競争を確保することを目的とする。

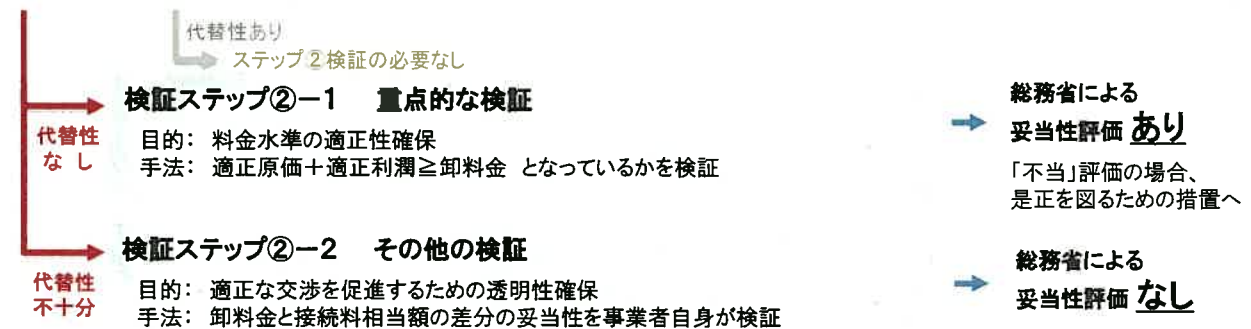
検証対象の選定

卸先事業者から、具体的な課題が相当程度寄せられており、公正競争上の弊害が生じるおそれが高いと総務省において判断した指定設備卸役務を検証の対象とする。



検証ステップ① 代替性の有無の検証

指定設備卸役務と同様の設備利用形態・利用条件等により、接続が利用可能(代替可能)かの検証



※ 「接続料」「卸料金」等に関する時系列検証は、ステップ②に進んだ指定設備卸役務全てを対象に実施

2-16 MVNOガイドラインの概要

- ・ 電波の有限希少性により新規参入に制約のあるモバイル市場においては、既存の携帯電話事業者(MNO)から無線ネットワークを調達してサービスを提供するMVNOの新規参入を促し、モバイル事業者間の競争を進展させることが重要。
- ・ このため、MVNOの参入手続などMVNOの事業展開を図る上で必要となる法令を解説するガイドラインの策定・見直しや、ネットワーク調達に関する規律の見直しなどを通じて、MVNOの新規参入を促進。

MVNOガイドライン※の概要

※MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン(2002年策定、2021年最終改定。今後も必要に応じて改定を実施。)

■ MVNOの事業開始に必要な手続

- ✓ MVNOは、事業を営もうとする場合、電気通信事業法に基づき、登録又は届出が必要
- ✓ MVNOは、無線局を自ら開設しないことから、電波法に基づく無線局免許の申請等の手続は不要

■ MVNOとMNOとの関係

- ✓ MVNOが利用者にサービスを提供する場合、MVNOが利用者料金を設定することが可能
- ✓ MVNOのネットワーク調達の際の設備の使用料(接続料)は、従量制課金のほか、回線容量単位(帯域幅)の課金方式を採用することも可能

■ MNOにおけるコンタクトポイントの明確化

- ✓ MNOは一元的な窓口(コンタクトポイント)を設け、MVNOとの協議を適正・円滑に行う体制を整備することが望ましい

■ MVNOの事業計画等に係る聴取範囲の明確化

- ✓ MVNOの競争上の地位を守るため、MNOネットワーク提供に当たって必要となるMVNOの事業計画等の聴取について、聴取可能な範囲を例示列挙

■ ネットワークの輻輳対策

- ✓ 無線ネットワークの輻輳対策については、MVNOとMNOとの十分な協議や、MVNOに対する必要な情報提供が求められる

■ 協議が調わなかった場合の手続

- ✓ MVNOとMNOとのネットワーク調達の協議が調わなかった場合は、総務大臣による協議命令・裁定制度や、電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁制度の利用が可能

■ MVNOによる端末の調達

- ✓ MVNOは、自ら端末を調達し、MNOのネットワークにおける端末の適切な運用を求めることが可能

■ MVNOと利用者との関係

- ✓ MVNOが利用者の個人情報を取り扱う際は、個人情報保護法や通信の秘密の規定の遵守が必要
- ✓ MVNOは、利用者に対する料金等の提供条件の説明や、苦情等に対する適切な処理が必要

■ 契約数等の報告

- ✓ 契約数が3万以上であるMVNO及びMNOであるMVNOは、毎四半期ごとに契約数等の報告が必要

2-17「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要①

1 ガイドラインの目的・対象

- 接続協定は双方の合意のみで効力を生じることが原則であり、合意を円滑に形成するため、接続料及び接続条件に関し当事者間で十分な協議が行われることが望ましい。
- 他方、近年の競争環境の変化やネットワークの複雑化・多様化を背景とし、当事者間で接続料等について十分な協議がなされないまま接続協定が締結又は変更される事例や、事後的な紛争手段に移行するケースも生じている。事業者間協議による合意形成が円滑になされない場合、公正競争の確保が十分になされないおそれや、利用者利便が損なわれる可能性がある。
- 本ガイドラインは、以上の考え方や事業法第32条の趣旨を踏まえ、電気通信事業者間におけるネットワークの接続に関し、事業者間協議における接続料の算定根拠等の情報開示に係る考え方等を明確化するもの。これにより、協議における予見可能性を高め、事業者間協議の円滑化を図り、もって電気通信市場における公正競争を促進するとともに利用者利便の増進を図ることを目的とする。
- 本ガイドラインは、新たな規制の導入を意図するものではない。また、従前より事業者間協議が円滑に行われていた場合についてまで、従前の協議の方法の変更を求めるものではない。
- 本ガイドラインは、全事業者を対象とし、接続に係る事業者間協議を実施する際の指針を示すもの。ただし、携帯電話事業者の接続料に係る協議及び移動通信事業者とMVNOの間の協議については「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン」を併せて参照。

2 事業者間協議のプロセス

- 接続に係る協議に対応するための窓口を明確化し、これを対外的に公表するとともに、接続事業者からの問合せや接続に係る協議の申込等に対して遅滞なく対応することが望ましい。
- 接続協定を締結又は変更しようとする場合、十分な協議が可能な期間を確保して事業者間協議を開始することが望ましい。
- 事業者間協議に当たり、接続料の水準が争点となった場合には、算定に当たっての考え方、算定方法や算定根拠について協議を実施すること等が考えられる。

2-17「事業者間協議の円滑化に関するガイドライン」(2012年7月策定)の概要②

3 双務的な接続料の算定根拠に係る情報開示

- 双務的な接続形態に係る接続料についての協議に当たっては、算定根拠に係る情報開示の程度について、両当事者の間で合理的な理由なく差が生じないように留意することが適当。
- 上記のような接続形態において、一方の事業者が他方の事業者と異なる水準の接続料を設定する場合であって、接続料の水準について十分な合意が成立しない場合には、当該水準の接続料を設定する理由について、算定根拠に係る情報を一定程度開示しつつ説明するとともに、協議を行う事が望ましい。
- 指定事業者についても、接続約款の認可又は届出の手続を経たことをもって、直ちに接続事業者に対する接続料の算定根拠に関する説明が不要となるものではない。

4 接続に必要なシステム開発等

- 接続に必要なシステム開発・更改に当たっては、当事者間の協議を踏まえて機能や仕様、コスト負担の方法を決めることが望ましい。
- 接続に必要なシステムのうち、コストの負担、仕様、業務フローへの影響等の点で接続事業者に対する影響が特に大きいと予想されるものについては、開発・更改に着手する前に当事者間で十分な協議を行い、可能な限り各当事者の意見を聴取すること等が適当。

5 協議が調わなかった場合の手続

- 事業者は、接続協定の安定的な運用に努めることが望ましいものの、協議が調わなかった場合、当事者は法令の定める紛争処理スキーム(総務大臣による協議命令・裁定及び電気通信紛争処理委員会によるあっせん・仲裁)を利用することが可能。

6 その他

- 総務省は、今後、必要に応じてガイドラインの見直しを行う。

2-18 「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」の概要

- 電気通信事業者間の電気通信設備の接続等に係る金額に関する交渉の円滑化のため、平成30年1月、「接続等に関し取得・負担すべき金額に関する裁定方針」を策定。

電気通信事業者の電気通信設備との接続に関し、当事者が取得し、又は負担すべき金額(以下「金額」という。)について当事者間の協議が調わないときは、電気通信事業法(昭和59年法律第86号。以下「法」という。)第35条第3項又は第4項の規定により、当事者の一方又は双方は、総務大臣の裁定を申請することができることとされている。このような申請を受理したときは、総務省では、次の方針を基本として裁定を行うこととする。

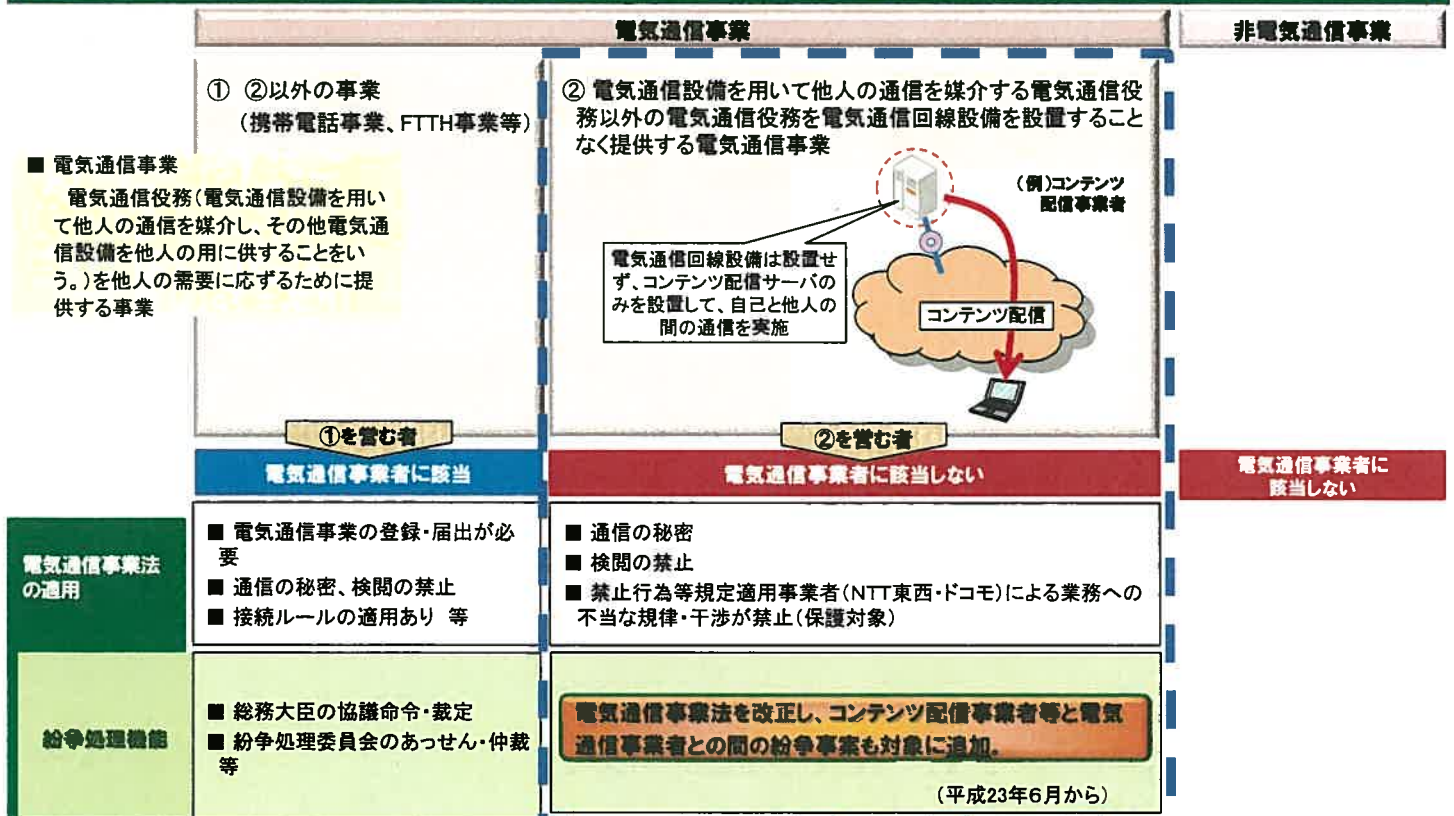
1. 金額※については、当事者間で別段の合意がない場合には、市場における競争状況等を勘案し、能率的な経営の下における適正な原価に適正な利潤を加えたものを基本とする。
※ 認可された接続料等を除く。
2. 1. の原価等の算定のため、接続に関して生じる費用等、算定根拠となるようなデータの提供を関係当事者に対して求めることとする。
3. 2. において有効と認められるデータの提供が行われなかった場合には、1. の原価等の算定のために、近似的に、例えば長期増分費用モデル等により、他の費用等を用いることとする。

(注) 卸電気通信役務の提供又は電気通信設備若しくは電気通信設備設置用工作物の共用に係る金額に関して、当事者間の協議が調わないとして、法第38条第2項又は第39条において準用する法第35条第3項又は第4項の規定に基づき裁定の申請があったときも、1. から3. までに準じて対応することとする。

(※)「接続料の算定に関する研究会」において、NTT東日本・西日本から、同社の固定電話接続料と他社の接続料の格差が年々拡大しており、他社の固定電話接続料の水準についても適正性・透明性が確保されるべきであり、裁定基準を設けるべき旨の意見が示され、第一次報告書において、「接続料の水準の決め方は、事業者間で合意が可能であれば、様々な決め方があるところではあるが、事業者間で別段の合意がなければ、かかった費用を回収するコスト主義の考え方が効率的であり、したがって、第一次的に検討されるものであるから、総務大臣の裁定基準としてこの考え方を示し、裁定手続ではコストに基づく算定根拠の提示が求められることを示すことで、協議の円滑化を期待することができる。」とされた。

2-19 コンテンツ配信事業者等に係る紛争

コンテンツ配信事業、通信プラットフォーム事業等(電気通信事業法第164条第1項第3号)は、電気通信事業法の適用除外(一部規定は適用)となる電気通信事業に該当(≠電気通信事業者)。



【参考】電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業の例

- **電気通信回線設備を設置せず、かつ、他人の通信を媒介しない電気通信事業**(電気通信事業法第164条第1項第3号に該当する電気通信事業)に該当する主な事例は以下のとおり。
(ただし、事業の内容(サービス提供の形態等)によっては異なる判断となる場合がある。)

電子メールマガジンの配信

- 企業等から提供された製品PRやイベント開催案内等に関する情報を元に電子メールマガジンを作成し、予め登録した購読者等に対して送信するもの。
- 購読者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから電気通信事業に該当するが、企業等から提供された情報を元に電子メールマガジンを作成して購読者に送信していることから、他人の通信を媒介していないと判断される。

各種情報のオンライン提供

- 電気通信設備(サーバ等)を用いて、天気予報やニュースなどの情報データベースを構築し、その情報を、インターネットを経由して利用者に提供するもの。
- 利用者(他人)の需要に応ずるためにインターネット経由での情報送信(電気通信役務の提供)自体を目的として行っていることから、電気通信事業に該当するが、自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

Webサイトのオンライン検索

- 広範なWebサイトのデータベースを構築し、検索語を含むWebサイトのURL等を、インターネットを経由して利用者に提供するもの(狭義のポータルサイト)。
- 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

ソフトウェアのオンライン提供

- 労務管理や販売管理等を行うアプリケーションソフトウェアをインストールしたサーバ等を設置して、インターネット等を経由して当該ソフトを企業等に利用させるもの(狭義のASPサービス)。
- 自己と他人(利用者)との間の通信であり、他人の通信を媒介していないと判断される。

インターネット上のショッピングモール

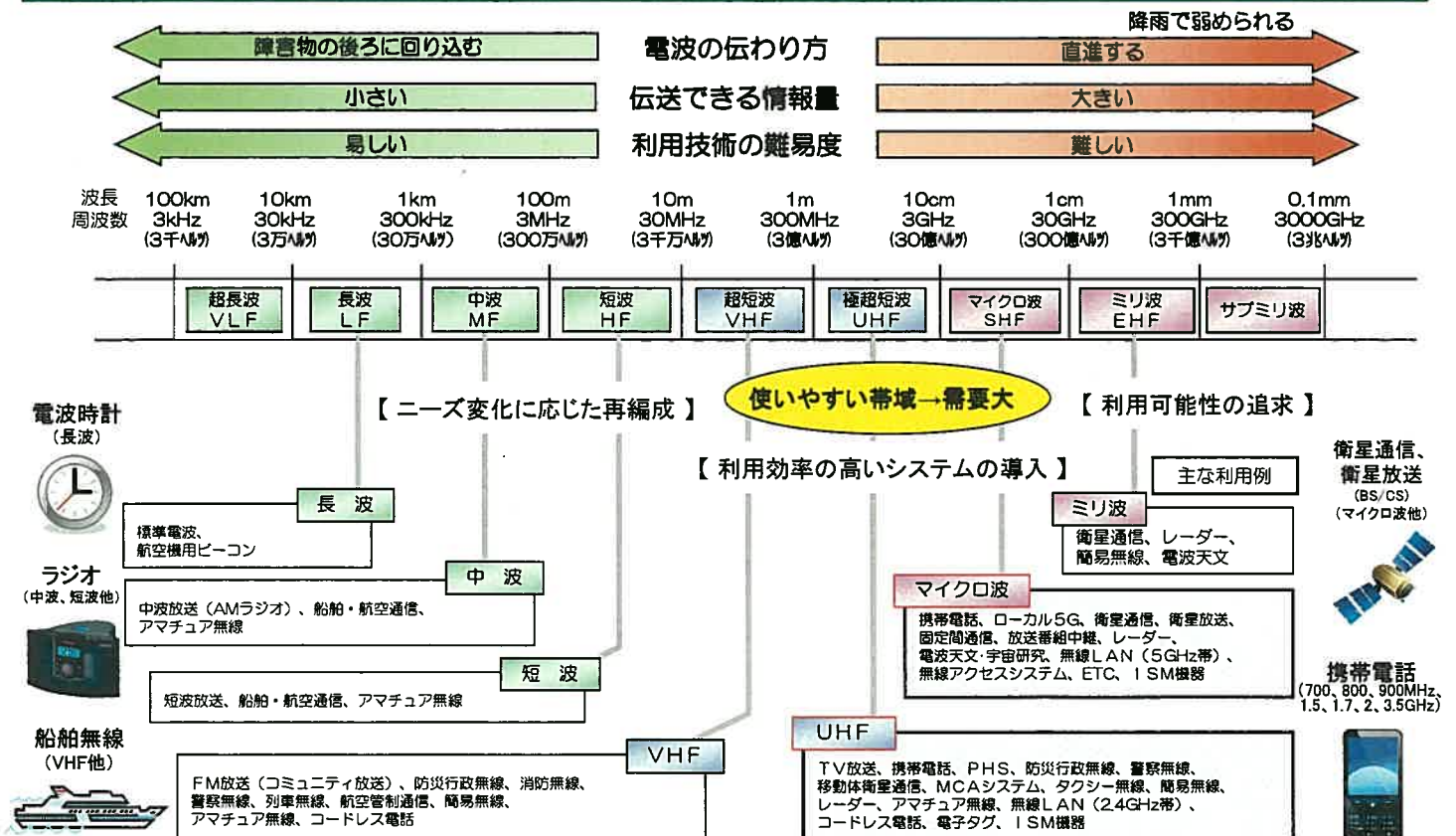
- インターネット経由で複数の店舗でネットショッピングを行うことができる「場」を提供するもの。
- 「場」の提供を行う場合であっても、サービスの一部として利用者間のメッセージの媒介を行う機能を提供している場合は、他人の通信を媒介していると判断される。

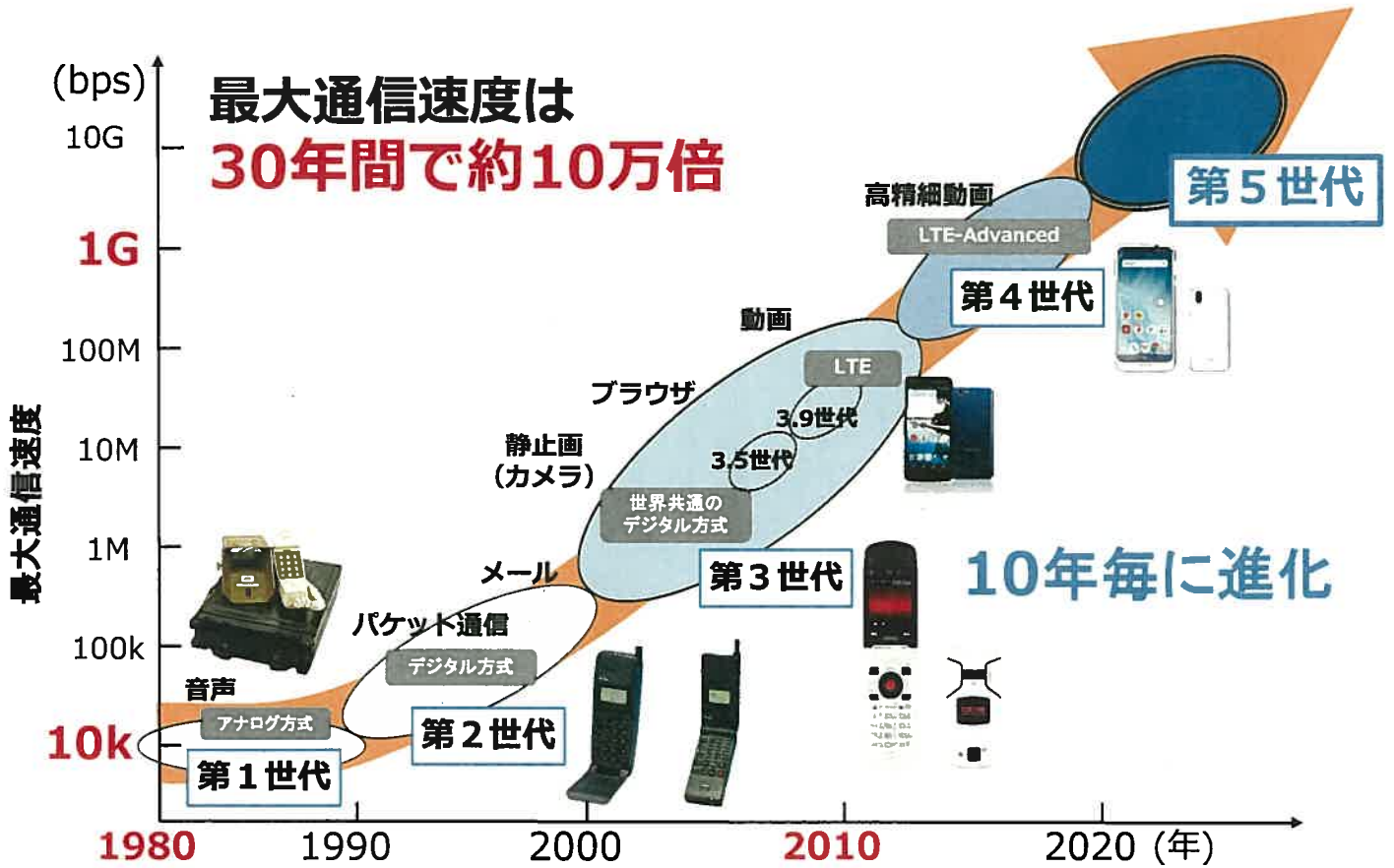
3 電波利用の動向

- (1) 我が国の電波の基本・利用形態
- (2) 移動通信システムの進化(第1世代～第5世代)
- (3) 第5世代移動通信システム(5G)
- (4) 第5世代移動通信システムの推進・展開
- (5) 携帯電話等の周波数帯
- (6) ローカル5Gの概要
- (7) 終了促進措置の制度概要
- (8) 無線局開設等に係る紛争

3-1 我が国の電波の基本・利用形態

携帯電話等の普及により、無線局数は大幅に増加(昭和60年:約381万局 → 令和2年12月:約2億7,473万局)。

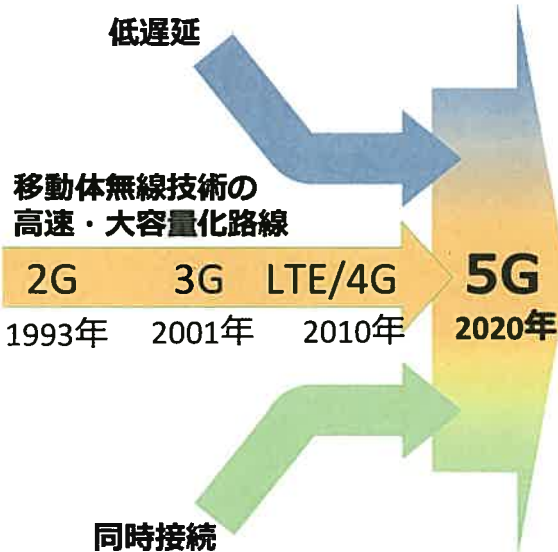




3-3 第5世代移動通信システム(5G)

- 「第5世代移動通信システム(5G)」は、超高速だけでなく、超低遅延や多数同時接続といった従来にない特長を有しており、AI/IoT時代の基盤インフラとして期待。

5Gは、AI/IoT時代のICT基盤



超高速

現在の移動通信システムより100倍速いブロードバンドサービスを提供



⇒ 2時間の映画を3秒でダウンロード (LTEは5分)

超低遅延

利用者が遅延(タイムラグ)を意識することなく、リアルタイムに遠隔地のロボット等を操作・制御



ロボットを遠隔制御

⇒ ロボット等の精緻な操作 (LTEの10倍の精度) をリアルタイム通信で実現

多数同時接続

スマホ、PCをはじめ、身の周りのあらゆる機器がネットに接続



膨大な数のセンサー・端末

⇒ 自宅屋内の約100個の端末・センサーがネットに接続 (LTEではスマホ、PCなど数個)

社会的なインパクト大

3-8 無線局開設等に係る紛争

周波数が逼迫する中、新システムの導入に際して必要な、電波の混信を防止するための既存の無線局等との調整が1年から2年半に長期化する事例が発生、迅速な新サービスの提供が困難となる可能性。

電波法・電気通信事業法の一部改正(平成20年4月1日施行)

- あっせん・仲裁の制度を創設し、無線局を新設する場合等に行う既存無線局との混信防止に関する協議を促進。
- あっせん・仲裁の手続を行うことができる無線局は、次のとおり。

- ・ 電気通信業務の用に供する無線局
- ・ 放送の業務の用に供する無線局
- ・ 地方公共団体の防災行政事務の用に供する無線局
- ・ 電気事業に係る電気の供給の業務の用に供する無線局
- ・ 鉄道事業に係る列車の運行の業務の用に供する無線局
- ・ ガス事業に係るガスの供給の業務の用に供する無線局
- ・ MCA陸上移動通信業務の用に供する無線局

※ あっせん・仲裁等による既存無線局との調整の結果、契約を締結したときは、その内容を免許等申請に際して提出。

※ 無線局の免許人等は、混信防止に関する協議の申入れがあったときは、電波の公平かつ能率的な利用を確保する見地から、誠実に協議を行うとともに、相当の期間内に当該協議が調うよう努めなければならない。

(無線局運用規則の一部改正)

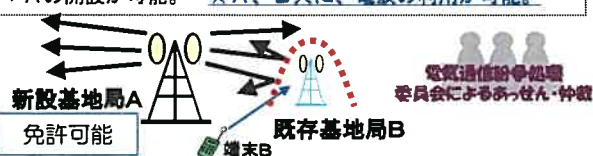
従前の制度

新設基地局Aの発射電波が、既存無線局Bの通信を妨害
→ Aの開設は不可。



改正後の制度

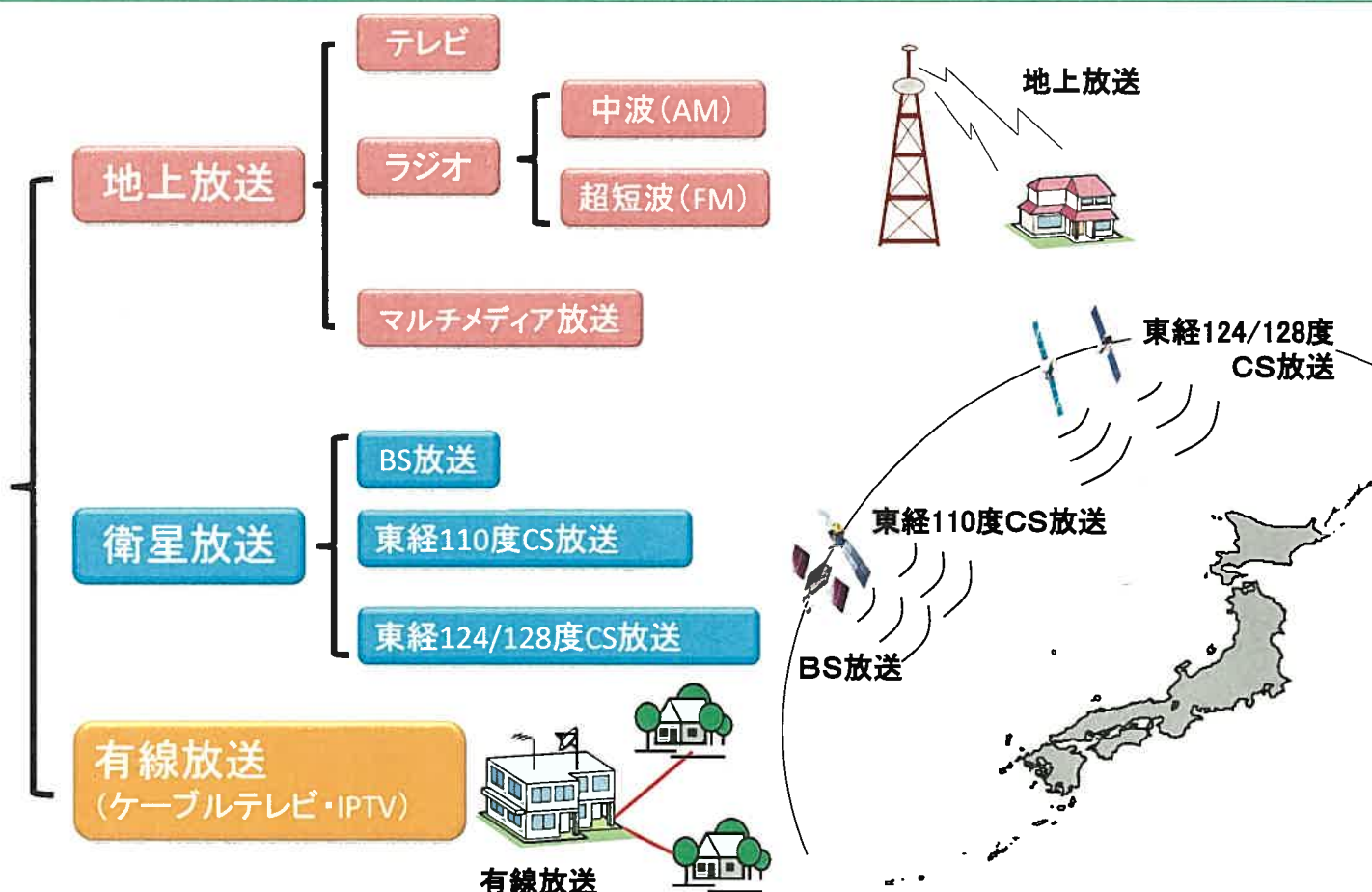
電気通信紛争処理委員会のあっせん・仲裁により、
Aからの妨害がないよう、Aの費用負担によりBを改造。
→ Aの開設が可能。 ☆A、B共に、電波の利用が可能。



4 放送事業の動向

- (1) 放送の主な分類
- (2) 放送事業の参入に係る制度の概要
- (3) 放送対象地域
- (4) 放送メディアの市場規模
- (5) 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況
- (6) ケーブルテレビ事業者の収支状況
- (7) ケーブルテレビの普及状況
- (8) 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率
- (9) 区域外再放送の問題
- (10) 再放送同意と大臣裁定
- (11) 4K・8Kの概要
- (12) 新4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況
- (13) 新4K8K衛星放送を行う事業者

4-1 放送の主な分類



3-4 第5世代移動通信システムの推進・展開

○ **周波数割り当て・ローカル5Gの制度化**

2019年4月に、5G用周波数割り当てを実施。同年12月にローカル5Gを一部周波数で制度化。2020年12月に、ローカル5G用周波数を拡大。2021年4月上旬には5G用周波数の追加割り当て(*)を予定。

※1.7GHz帯(東名阪以外)の帯域

○ **5Gの普及展開・高度化に向けた研究開発、開発実証の実施**

5Gの高度化に向けた研究開発や課題解決型ローカル5G等の実現に向けた開発実証を実施。

○ **国際連携・国際標準化の推進**

主要国と連携しながら、5G技術の国際的な標準化活動や周波数検討を実施。



3-5 携帯電話等の周波数帯

| 周波数 | 700MHz | 800MHz | 900MHz | 1.5GHz | 1.7GHz | 2GHz | 2.5GHz | 3.4GHz 3.5GHz | 3.7GHz 4.5GHz 28GHz |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|------------------|------------------|---------------------------|
| 世代 | | 第2世代 | | 第2世代 | | | | | |
| | | 移行 | | 移行 | | | | | |
| | | 第3世代 | | | | 第3世代 | | | |
| | | 第3.5世代 | 第3.5世代 | 第3.5世代 | 第3.5世代 | 第3.5世代 | 第3.5世代 | | |
| | 第3.9世代 | 第3.9世代 | 第3.9世代 | 第3.9世代 | 第3.9世代 | 第3.9世代 | 第3.9世代 | | |
| | 第4世代 | 第4世代 | 第4世代 | 第4世代 | 第4世代 | 第4世代 | BWA (第4世代と互換) | 第4世代 | 2019年4月に割り当て済 |
| | 第5世代 | 第5世代 | 第5世代 | 第5世代 | 第5世代 | 第5世代 | 第5世代 | 第5世代 | 第5世代 |

5G化のニーズ

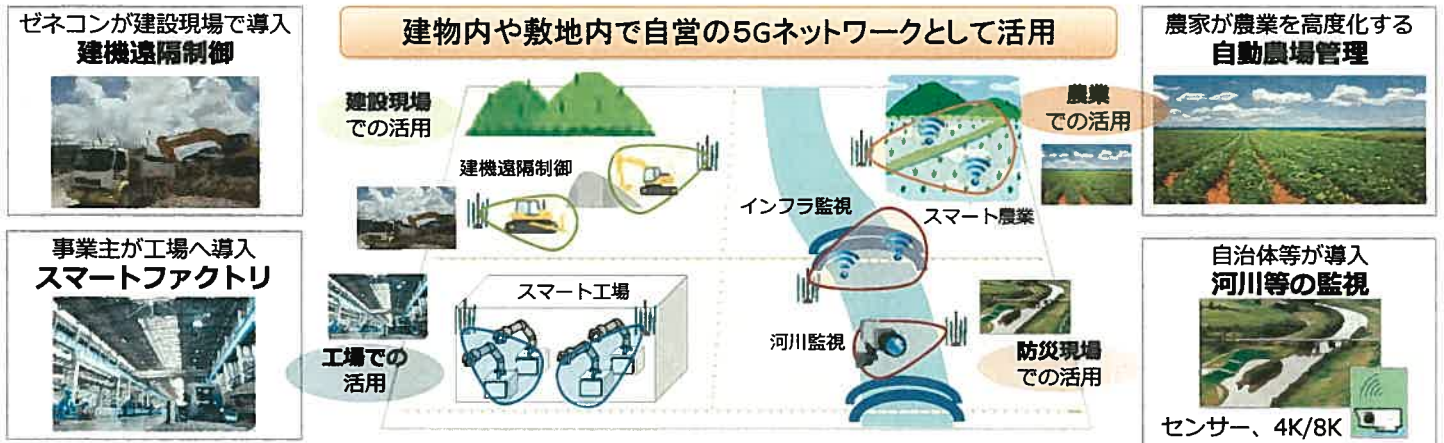
4G及びBWAで使用されている周波数帯において、5Gへの高度化(BWAにあつては5Gと互換性のあるBWA方式への高度化)を可能とする制度整備を2020年8月に実施。

3-6 ローカル5Gの概要

- ローカル5Gは、地域や産業の個別のニーズに応じて**地域の企業や自治体等の様々な主体が、自らの建物内や敷地内でスポット的に柔軟に構築**できる5Gシステム。

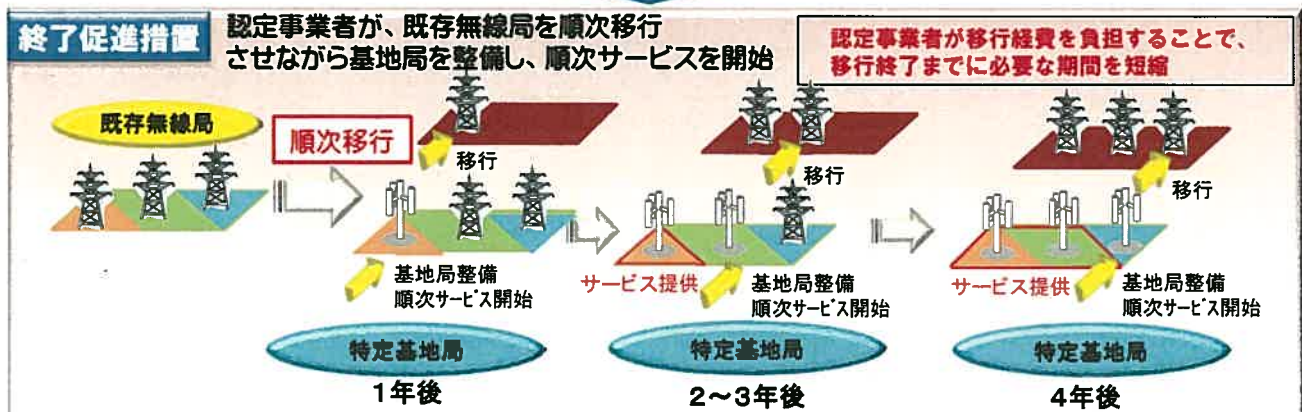
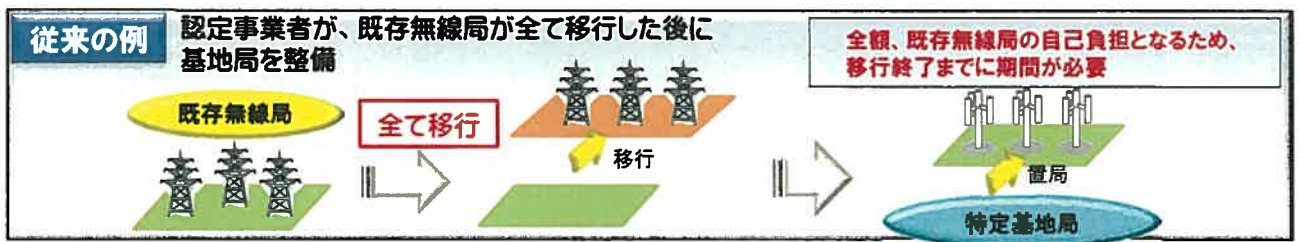
<他のシステムと比較した特徴>

- 携帯事業者の5Gサービスと異なり、
 - 携帯事業者によるエリア展開が遅れる地域において5Gシステムを先行して構築可能。
 - 使用用途に応じて必要となる性能を柔軟に設定することが可能。
 - 他の場所の通信障害や災害などの影響を受けにくい。
- Wi-Fiと比較して、無線局免許に基づく安定的な利用が可能。



3-7 終了促進措置の制度概要

「終了促進措置」とは、基地局の開設計画の認定を受けた認定事業者(携帯電話事業者等)が、開設指針及び開設計画に従って、国が定めた周波数の使用期限より早い時期に既存の無線局の周波数移行を完了させるため、既存の無線局の利用者との合意に基づき、移行費用等を負担する等の措置



4-2 放送事業の参入に係る制度の概要

放送の業務(ソフト)については放送法、設備の設置(ハード)については電波法等により規律。

【放送の業務の種類と参入規律】

| 基幹放送 | 一般放送 | |
|--|--|---|
| 放送をする無線局に専ら又は優先的に割り当てられるものとされた周波数の電波を使用する放送 | 基幹放送に該当しない放送 | |
| | 放送エリア: 広い 視聴者への影響: 大きい | 放送エリア: 狭い 視聴者への影響: 小さい |
| (具体例) ○ 地上基幹放送 (地上テレビ、AMラジオ、FMラジオ、コミュニティFM放送) ○ 移動受信地上基幹放送(マルチメディア放送) ○ 衛星基幹放送 (BS放送、110度CS放送) | (具体例) ○ 124/128度CS放送 (テレビ、ラジオ) ○ ケーブルテレビ(大規模) | (具体例) ○ 有線ラジオ ○ エリア放送 ○ ケーブルテレビ(小規模) |



| 基幹放送事業者 | | 一般放送事業者 | |
|---------------------------------------|--------------------------|-------------|-------------|
| ソフトとハードの事業者が一致している場合 (特定地上基幹放送事業者) | 電波法に基づく「免許」 ※5年ごとに再免許 | 放送法に基づく「登録」 | 放送法に基づく「届出」 |
| ソフトとハードの事業者が異なっている場合 | 放送法に基づく「認定」 ※5年ごとに更新 | | |

4-3 放送対象地域

放送対象地域の概念

同一の放送番組の放送を同時に受信できることが相当と認められる一定の区域(放送法第91条第2項第2号)のことであり、その地域の自然的、経済的、社会的、文化的諸事情や周波数の効率的利用を考慮して、基幹放送普及計画において定める(放送法第91条第3項)。

放送対象地域の効果

(1) 放送対象地域ごとに放送系の数の目標を設定

放送の計画的な普及及び健全な発達を図るため、基幹放送普及計画において、放送対象地域ごとに普及させる放送系の数の目標を設定。

(2) 放送対象地域内では、難視聴解消の義務又は努力義務

放送事業者は、放送対象地域内で、その放送があまねく受信できるように努めることとされている。

(NHKには、テレビジョン放送及びラジオ放送<中波放送・超短波放送のいずれか>が全国において受信できるように措置をすることを義務付け)

放送対象地域の例

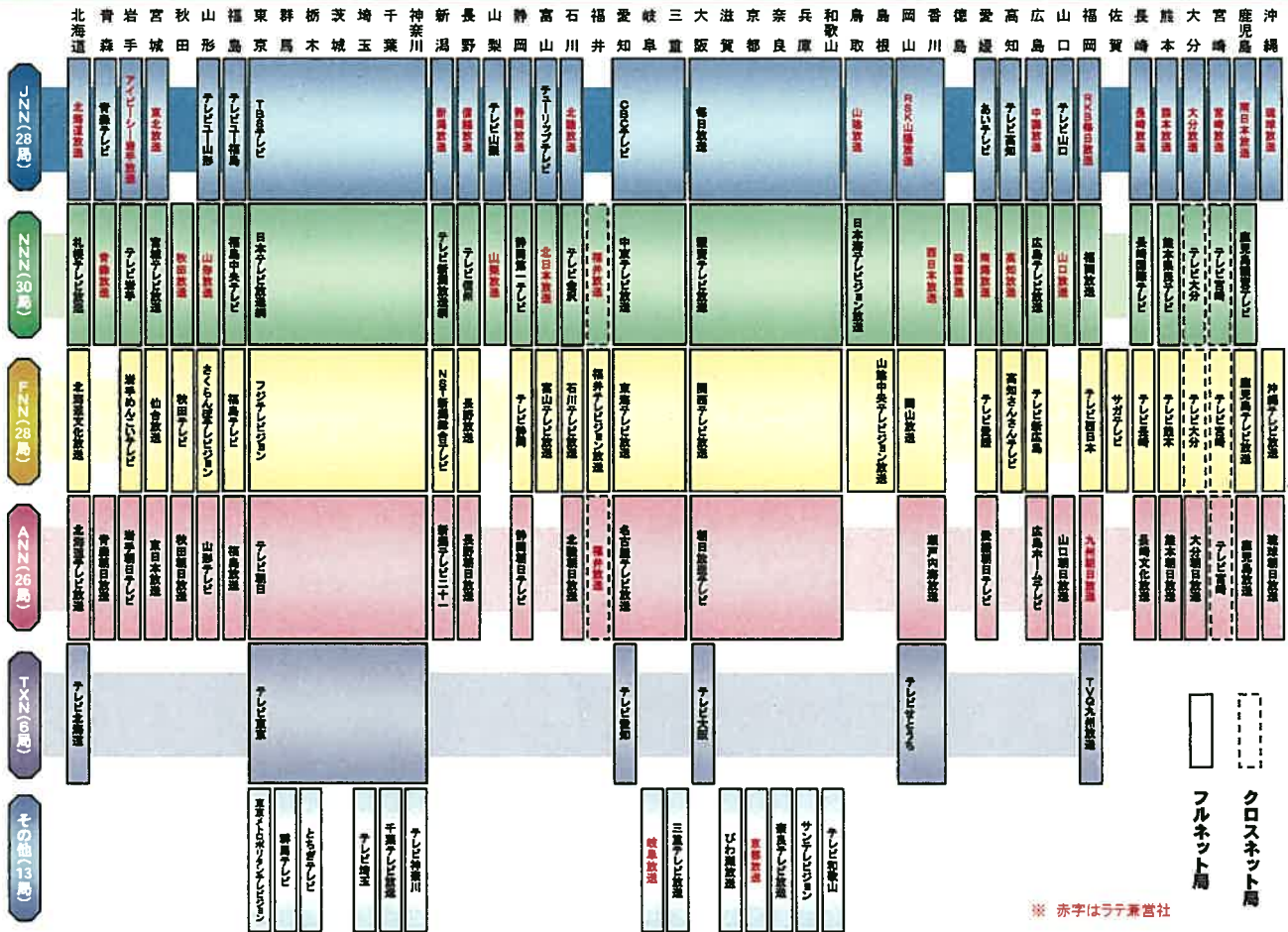
(1) 規定の仕方

- ① 放送の主体(NHK、放送大学学園、基幹放送事業者)
- ② 放送の種類(テレビジョン放送、中波放送、超短波放送等)等に基づき設定

(2) 具体例(地上基幹放送<テレビジョン放送>)

- ① NHK
関東広域圏(茨城県、栃木県及び群馬県を含まない)、関東広域圏にある県を除く各道府県
- ② 基幹放送事業者
広域圏 : 関東広域圏、近畿広域圏、中京広域圏
複数の県域 : 鳥取県及び島根県、岡山県及び香川県
その他 : 上記以外の各都道府県

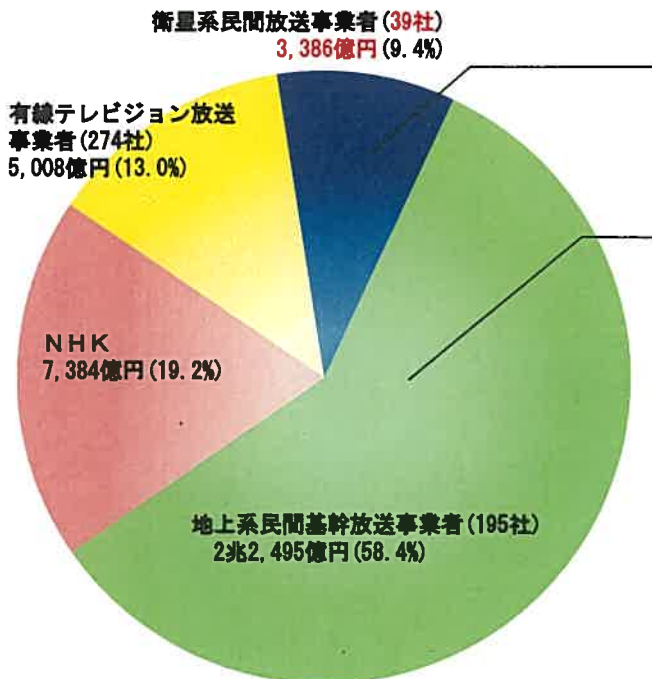
【削除】 民間地上基幹放送事業者の番組系列(テレビジョン放送・127社)(2021年4月1日現在)



4-5 放送メディアの市場規模

- ・放送メディアの市場規模は、令和元年度において、3兆8,510億円となっている。
- ・各放送事業者のシェアは、地上系民間基幹放送事業者が58.4%、NHKが19.2%、有線テレビジョン放送事業者が13.0%、衛星系民間放送事業者が9.4%を占めている。

放送メディアの収入 令和2年度 3兆8,510億円



【衛星系民間放送事業者内訳】

| | | |
|---------------------|-------|----------------|
| 衛星基幹放送 (BS放送) | (20社) | 2,023億円 (5.7%) |
| 衛星基幹放送 (東経110度CS放送) | (20社) | 772億円 (2.0%) |
| 衛星一般放送 | (4社) | 592億円 (1.7%) |

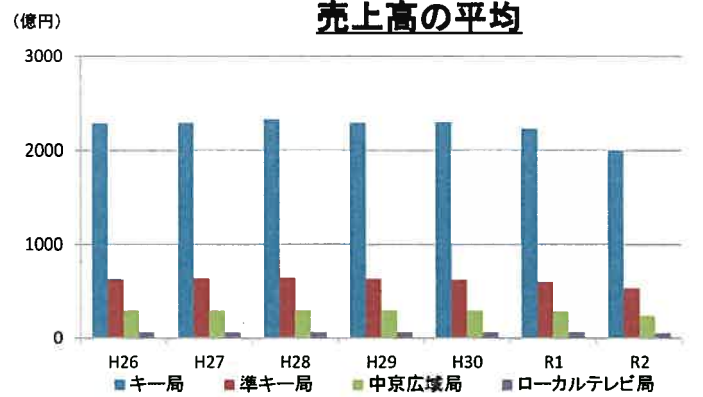
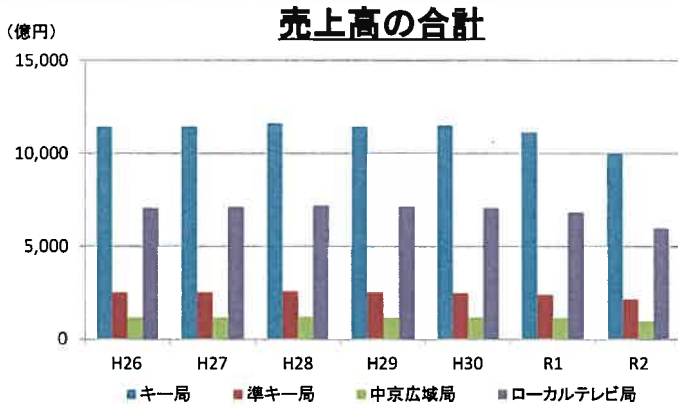
【地上系民間基幹放送事業者内訳】

| | | |
|-----------------|-------|-------------------|
| テレビジョン放送単営 | (95社) | 1兆8,756億円 (48.7%) |
| AM放送・テレビジョン放送兼営 | (32社) | 2,644億円 (6.9%) |
| その他(※)単営 | (68社) | 1,096億円 (2.8%) |

※…AM(15社)、短波(1社)及びFM(52社)

(注1) ()内の%は、放送メディアに占める各媒体のシェア。
 小数点第2位を四捨五入しているため合計が一致しない場合がある。
 (注2) 「地上系民間基幹放送事業者」には、一般財団法人道路交通情報通信システムセンター及びコミュニティ放送事業者を含めていない。
 (注3) NHKについては損益計算書(一般勘定)の経常事業収入、経常事業外収入及び特別収入の和から未収受信料欠損償却費を差し引いた値。
 (注4) 放送大学学園を除く。
 (注5) 「有線テレビジョン放送事業者」とは、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者。
 (注6) 「衛星系民間放送事業者」の内訳には、BS放送と東経110度CS放送を兼営する事業者が4社存在し、また、衛星基幹放送と衛星一般放送を兼営する事業者が1社存在するため、総数(39社)とは一致しない。

4-6 民間地上テレビジョン放送事業者の経営状況



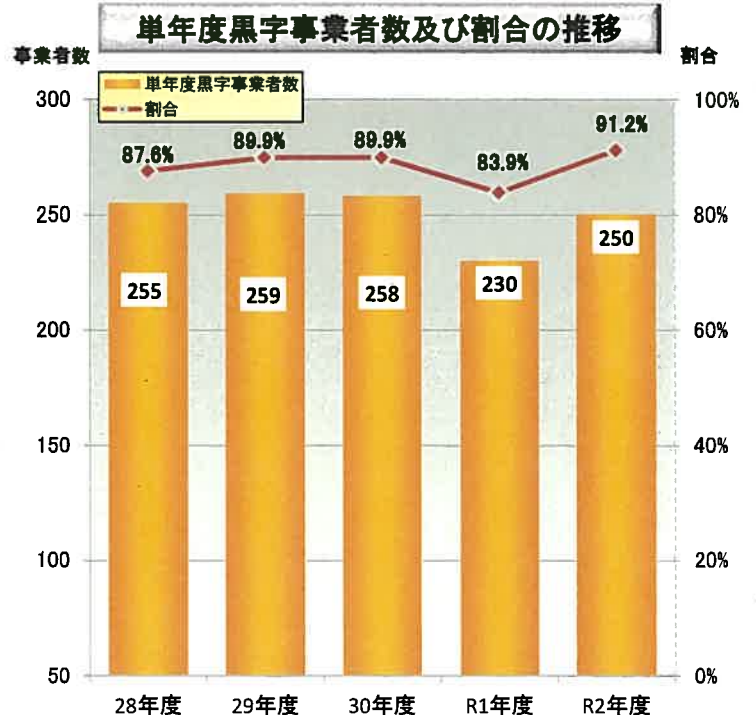
(単位:億円) ()内は1社平均

| 年度 | | H26 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 |
|------------------------|------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|---------------|--------------|
| キー局 (5局) | 売上高 | 11,402(2,280) | 11,428(2,286) | 11,612(2,322) | 11,433(2,287) | 11,486(2,297) | 11,110(2,222) | 9,963(1,993) |
| | 営業損益 | 668(134) | 730(146) | 722(144) | 705(141) | 733(147) | 590(118) | 525(105) |
| 準キー局 (4局) | 売上高 | 2,474(619) | 2,511(628) | 2,543(636) | 2,508(627) | 2,466(617) | 2,363(591) | 2,118(530) |
| | 営業損益 | 140(35) | 145(36) | 158(40) | 146(36) | 136(34) | 44(11) | 53(13) |
| 中京広域局 (4局) | 売上高 | 1,151(288) | 1,157(289) | 1,175(294) | 1,172(293) | 1,160(290) | 1,120(280) | 934(234) |
| | 営業損益 | 121(30) | 113(28) | 99(25) | 96(24) | 88(22) | 67(17) | 35(9) |
| ローカル テレビ局 (114局) | 売上高 | 7,055(62) | 7,112(62) | 7,170(63) | 7,107(62) | 7,012(62) | 6,806(60) | 5,933(52) |
| | 営業損益 | 575(5) | 586(5) | 566(5) | 490(4) | 423(4) | 306(3) | 166(1) |

4-7 ケーブルテレビ事業者の収支状況(令和2年度)

- ・ ケーブルテレビ事業の営業収益は横ばい、営業利益は微増となった。
- ・ 274社中250社(91.2%)が単年度黒字を計上。

注:調査対象は、有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者(営利法人に限る。)のうち、IPマルチキャスト方式による事業者等を除く者274社。



4-8 ケーブルテレビの普及状況(令和2年度)

- 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数は令和3年3月末で約3,117万世帯、対前年度比0.8%の増加。
- 有線電気通信設備を用いて自主放送を行う登録一般放送事業者数は464事業者(対前年度比1.5%減)。

自主・再放送別の加入世帯数の推移



注：登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備によりサービスを受ける加入世帯数はRF方式及びIPマルチキャスト方式の合計値

ケーブルテレビの事業者数及び設備数

ア 事業者数

有線電気通信設備を用いて放送を行う登録一般放送事業者数は657事業者で、対前年度比約1.9%の減少。

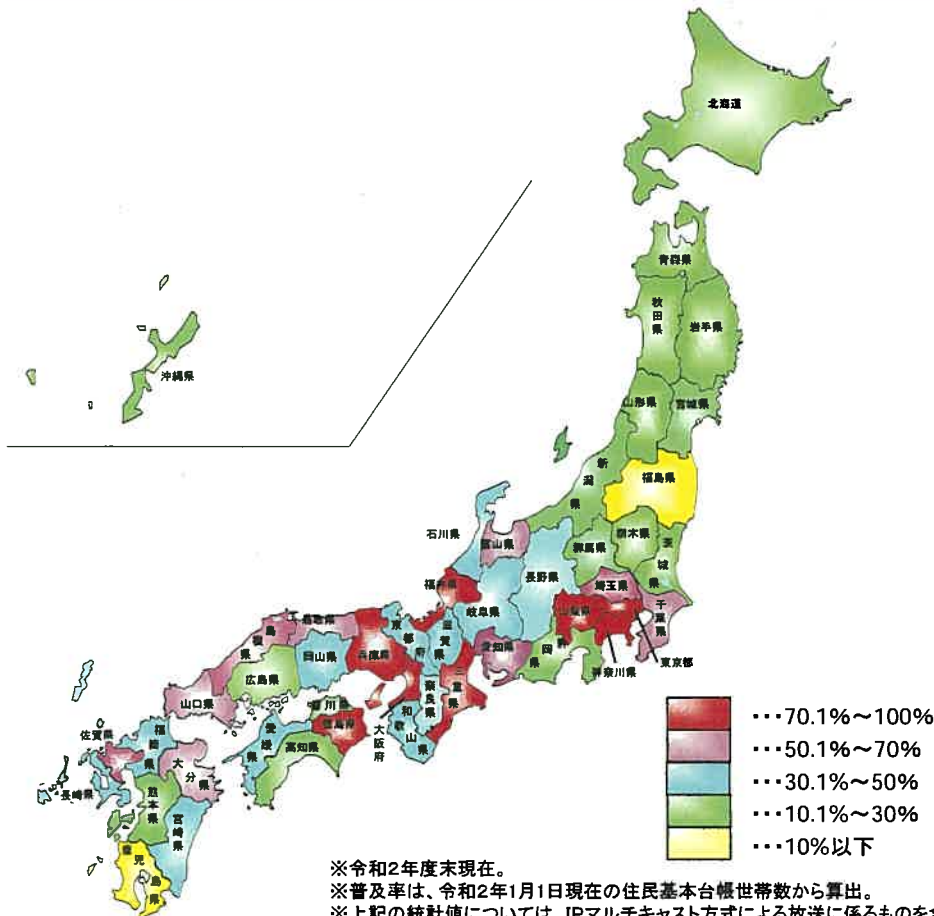
| 区分 | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 増減数 | 増減率 |
|--------------------------|--------|--------|-----|-------|
| 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備 | 471 | 464 | -7 | -1.5% |
| 登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備 | 199 | 193 | -6 | -3.0% |
| 合計 | 670 | 657 | -13 | -1.9% |

イ 設備数

登録に係る有線電気通信設備は974設備で、前年度から増減なし。

| 区分 | 令和元年度末 | 令和2年度末 | 増減数 | 増減率 |
|--------------------------|--------|--------|-----|-------|
| 登録に係る自主放送を行うための有線電気通信設備 | 653 | 660 | 7 | 1.1% |
| 登録に係る再放送のみを行うための有線電気通信設備 | 321 | 314 | -7 | -2.2% |
| 合計 | 974 | 974 | 0 | 0 |

4-9 各都道府県におけるケーブルテレビ(自主放送あり)の普及率



| 都道府県 | 普及率 | 都道府県 | 普及率 |
|------|-------|------|-------|
| 北海道 | 26.8% | 滋賀県 | 38.2% |
| 青森県 | 17.6% | 京都府 | 47.9% |
| 岩手県 | 18.3% | 大阪府 | 86.6% |
| 宮城県 | 27.0% | 兵庫県 | 72.9% |
| 秋田県 | 17.1% | 奈良県 | 48.7% |
| 山形県 | 17.0% | 和歌山県 | 38.3% |
| 福島県 | 4.0% | 鳥取県 | 63.0% |
| 茨城県 | 22.0% | 島根県 | 55.7% |
| 栃木県 | 24.6% | 岡山県 | 33.5% |
| 群馬県 | 14.2% | 広島県 | 29.9% |
| 埼玉県 | 56.8% | 山口県 | 63.4% |
| 千葉県 | 57.8% | 徳島県 | 91.1% |
| 東京都 | 78.5% | 香川県 | 23.5% |
| 神奈川県 | 72.6% | 愛媛県 | 37.6% |
| 新潟県 | 22.0% | 高知県 | 25.5% |
| 富山県 | 68.0% | 福岡県 | 46.7% |
| 石川県 | 42.7% | 佐賀県 | 54.1% |
| 福井県 | 76.4% | 長崎県 | 35.7% |
| 山梨県 | 81.4% | 熊本県 | 29.3% |
| 長野県 | 48.1% | 大分県 | 70.0% |
| 岐阜県 | 39.1% | 宮崎県 | 42.5% |
| 静岡県 | 28.2% | 鹿児島県 | 7.9% |
| 愛知県 | 53.5% | 沖縄県 | 19.0% |
| 三重県 | 72.3% | 全国 | 52.4% |

4-10 区域外再放送の問題

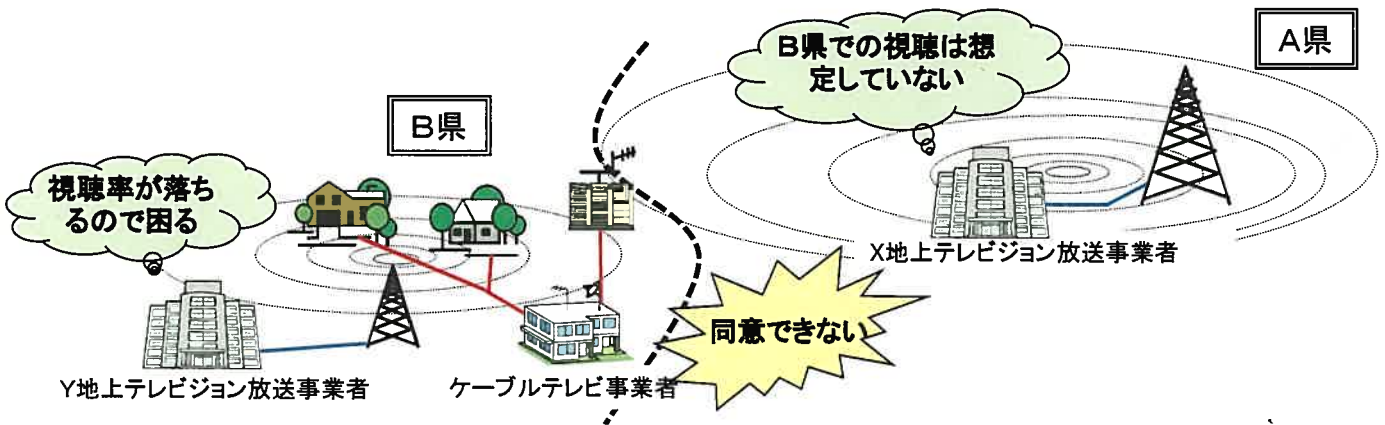
「区域外再放送」とは、A県を放送対象地域とする地上基幹放送(地上テレビジョン放送)事業者の放送を、ケーブルテレビ事業者が受信して、放送対象地域が異なるB県内の世帯に再放送すること。

(地上基幹放送事業者の問題意識)

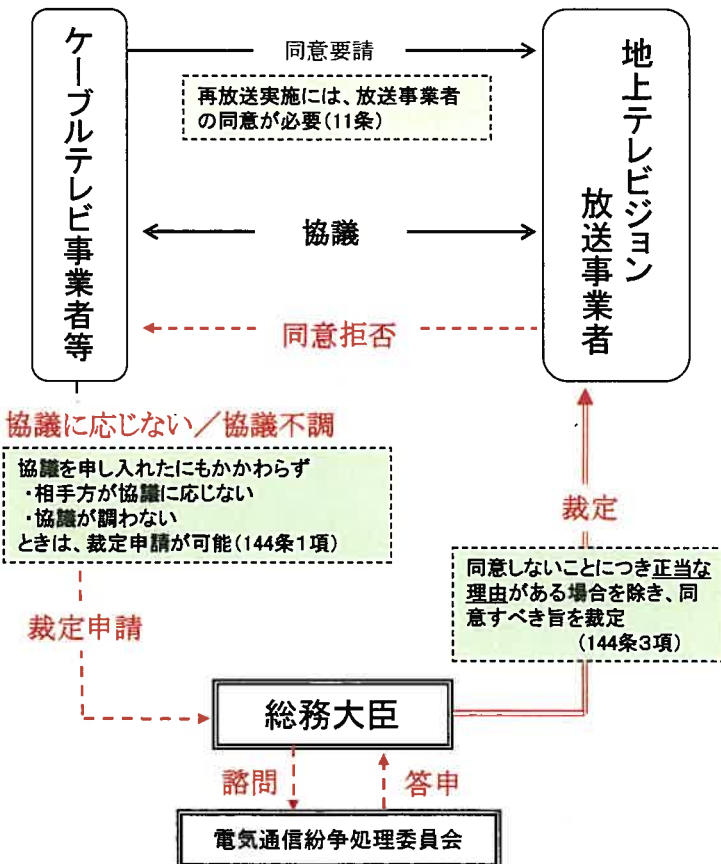
- B県において視聴できるチャンネル数が増加するため、B県の既存地上テレビジョン放送事業者(Y)の視聴率を低下させるおそれがある。
- A県の地上テレビジョン放送事業者(X)はB県での再放送を念頭に置いていないため、番組編集上の配慮ができない。



A県の地上テレビジョン放送事業者が区域外再放送に否定的で紛争に発展することがある



4-11 再放送同意と大臣裁定



再放送ガイドライン(*)による「正当な理由」の解釈

- 放送番組の同一性やチャンネルイメージの確保に関わる次のいずれかの場合
 - 意に反して、放送番組が一部カットして有線放送される場合
 - 意に反して、異時再放送される場合
 - 当該チャンネルで別の番組の有線放送を行い、基幹放送事業者の放送番組か他の番組が混乱が生じる場合
 - 有線テレビジョン放送事業者としての適格性に問題がある場合
 - 良質な再放送が期待できない場合
 - 放送対象地域以外の地域での再放送である場合には、基幹放送事業者の「番組編集上の意図」である「放送の地域性に係る意図」の侵害の程度が「受信者の利益」の程度との比較衡量において許容範囲内(受忍限度内)にあるとは言えない場合
 - 「地域間の関連性」については、通勤等の人の移動状況等地域間における交流状況等に基づき個別判断。
 - 少なくとも、放送対象地域の隣接市町村での再放送は、再放送の同意をしない「正当な理由」には該当しないこと等を例示。
- (その他)
- 地元放送事業者の経営に与える影響等は、地元同意の有無を含め、「正当な理由」の判断に関して考慮されないこと。

※ 有線テレビジョン放送事業者による基幹放送事業者の地上基幹放送(テレビジョン放送に限る。)の再放送の同意に係る協議手続及び裁定における「正当な理由」の解釈に関するガイドライン

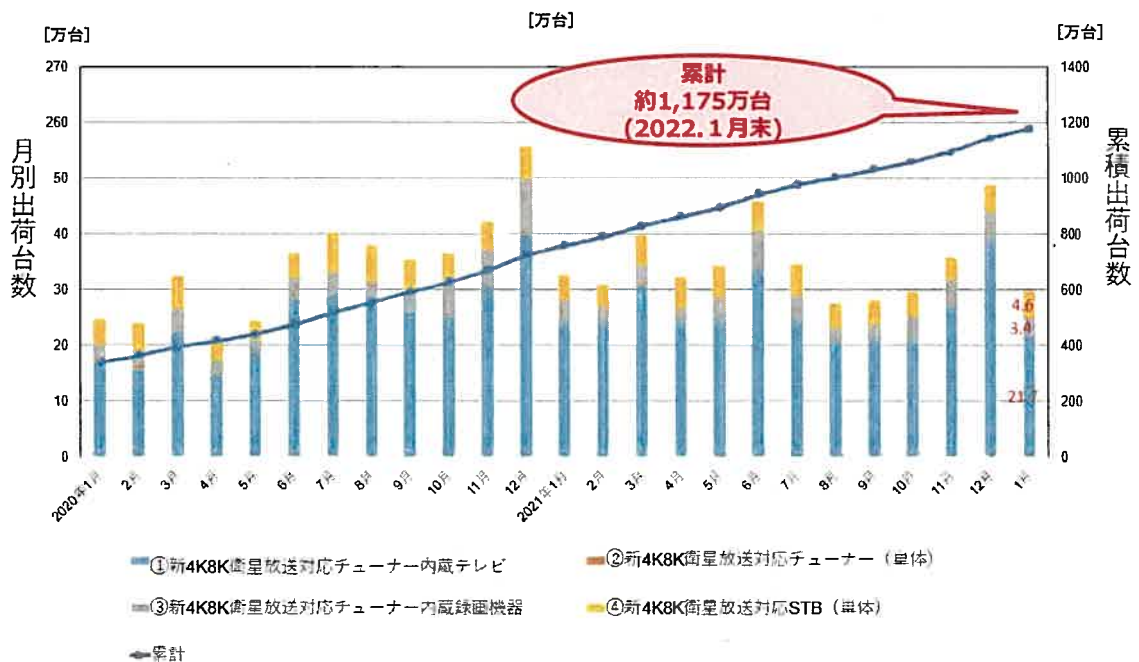
4-12 4K・8Kの概要

- 地上放送のデジタル移行が完了(2012年3月末)し、放送が完全デジタル化。ハイビジョンの放送インフラが整備。
- 現行ハイビジョンを超える画質(いわゆるスーパーハイビジョン)の映像の規格が標準化(2006年、ITU(国際電気通信連合))。規格は、「4K」「8K」(Kは1000の意。)の二種類(現行ハイビジョンは「2K」)。
- 4Kは現行ハイビジョンの4倍、8Kは同じく16倍の画素数。高精細で立体感、臨場感ある映像が実現。

| | 解像度 | 主な画面サイズ | 主な実用化状況 |
|----|--|--|-------------------------------|
| 2K |  <p>約200万画素 $1,920 \times 1,080$ $= 2,073,600$ 約2,000 = 2K</p> | 32インチ  | 映画・VOD・ 実用放送 (地上・衛星放送等) |
| 4K |  <p>2Kの4倍 約830万画素 $3,840 \times 2,160$ $= 8,294,400$ 約4,000 = 4K</p> | 65インチ  | 映画・VOD・ 実用放送(衛星放送等) |
| 8K |  <p>2Kの16倍 約3,300万画素 $7,680 \times 4,320$ $= 33,177,600$ 約8,000 = 8K</p> | 85インチ  | 実用放送(衛星放送) |

4-13 新4K8K衛星放送視聴可能機器の出荷状況

- 新4K8K衛星放送視聴可能機器の累計出荷台数は累計約1,175万台(2022年1月末)。
- 新4K8K衛星放送の普及に向け、受信環境整備の推進、コンテンツの充実、国民・視聴者への継続的な周知・広報が必要。



※千台未満を四捨五入し表記しているため累計や合計が表記数字の計と一致しないことがある。
 ※(一社)放送サービス高度化推進協会“新4K8K衛星放送”視聴可能機器台数より

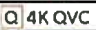

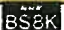
※①、②、③：一般社団法人 電子情報技術産業協会発表出荷台数。
 ※④：一般社団法人 日本ケーブルテレビ連盟ヒアリングによる設置増台数。

4-14 新4K8K衛星放送を行う事業者

BS右旋

| No | 社名 | チャンネル名 | 周波数 | 放送開始日 |
|----|------------|---|------|------------|
| 1 | (株)BS朝日 | BS朝日4K  | 7ch | 平成30年12月1日 |
| 2 | (株)BSテレビ東京 | BSテレ東4K  | 7ch | 平成30年12月1日 |
| 3 | (株)BS日本 | BS日テレ 4K  | 7ch | 令和元年9月1日 |
| 4 | 日本放送協会 | NHK BS4K  | 17ch | 平成30年12月1日 |
| 5 | (株)BS-TBS | BS-TBS 4K  | 17ch | 平成30年12月1日 |
| 6 | (株)ビーエスフジ | BSフジ4K  | 17ch | 平成30年12月1日 |

BS左旋

| No | 社名 | チャンネル名 | 周波数 | 放送開始日 |
|----|--------------|---|------|------------|
| 1 | SCサテライト放送(株) | ショップチャンネル4K  | 8ch | 平成30年12月1日 |
| 2 | (株)QVCサテライト | 4K QVC  | 8ch | 平成30年12月1日 |
| 3 | (株)WOWOW | WOWOW  | 12ch | 令和3年3月1日 |
| 4 | 日本放送協会 | NHK BS8K  | 14ch | 平成30年12月1日 |

110度CS左旋

| No | 社名 | チャンネル名 | 周波数 | 放送開始日 |
|----|-------------------|---|------|------------|
| 1 | (株)スカパー・エンターテイメント | J SPORTS 1 (4K)  | 9ch | 平成30年12月1日 |
| 2 | | J SPORTS 2 (4K)  | 9ch | 平成30年12月1日 |
| 3 | | J SPORTS 3 (4K)  | 11ch | 平成30年12月1日 |
| 4 | | J SPORTS 4 (4K)  | 11ch | 平成30年12月1日 |
| 5 | | スターチャンネル 4K  | 19ch | 平成30年12月1日 |
| 6 | | スカチャン1 4K  | 19ch | 平成30年12月1日 |
| 7 | | スカチャン2 4K  | 21ch | 平成30年12月1日 |
| 8 | | 日本映画+時代劇 4K  | 23ch | 平成30年12月1日 |